

# 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS)」簡易操作マニュアル（省エネ法・工場等）

**EEGS（イーグス）：**  
Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures  
Online Reporting System

---

## <はじめに>

### ■本書について

- ・本書は「記入要領」と「EEGS操作マニュアル」を統合した**標準版マニュアル**です。この1冊だけで、報告書作成に必要な基本的な作業はすべて完結できます。

### ■ 本書でできること

- ・記入ルール（記入要領）の要点を確認できる。
- ・EEGSの操作方法を手順に沿って把握できる。
- ・報告書作成の一連の流れを迷わず進められる。

### ■ より詳しい情報が必要な場合

- ・本書は標準的な内容に絞ってまとめています。
- ・詳細仕様や特殊ケースを確認したい場合は従来の「[記入要領](#)」および「[EEGS操作マニュアル](#)」を参照してください。

# <目次>

<b>I. 定期報告書作成の流れ</b>	<b>3</b>
省エネ法の義務	4
定期報告書作成の工程	9
<b>II. 定期報告書作成方法</b>	<b>12</b>
EEGSの全体像	13
EEGSの利用の流れと操作手順	20
基本情報の入力・確認の流れと操作手順	33
EEGSを用いた報告書の作成・提出の流れと操作手順	61
<b>III. 省エネ法の解説</b>	<b>250</b>
省エネ法の基本方針（実務者の義務など）	251
判断基準と管理標準	252
原単位の管理	258
定期報告情報の開示制度	261
省エネ政策	262
<b>IV. お問い合わせ先</b>	<b>264</b>

# I. 定期報告書作成の流れ

---

3

- 省エネ法の義務 4
- 定期報告書作成の工程 9

# 省エネ法の義務について（法律と対象エネルギー）

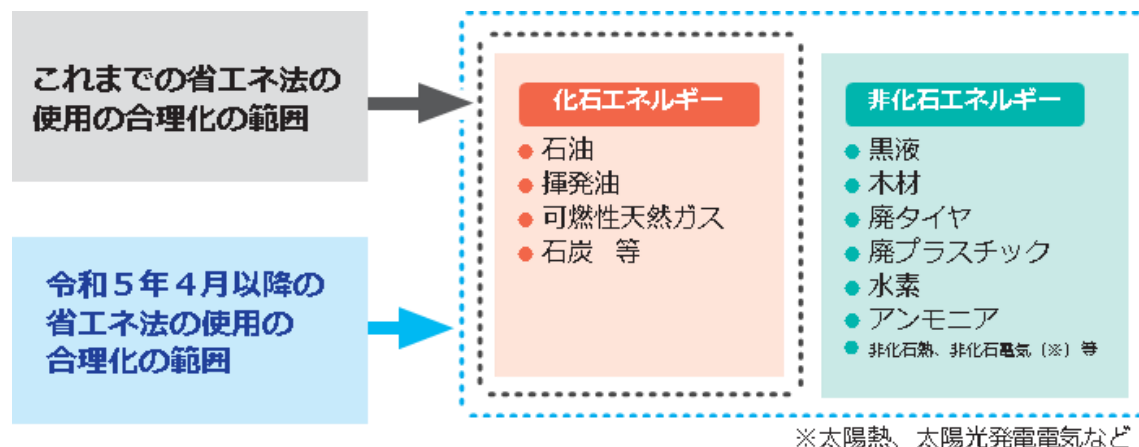
- 省エネ法はエネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。
- 対象となるエネルギーには、化石エネルギーだけでなく非化石のエネルギーも対象ですのでご注意ください。（R5年度実績から報告開始）

## ① - ① 省エネ法とは

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）は、一定規模以上（原油換算で1,500kl／年以上のエネルギーを使用する）の事業者に、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。

## ① - ② 省エネ法におけるエネルギー

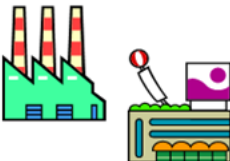


省エネ法におけるエネルギーとは、以下の青枠に示す燃料、熱、電気を対象としています。令和5年4月から新たに非化石エネルギーが報告対象に加わっております。



**すべてのエネルギーの使用の合理化が求められます。**

# 省エネ法の義務について（規制対象分野）



- 省エネ法では、工場等の設置者、輸送事業者・荷主に対し、省エネ・非化石転換に関する取組を実施する際の目安となるべき判断基準及び電気の需要の最適化に関する指針を示し、一定規模以上の事業者エネルギーの使用状況等の報告を求めています。

	工場・事業場	運輸	
エネルギー使用者への直接規制	<b>努力義務の対象者</b> <b>工場等の設置者</b> ・事業者の努力義務 	<b>貨物/旅客輸送事業者</b> ・事業者の努力義務 	<b>荷主（自らの貨物を輸送業者に輸送させる者）</b> ・事業者の努力義務 
	<b>報告義務等対象者</b> <b>特定事業者</b> （エネルギー使用量1,500kl/年以上） ・エネルギー管理者等の選任義務 ・中長期計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	<b>特定貨物/旅客輸送事業者</b> （保有車両トラック200台以上等） ・計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	<b>特定荷主</b> （年間輸送量3,000万トン以上） ・計画の提出義務 ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務

**間接規制**

**特定エネルギー消費機器等（トップランナー制度）**

**製造事業者等（生産量等が一定以上）**  
 ・自動車や家電製品等32品目のエネルギー消費効率の目標を設定し、製造事業者等に達成を求める

**一般消費者への情報提供**

**家電等の小売事業者やエネルギー小売事業者**  
 ・消費者への情報提供（努力義務）

※建築物に関する規定は、平成29年度より建築物省エネ法に移行

# 省エネ法の義務について（工場等ごと）

- また、エネルギー管理指定工場等に指定された工場・事業場等については、選任すべき者や提出書類等個別に義務が課せられます。

## エネルギー管理指定工場等ごとの義務

年度間エネルギー使用量 (原油換算値 ke)	3,000ke /年度以上		1,500ke /年度以上 ~3,000ke /年度未満	1,500ke /年度 未満
指定区分	第一種 エネルギー管理指定工場等		第二種 エネルギー管理指定工場等	指定なし
事業者の区分	第一種特定事業者		第二種特定事業者	—
業種	第一種指定事業者		全ての業種	全ての業種
	製造業等5業種 (鋳業、製造業、電気供給業、 ガス供給業、熱供給業) ※事務所を除く	左記業種の事務所 左記以外の業種 (ホテル、病院、学校等)		
選任すべき者	エネルギー管理者	エネルギー管理員	エネルギー管理員	—
提出すべき書類	定期報告書（指定表の提出が必要）			—

# 省エネ法の義務について（提出すべき書類）

- 特定事業者には、エネルギー管理者・管理員等の選任届や中長期計画書・定期報告書等の提出すべき各種提出書類があります。
- EEGSシステムのオンライン申請の届け出を提出すると印刷・郵送が不要となり、不備是正が可能になります。

## ● 提出書類及び提出期限

様式名称		摘要	提出期限※
エネルギー使用状況届出書	様式第1	事業者の前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上である場合に提出（既に指定されている事業者は提出不要）	5月末日
特定事業者（特定連鎖化事業者） 指定取消申出書	様式第2	事業者が事業を行わなくなった場合、又は年度のエネルギー使用量が1,500kℓ未満となることが明らかである場合に提出	随時
第一種（第二種） エネルギー管理指定工場等 指定取消申出書	★ 様式第5	エネルギー管理指定工場等が事業を行わなくなった場合（廃止、移転、譲渡、分社等）、又は年度のエネルギー使用量が3,000kℓ（第一種）又は1,500kℓ（第二種）未満となることが明らかである場合に提出	随時
エネルギー管理統括者 （企画推進者） 選任・解任届出書	様式第4	エネルギー管理統括者（企画推進者）を選任・解任した場合に提出	事由が生じた日 以降の7月末日
エネルギー管理者（管理員） 選任・解任届出書	★ 様式第7	エネルギー管理者（管理員）を選任・解任した場合、事業者がとりまとめて提出（選任・解任数が多い場合一覧表を添付することも可）	事由が生じた日 以降の7月末日
中長期計画書	様式第8	事業者全体の省エネ取組及び非化石転換に関する計画を取りまとめて提出 一定の条件で提出が免除される	原則毎年度7月末日
定期報告書	様式第9	事業者全体及びエネルギー管理指定工場等のエネルギー使用量等の情報を記載し提出	毎年度7月末日

※「行政機関の休日に関する法律」に基づき、提出期限が行政機関の休日にあたる場合、行政機関の休日の翌日を期限とみなします。

★は管理関係事業者も提出が必要な書類

## ● 各種書類の提出方法

名称		摘要	備考
電子情報処理組織使用届	様式第43	オンライン申請を利用しようとする場合（初回のみ）	5月末日 受理後、ID・パスワードを付与

# 省エネ法の義務について（エネルギー管理要員の役割等）

- 各エネルギー管理要員ごとに役割、選任・資格要件、選任時期が決められています。

## ●エネルギー管理統括者等の役割、選任・資格要件、選任時期

選任すべき者	役割		選任・資格要件	選任時期
	事業者単位の エネルギー管理	工場等単位の エネルギー管理		
エネルギー 管理統括者	①経営的視点を踏まえた取組 の推進 ②中長期計画のとりまとめ ③現場管理に係る企画立案、 実務の統制	—	事業経営の一環とし て、事業者全体の鳥 瞰的なエネルギー管理 を行い得る者（役員 クラスを想定）	選任すべき事 由が生じた日 以後遅滞なく 選任
エネルギー 企画推進者	エネルギー管理統括者を 実務面から補佐	—	エネルギー管理士 又はエネルギー管理講 習修了者	
エネルギー 管理者	—	第一種エネルギー管理指定 工場等に係る現場管理 （第一種指定事業者を除く）	エネルギー管理士	選任すべき事 由が生じた日 から6ヶ月以 内に選任
エネルギー 管理員	—	第一種エネルギー管理指定 工場等に係る現場管理 （第一種指定事業者の場合）	エネルギー管理士 又はエネルギー管理 講習修了者	
	—	第二種エネルギー管理指定 工場等に係る現場管理		

# 定期報告書作成の工程

- EEGSを使用する際のアカウント申請から報告書提出までの各工程では、エネルギー使用量の把握や報告書提出前チェックなどに時間がかかるので早めに着手してください。

## 【作成の工程と準備に要する時間の目安】

### 1. EEGSのアカウント申請（1日）

（省庁からアカウントの発行を受けるには、2週間程度時間を要します。

※時期によってはさらに時間を要する可能性もあるため、早めの申請をお願いします。）

### 2. 各事業所へのアカウント発行・初期登録（1週間）

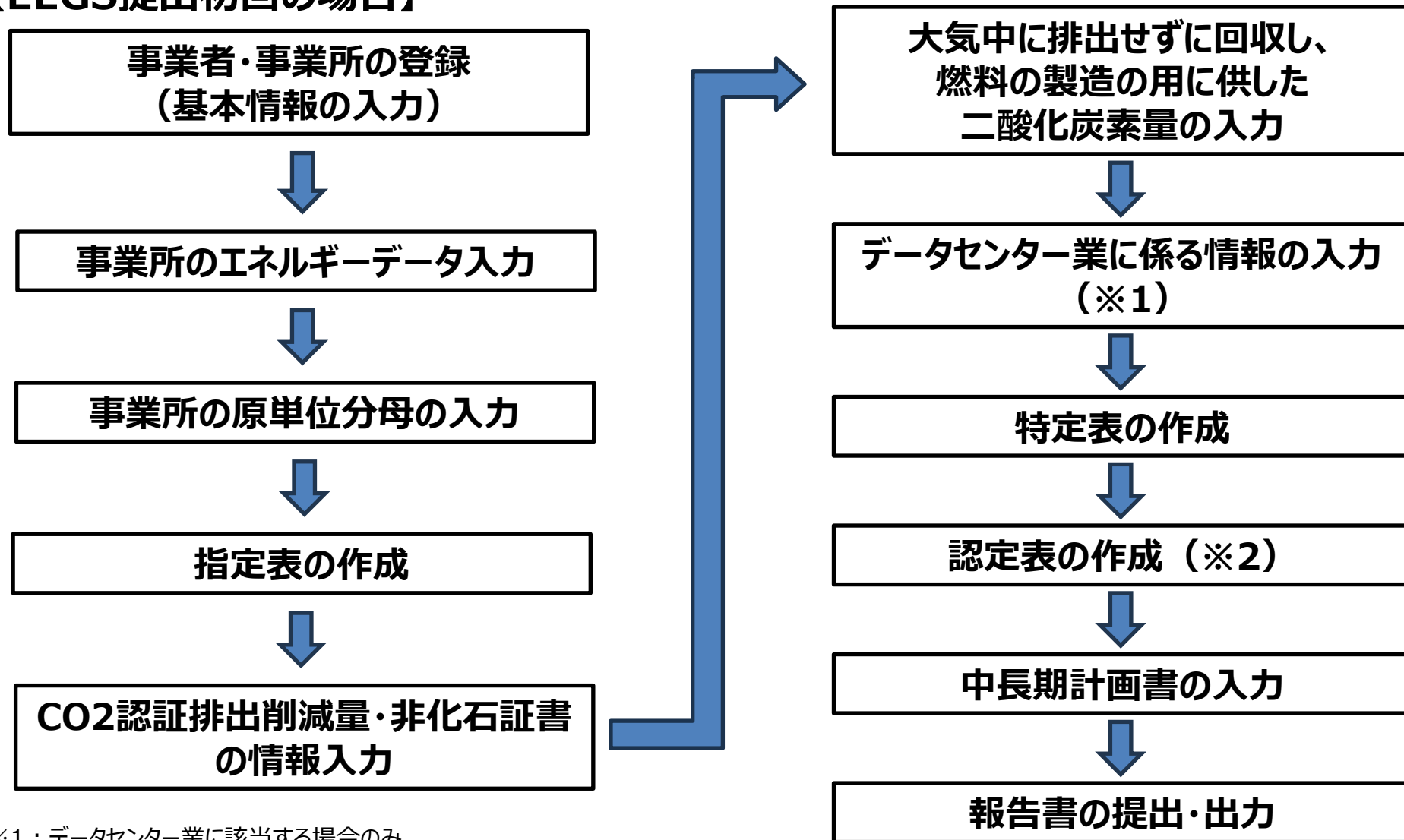
### 3. 各事業所のエネルギー使用量の把握とEEGS入力（1か月）

### 4. 定期報告書・中長期計画書の作成・提出（1週間）

# EEGS入力操作の概要

- ログイン後のEEGSでの入力は下記の流れです。

## 【EEGS提出初回の場合】



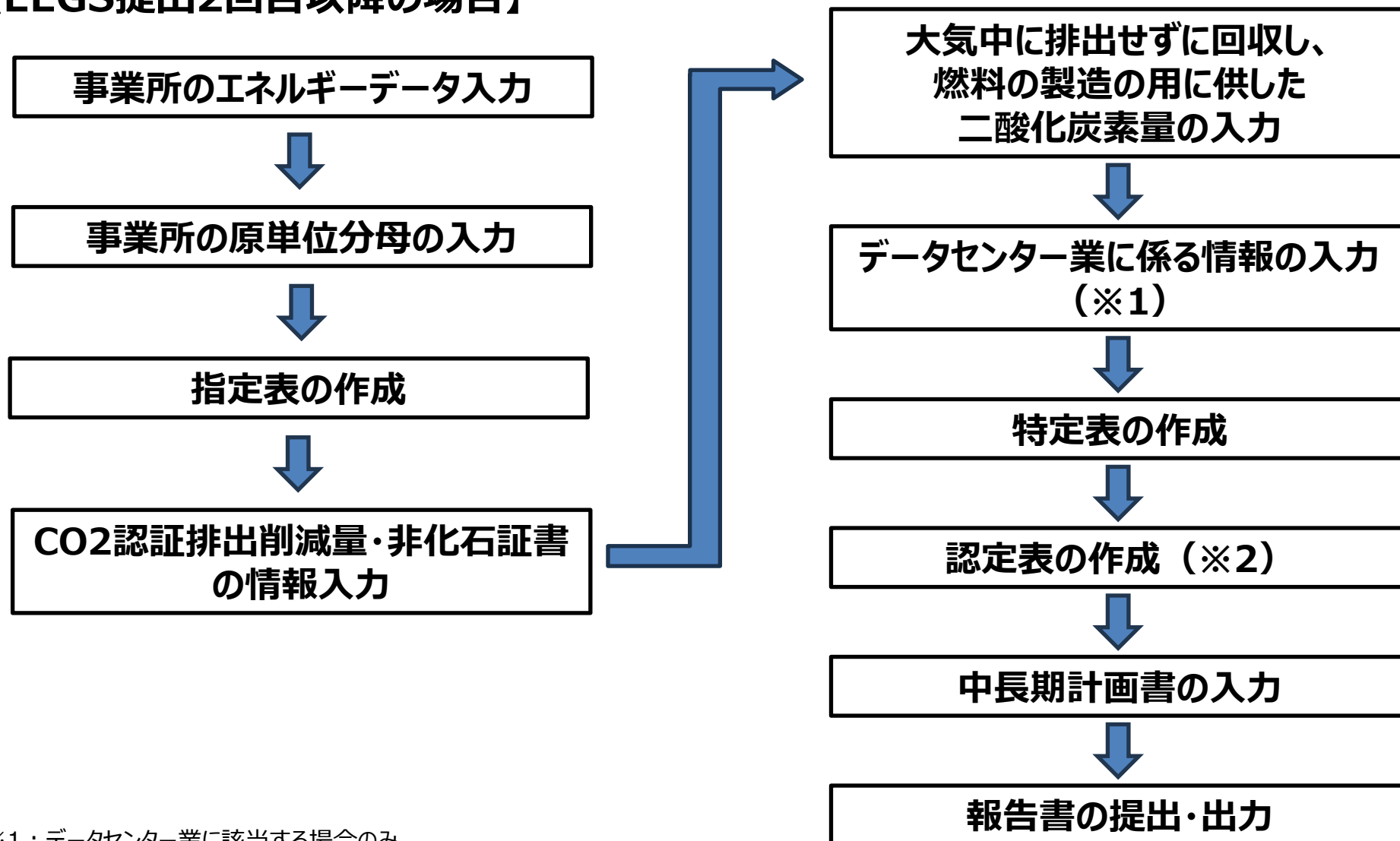
※1：データセンター業に該当する場合のみ

※2：認定管理統括事業者認定制度を受けた事業者のみ

# EEGS入力操作の概要

- ログイン後のEEGSでの入力は下記の流れです。

## 【EEGS提出2回目以降の場合】



※1：データセンター業に該当する場合のみ

※2：認定管理統括事業者認定制度を受けた事業者のみ

## Ⅱ. 定期報告書作成方法

12

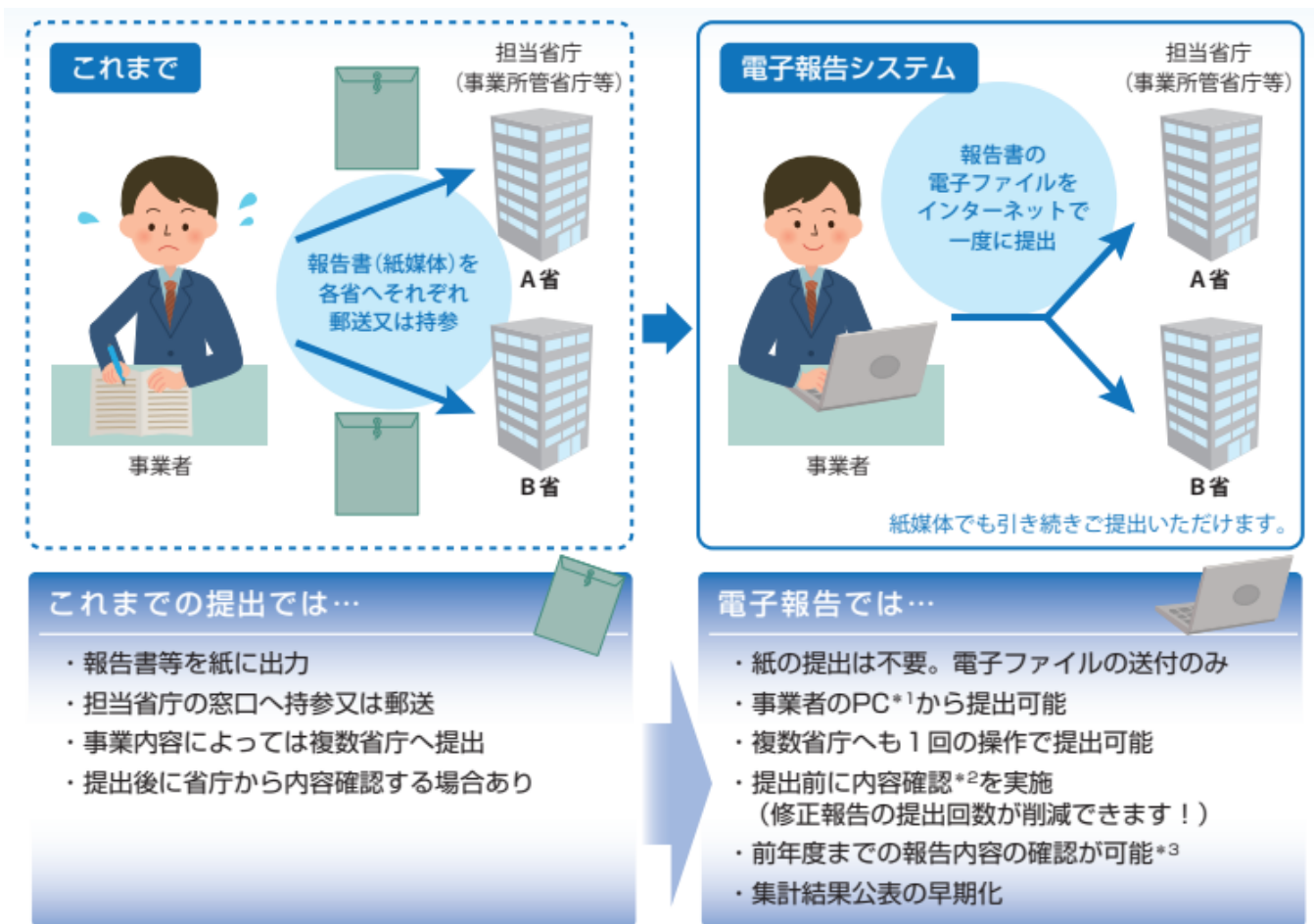
• EEGSの全体像	13
• EEGSの利用の流れと操作手順	20
• 基本情報の入力・確認の流れと操作手順	33
• 事業者情報の入力	35
• 事業所情報の入力	40
• 担当者の登録	50
• EEGSを用いた報告書の作成・提出の流れと操作手順	61
• 前年度の報告データの取り込み・編集	68
• エネルギー使用量の入力	72
• エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力	102
• 報告書入力（指定表）	108
• 国内・海外認証排出削減量の入力	136
• 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供したCO2の入力	141
• データセンター業に係る情報の入力	144
• 報告書入力（特定表）	149
• 報告書入力（認定表）	206
• 添付資料の登録	209
• 報告書ファイルの登録	211
• 中長期計画書の作成	215
• 提出	229
• 取り下げ・差戻しからの再提出	241
• その他	244

# EEGSの全体像

---

# EEGSの目的

- EEGSでは、省エネ法・温対法・フロン法の報告書の作成から提出までをワンストップで行うことができます。



\*1：インターネットに接続できるPC

(ウェブブラウザ (Microsoft Edge, Google Chrome, Firefox) の他に、新たなアプリケーションをインストールする必要はありません。)

\*2：電子報告での提出時にシステムで内容の一部について形式チェックをします。

\*3：本システムで提出いただいた報告書は、本システムで5年間確認できます。

# EEGSの位置づけ・利用条件

- 報告書は原則、EEGSで提出してください。
- EEGSの利用に際しては、「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要です。

## EEGSの 位置づけ

- 省エネ法・温対法・フロン法に係る報告は、**原則、EEGSを使用**してください。

## EEGSの 利用条件

- EEGSの利用に際しては、**「電子情報処理組織使用届出書」を紙媒体で提出**していただく必要があります。
  - ✓ 省エネ法・温対法の電子報告とフロン法の電子報告は、別々に使用届出書を出していただく必要があります。
- ただし、**「GビズID」をお持ちの場合は、電子申請が可能**です。

# EEGSのアクセス先

- EEGSのアクセス先は以下の通りです。

## EEGS利用申請画面<ログインIDが無い場合>

<https://eegs.env.go.jp/eegs-request/>

## EEGSログイン画面<ログインIDがある場合>

<https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login>

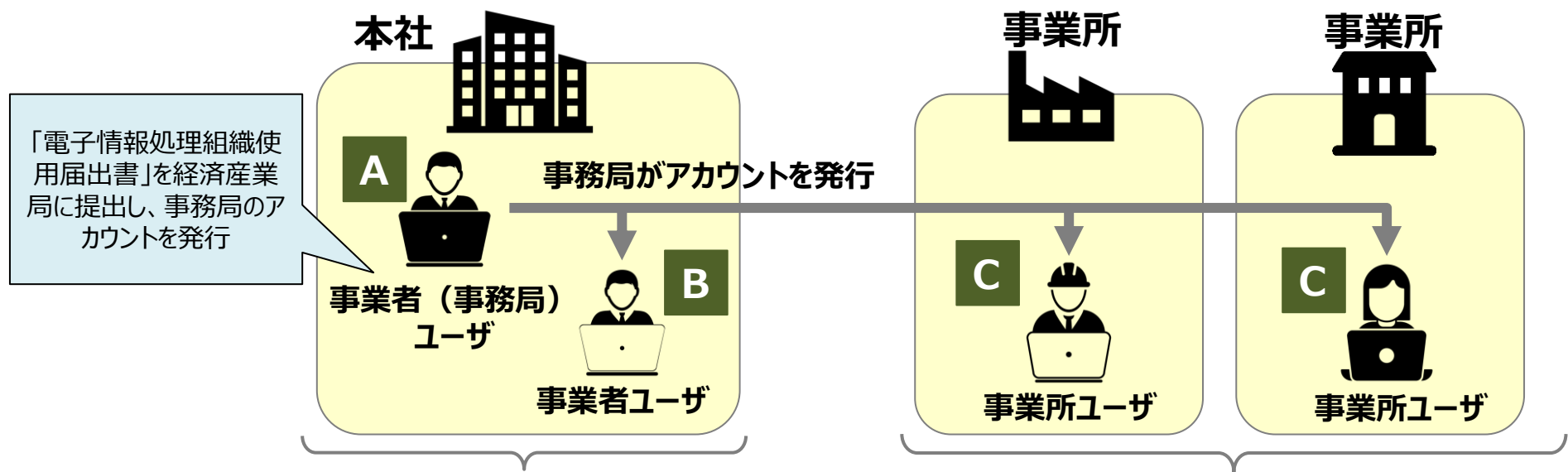
## EEGSに関する情報提供ポータルサイト

<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/>

# EEGSのユーザタイプと権限

- 事業者（事務局）ユーザは、事業者・事業所のアカウントを発行できます。

事業者 ユーザ	<b>A</b> 事業者 (事務局)	EEGSに管理者として登録されているユーザ。事業者ごとに1ユーザのみであり、EEGSから自動的に発行されたログインIDを持つ。管理者として事業者・事業所ユーザのアカウントを発行できるほか、事業者全体の報告内容、全事業所の報告内容について、登録、変更、削除が可能。 <b>(最初に経済産業局に申請いただいた際に担当者として登録されている方です)</b>
	<b>B</b> 事業者	「事業者（事務局）」がアカウントを発行するユーザ。ログインIDはメールアドレス。事業者全体の報告内容、全事業所（工場・事業場）の報告内容について、登録・変更・削除が可能なユーザ。 <b>(各事業所からの情報を集めて、EEGS上で作業する担当者のイメージ)</b>
	<b>C</b> 事業所	「事業者（事務局）」がアカウントを発行するユーザ。ログインIDはメールアドレス。自事業所（工場・事業場）の報告内容について、登録、変更、削除が可能。他事業所の報告内容の確認はできない。 <b>(指定工場や支社の担当者のイメージ)</b>



事業者全体及び全事業所の情報を編集可能

自事業所の情報のみ編集可能

# アクセスキー、ログインID、パスワードの発行・確認方法

- 事業者・事業所ユーザがログインIDを忘れた場合は事業者（事務局）ユーザに確認して下さい。
- 事業者（事務局）ユーザがログインIDを忘れた場合は届出書を提出した省庁に確認してください。

下表の「制度所管省庁」とは、所轄の（定期報告書を提出している）経済産業局を指します。

	事業者ユーザ	
	事業者（事務局）	事業者・事業所
アクセスキー	制度所管省庁がEEGSで発行し、郵送または電子メールで通知。	/
アクセスキーを忘れた場合	制度所管省庁がEEGSで再発行し、郵送または電子メールで通知。	
ログインID	ユーザ自身がEEGSで発行。 ※IDはEEGSが自動設定	事業者（事務局）がEEGSで発行。 ※IDはメールアドレス
ログインIDを忘れた場合	制度所管省庁がEEGSで確認して回答。	事業者（事務局）がEEGSに登録されているメールアドレスを確認して回答。
パスワード	ユーザ自身がEEGSで設定。	初期パスワードがEEGSから電子メールで送られてくるので、初めてログインする際にユーザ自身に変更。
パスワードを忘れた場合	ユーザ自身がEEGSで再発行。	ユーザ自身がEEGSで再発行。
パスワードの有効期限が切れた場合	ユーザ自身がEEGSで再発行。	ユーザ自身がEEGSで再発行。
アカウントがロックされた場合	制度所管省庁がEEGSで解除。 ※パスワード再発行の手順により、ご自身でもロック解除が可能。	事業者（事務局）がEEGSで解除。 ※パスワード再発行の手順により、ご自身でもロック解除が可能。

パスワード再発行のメールは事務局ユーザーのメールアドレスに案内が送付されます。事務局ユーザーのメールアドレスの変更を希望する場合は、制度所管官庁へお問い合わせください。

アカウントが無い場合や、権限のない制度の報告書を作成・提出したい場合は、制度所管省庁にご連絡ください。

# システム操作における注意点

- システム操作において不明な点があれば、システムヘルプデスクにお問い合わせください。

## 使用できるブラウザ

- Microsoft Edge, Google Chrome, Firefox
- ※ Internet Explorer はサポートが終了するため、対応しておりません。

## システム操作上の 注意点

- ブラウザの「戻る」ボタンをクリックしたり、各種画面の操作ボタンをダブルクリックしたりすると、エラーが発生して入力した内容が消えてしまうおそれがあるため、使用しないでください。
- 180分操作がないと自動でログアウトします。その場合、保存していない情報は破棄されます。

## EEGSの稼働時間

- 4月～8月 : 土日祝日を含む24時間  
※ただし、定期メンテナンスのため、毎週水曜日19時～木曜日9時はシステム停止いたします。
- 9月～3月 : 平日 7:00 ~ 23:00

## EEGSのマニュアル・ 問合せ先等

- EEGSポータルサイトをご参照ください。  
<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/>

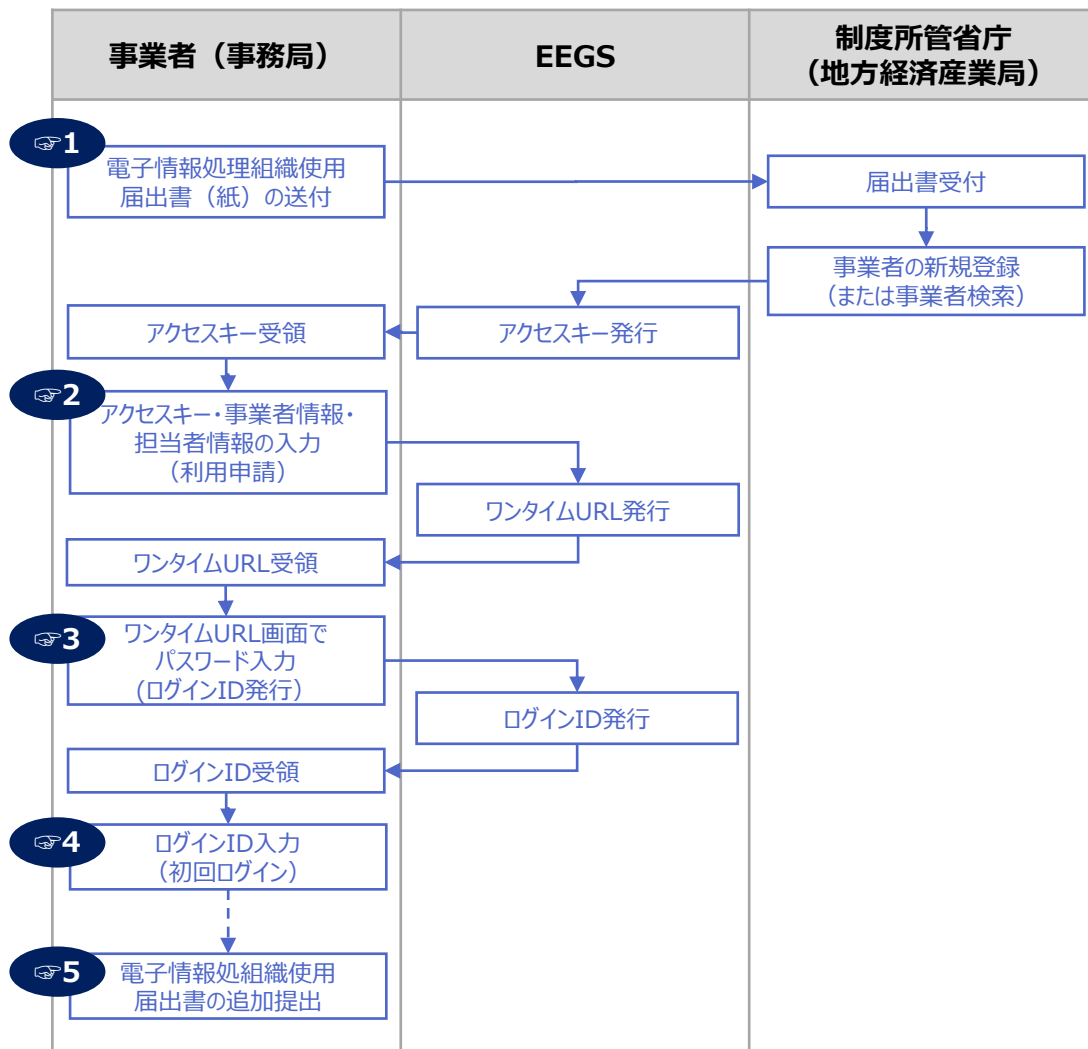
※EEGSの操作方法についてはシステムヘルプデスク、報告書の内容などシステム操作以外の内容については各制度のヘルプデスクにお問い合わせください。

# EEGSの利用の流れと操作手順

---

# EEGS利用の手続き

- EEGSで報告書作成のためにログインできるようにするには様式43の書面での届け出が必要です。
- 所管の経済産業局よりアクセスキーを受領したらログインのためのIDを取得します。同時にパスワードを設定します。



- 「電子情報処理組織使用届出書」に必要事項を記入して郵送にて提出します。
- 届出書を過去に提出しているにも関わらず、当該制度の機能が使用できない場合には、システムヘルプデスクにお問い合わせください。

対象事業者	届出様式	様式ダウンロードURL	届出先*1
省エネ法(特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主又は認定管理統括荷主) *2	省エネ法様式第43	<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/</a>	経済産業局
省エネ法(特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者)	省エネ法様式第27	<a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000037.html">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000037.html</a>	国土交通省 または 地方運輸局

\*1 :事業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所または地方運輸局等に提出してください。

\*2 :経済産業省へ省エネ法定期報告書等を提出するために、e-Govを用いて電子報告を行っている場合は、ID番号の付与を受けた経済産業局窓口へご相談ください。

- GビズIDを持っている場合は、「電子情報処理組織使用届出書」をシステム上で提出することが可能です。
- ご使用のブラウザで「<https://eegs.env.go.jp/eegs-request/notification>」と入力し、Enterキーを押すと、電子情報処理組織使用届出書を提出するためのログイン画面が表示されます。

ブラウザで「<https://eegs.env.go.jp/eegs-request/notification>」と入力し、Enterキーを押す



電子情報処理組織使用届出書提出ログイン

 GビズIDでログイン

GビズIDを未作成の方はこちら



電子情報処理組織使用届出書メニュー

報告が必要な制度についての様式を選択して、電子情報処理組織使用届出書を提出してください。

**省エネ法・温対法**  
省エネ法様式第43を提出する場合（または既に提出済みの場合）、省エネ法様式第43もしくは省エネ法様式第27を提出する場合（または既に提出済みの場合）

**省エネ法（工場等、荷主）**  
対象事業者：特定事業者・特定運送事業者・認定管理統括事業者・特定荷主・認定管理統括荷主

**省エネ法様式第43**

**省エネ法（輸送事業者）**  
対象事業者：特定輸送事業者・認定管理統括貨客輸送事業者

**省エネ法様式第27**

**温対法**  
対象事業者：特定排出者

**温対法様式第4**

**フロン法**  
省エネ法・温対法の様式の提出有無に関わらず、フロン法の報告を行う場合は、フロン法様式第4の提出が必要です。

**フロン法**  
対象事業者：特定回収者

**フロン法様式第4**

提出完了（ログアウト）

いずれかの該当する様式をクリックします。

# (参考)「GビズID」とは

- 「GビズID」とは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。現在GビズIDのアカウントをお持ちでない方は、以下のウェブサイトで作成することができます。<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- GビズIDには、プライム／メンバー／エントリーという3種類のアカウントがあり、EEGSではそのいずれも使用することができます。「GビズIDエントリー」アカウントはオンラインで即時発行されます。

## アカウントの種類

GビズIDには、GビズIDプライム、GビズIDメンバー、GビズIDエントリーという3種類のアカウントがあります。まずはGビズIDプライムがおすすめです。アカウントを作成すれば、行政サービスを全て利用することができます。また従業員用のアカウントを増やすことができます。利用可能な行政サービスについての詳細は[行政サービス一覧](#)をご覧ください。

	アカウント種別	利用可能な行政サービス	アカウントの作成方法
法人代表者 個人事業主	プライム	すべて	審査を行って作成 ※時間がかかる場合があります
従業員	メンバー	制限あり(小)	プライムによる作成
誰でも	エントリー	制限あり(大)	審査を行わず作成

## アカウントの作成



GビズIDエントリーでは、オンライン申請のみが選択可能です。

GビズIDプライムでは、事業区分・マイナンバーカードの保有状況等により、オンライン申請と書類申請の、2つの申請方法をご用意しております。

どちらの申請方法が選択可能かは、申請者の状況によって異なりますので、以下の「GビズIDアカウントの作成をはじめ」ボタンから、申請アカウント・申請方式の判別に進んでください。

GビズIDアカウントの作成をはじめ

### 簡易アカウント

#### GビズIDエントリー

主に行政サービスの閲覧などが利用できる簡易アカウント

- ✓ 行政サービス制限あり
- ✓ 事業をしている人なら誰でも申請可能
- ✓ オンラインで即時発行

※詳しい対応行政サービスは[行政サービス一覧](#)参照

### 標準アカウント

#### GビズIDプライム

情報の閲覧から申請まですべての行政サービスに対応した標準アカウント

- ✓ 行政サービス無制限
- ✓ 法人代表者、個人事業主向け
- ✓ 2つの申請方法を提供  
(オンライン、書類、ともに審査あり)

※審査にかかる時間は、オンライン申請では最短で即日、書類申請では1週間程度です

※オンライン申請にはマイナンバーカードと、下記のスマートフォンが必要です。  
[マイナンバーカード読み取り可能スマートフォンの一覧\(PDF約1MB\)](#)

※詳しい対応行政サービスは[行政サービス一覧](#)参照

プライムアカウント作成後、従業員の方向向けのメンバーアカウントも作成可能

#### GビズIDメンバー

- ・GビズIDプライム取得組織の従業員向け
- ・書類審査 不要
- ・行政サービス 制限あり  
(※詳しくは[行政サービス一覧](#)参照)

エントリーアカウントを申請する

プライムアカウントを申請する

- 省庁で届出書を確認後、1ヶ月程でアクセスキーが郵送、メール等により通知されます。
- 利用申請サイトにアクセスし、「アクセスキー」および「特定排出者コード／特定漏えい者コード」を入力し、「利用申請画面へ」ボタンをクリックします。  
利用申請サイトのURL：<https://eegs.env.go.jp/eegs-request/>
- EEGSリリース前（旧システム向け）に発行されたアクセスキーも使用可能です。

## 利用申請確認

\*は必須項目です。

## アクセス情報の入力

\* アクセスキー

<半角英数記号10文字まで  
>

「アクセスキー」を入力  
します。

\* 特定排出者コード／特定漏えい者コード

<半角数字9文字まで>

「特定排出者コード／  
特定漏えい者コード」を  
入力します。

アクセスキーと特定排出者コード／特定漏えい者コードを入力して「利用申請画面へ」ボタンを押してください。

クリックします。

Internet Explorerのサポート終了（2022年6月）に伴い、EEGSご利用の際のブラウザは、Firefox、Google Chrome、Microsoft Edgeをご使用ください。

- 利用申請（ワンタイムURL）画面で情報を入力し、「申請実行」ボタンをクリックします。
- EEGSにログインする際に用いるパスワードはここでご自分で設定いただけます。  
パスワードには、**英大文字、英小文字、数字、記号の4種類を含む8桁以上**の文字列を設定してください。
- クリック後、利用申請の登録完了メッセージが表示されます。

省工手法・漏対法・フロン法電子報告システム

### 利用申請(ワンタイムURL)

アクセスキー   
\* は必須項目です。

**事業者種類**

省工手法    漏対法    フロン法

**省工手法**

事業分野  工場等    荷主    輸送事業者  
指定区分   

**事業者情報**

特定排出者コード/特定漏えい者コード   
特定事業者番号/特定連鎖化事業者番号  
※省工手法(特定事業者・特定連鎖化事業者)のみ   
法人番号

事業者名

\* 事業者名(ふりがな)

\* 郵便番号  [郵便番号から住所を取得](#)   郵便番号がわからない場合はこちら

\* 都道府県

\* 郵便番号  [郵便番号から住所を取得](#)   郵便番号がわからない場合はこちら

\* 都道府県

\* 住所

\* 住所(ふりがな)

**取捨選択**

\* 部署/役職名

担当者

担当者(ふりがな)

\* 電話番号

FAX番号

メールアドレス

パスワード

\* パスワード(確認用)

クリックします。

- 利用申請の登録完了後、EEGSからワンタイムURL発行メールが送信されます。
- メールに記載のURLをクリックすると、ログインID発行画面が表示されます。  
利用申請（ワンタイムURL）画面で登録したパスワードを入力し、「ログインID発行」ボタンをクリックしてください。
- クリック後、EEGSからメールでログインIDが通知されます。

## ログインID発行

## パスワード入力

パスワード

.....|

<半角英数字記号20文字まで>

パスワードは、英大文字、英小文字、数字、記号の4種類の文字を含む8桁以上の文字列とすること。

パスワードを入力し、ログインID発行ボタンを押して下さい。

ご登録されているメールアドレスへ、発行されたログインIDが送信されますので、ご確認の上、TOP画面よりログインを行って下さい。

ログインID発行

①利用申請（ワンタイムURL）画面で  
自分で登録したパスワードを入力します。

②入力後、クリックします。

- ご使用のブラウザから「<https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login>」と入力し、Enterキーを押すと、EEGSのログイン画面が表示されます。
- EEGSのログイン画面からログインID（メールで通知されたもの）とパスワード（自分で設定したもの）を入力し、「私はロボットではありません」にチェックを入れて「ログイン」ボタンをクリックすると、ログインができます。

The screenshot shows the EEGS login interface. At the top, there are logos for the Agency for Natural Resources and Energy, the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, and the Ministry of the Environment. Below these is a blue banner with the text "省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS)". The main heading is "EEGSへログインをする". A descriptive paragraph follows, explaining the system's purpose. Below this, a note states that existing accounts from previous systems can be used. The login form consists of three input fields: "ログインID", "パスワード", and a checkbox for "私はロボットではありません" (I am not a robot). A reCAPTCHA logo is also present. A "ログイン" button is at the bottom. Annotations in yellow callouts point to each field with instructions: "入力します。" (Input) for the ID and password fields, "チェックします。" (Check) for the checkbox, and "クリックします。" (Click) for the login button.

経済産業省  
資源エネルギー庁  
Agency for Natural Resources and Energy

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

環境省  
Ministry of the Environment

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS)

### EEGSへログインをする

EEGS (イーグス) Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting systemとは、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。

「旧 省エネ法・温対法電子報告システム」「旧 フロン法電子報告システム」のアカウントは、そのままご利用いただけます。

入力します。

入力します。

チェックします。

クリックします。

ログイン

gBiz ID | GビズIDでログイン

# EEGSのホーム画面

- EEGSにログインすると、ホーム画面が表示されます。ホーム画面の左側のメニューから様々な手続きを行います。メニューの説明は次ページ以降をご参照ください。
- ホーム画面にはお知らせ情報が掲載されています。お知らせ情報には通常、受理や差し戻し等の状態や、省庁からのお知らせが表示されます。

The screenshot shows the EEGS home page interface. At the top, there are navigation elements including '留出年度' (2025年), '\*\*\*\*', and '事業所を選択'. The left sidebar contains a menu with items like 'ホーム', '報告書作成から提出までの流れ', 'エネルギー使用量の入力', 'その他：報告書情報の入力', '定期報告書の入力', '中長期計画書の入力', '報告書の入力', 'GHGプロトコル向け排出量', '報告書・充填回収量の入力', '過去の算定漏えい量の閲覧', '報告書の提出', '外部連携・データ出力', '管理機能', and 'ログアウト'.

The main content area is titled 'ホーム' and features an 'お知らせ' (Notice) section. A red box highlights the notice filters: 'お知らせ内容' (with checkboxes for '連絡事項' and '報告書'), and '表示期間の変更' (From: yyyy/MM/dd, To: 2025/01/01). A yellow callout box points to this area with the text: '表示するお知らせの内容と登録時期を設定することができます。' (You can set the content of the notices to be displayed and the registration period).

Below the filters, the text '現在、お知らせはありません。' (Currently, there are no notices.) is displayed. A blue box highlights the notice content: '※お知らせ内容' (Notice content), listing '「報告書」：受理や差し戻し等のステータス' (Reports: status of acceptance or return) and '「連絡事項」：省庁からのお知らせや、事業者・事業所ユーザが登録したお知らせ' (Contact items: notices from the government or registered users).

Further down, there are sections for '初回ログイン時の注意事項（事業者向け）' (Initial login instructions for business operators) and '令和6年度産業分類改定ご対応のお願い（事業者向け）' (Request for response to the 2024 industrial classification revision for business operators), both containing detailed instructions and links.

# EEGSのメニュー 省エネ法（工場法等）

(1/2)

📄 報告書作成から提出までの流れ

🗄 エネルギー使用量の入力

📄 その他：報告書情報の入力



省エネ法：工場等

省エネ法（工場等）



エネルギー使用量の入力

エネルギー使用量  
の入力



エネルギー使用量の  
一括ファイル取込・出力

エネルギー使用量の一括  
ファイル取込・出力



エネルギー使用量と密接  
な関係を持つ値の入力

エネルギー使用量  
と密接な関係を  
持つ値の入力



データセンター業に係る  
情報の入力

データセンター業に  
係る情報の入力

※ベンチマーク対象事業者のみ



認証排出削減量  
の入力

認証排出削減  
量・認証等による  
非化石エネルギー  
の使用量の入力



大気中に排出せずに回収し、  
燃料の製造の用に供した  
二酸化炭素量の入力

大気中に排出さ  
れずに回収し、燃  
料の製造の用に  
供した二酸化炭  
素量の入力



その他活動量  
の入力

その他活動量  
の入力



その他活動量  
の一括ファイル取込・出力

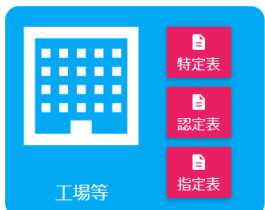
その他活動量  
の一括ファイル  
取込・出力

🏠 定期報告書の入力

🏠 中長期計画書の入力

📄 報告書の提出

➡ 外部連携・データ出力



工場等

省エネ法（工場等）  
の定期報告書の入力



工場等

省エネ法（工場等）の  
中長期計画書の入力



報告書（届出書等）の  
ファイルアップロード

報告書（届出書等）  
のファイルアップロード



報告書（届出書等）の  
一覧

報告書（届出書等）  
の一覧



LAPSS連携

LAPSS連携



地方公共団体  
計画書制度向け  
データエクスポート

地方公共団体  
計画書制度向  
けデータエクス  
ポート

# EEGSのメニュー 省エネ法（工場法等）（2/2）

## 管理機能



- EEGS利用申請時に提出した届出書と異なる制度での報告を行いたい場合は、電子情報処理組織使用届出書を追加で提出する必要があります。提出はEEGSで行えます。
- ホーム画面の「管理機能」メニューをクリックし、その後「電子情報処理組織使用管理」、「電子情報処理組織使用」をクリックします。



①クリックします。

②クリックします。



③クリックします。



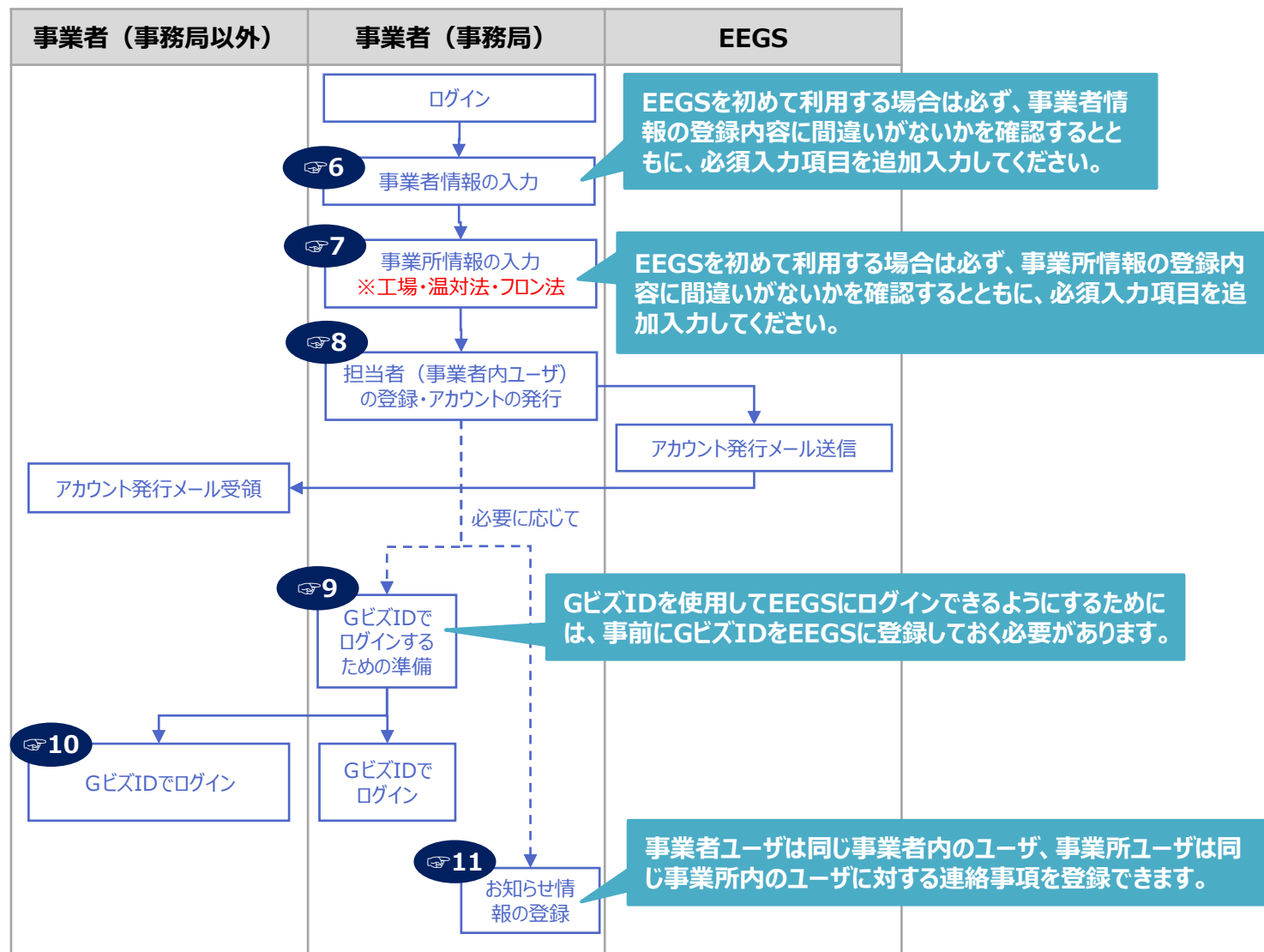
提出可能な様式を選択することができます。  
いずれかの該当する様式をクリックします。

## 基本情報の入力・確認の流れと操作手順

---

# 事業者・事業所の登録（基本情報の入力）の流れと操作手順

- 報告書の作成を行う前に、事業者・事業所・担当者の情報を登録します。



## 事業者情報の入力

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

● 事業者入力は「管理機能」の「事業者管理」から「事業者情報の入力」メニューから入力します。

## 管理機能



## 事業者管理



- 提出した「電子情報処理組織使用届出書」に基づき、省庁で事業者情報が登録されています。また、旧システムを利用していた事業者は、事業者情報が引き継がれて登録されています。
- **EEGSを初めて利用する場合は必ず、事業者情報の登録内容に間違いがないかを確認するとともに、画面上\*印の必須入力項目を追加入力してください。**

## エネルギー管理企画推進者

職名

\*氏名   作成実務者(未選任の場合)

氏名(ふりがな)

\*免状番号/講習終了番号

住所が本社と同じ

\*電話番号   
※勤務先の代表番号ではなく該当者と直接連絡が取れる番号を入力

FAX番号

\*メールアドレス

エネルギー企画推進者が「**未選任**」の場合のみ☐をつける

クラス分け評価等、資源エネルギー庁からの連絡先となります。必ずご記入ください！

ベンチマーク対象事業者が「はい」を選択していない場合や、電気の使用量を報告する形式の選択ミスが散見される。その場合、意図する定期報告書の作成できないため、注意すること（詳細は次ページ以降参照）。



- ① **ベンチマーク指標が設定された事業を行っていますか。**  
※対象となる事業はこちらをご参照ください。  はい  いいえ
- ② **連携省エネルギー措置による省エネ効果を報告しますか。**  はい  いいえ
- ③ **温室効果ガス排出量の算定に際して法定外の算定方法又は係数を使用しますか。**  はい  いいえ
- ④ **電気の使用量を報告する形式を選択してください。**  
※電気を使用していない場合、変更の必要はありません。  月別  時間帯別

● 事業者基本情報登録画面の選択項目について、詳細は以下の通りです。

## ① ベンチマーク指標について

右表の事業を行っており、該当事業のエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で 1,500 キロリットル以上である場合、ベンチマーク指標に関する報告が必要です。

業種毎のベンチマーク制度の詳細、指標計算表は、[省エネポータルサイト](#)に掲載しているものを使用してください。また、[定期報告書記入要領（別冊2）](#)も合わせてご確認ください。

※自社で行っている各種事業が、右表のベンチマーク制度対象業種かどうかを確認してください。

※登録する事業所の中に、「日本標準産業分類」のベンチマーク該当細分類がある場合は、要注意です。

※ベンチマーク指標については、【旧省エネ法】におけるエネルギーの定義、熱量換算に基づき計算してください。

区分	事業	日本標準産業分類	
		分類コード	項目名
1 A	高炉による製鉄業	2211	高炉による製鉄業
1 B	電炉による普通鋼製造業	2221	製鋼・製鋼圧延業
1 C	電炉による特殊鋼製造業	2221 2253 2255	製鋼・製鋼圧延業 鋳鋼製造業 鍛鋼製造業
2	電力供給業	3311	発電所
3	セメント製造業	2121	セメント製造業
4 A	洋紙製造業	1421	洋紙製造業
4 B	板紙製造業	1422	板紙製造業
5	石油精製業	1711	石油精製業
6 A	石油化学系基礎製品製造業	1631	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）
6 B	ソーダ工業	1621	ソーダ工業
7 A	通常コンビニエンスストア業	5631	コンビニエンスストア
7 B	小型コンビニエンスストア業	5631	コンビニエンスストア
8	ホテル業	7511	旅館、ホテル
9	百貨店業	5611	百貨店、総合スーパー
1 0	食料品スーパー業	5811	各種食料品小売業
1 1	ショッピングセンター業	6911	貸事務所業
1 2	貸事務所業	6911	貸事務所業
1 3	大学	8161	大学
1 4	パチンコホール業	8064	パチンコホール
1 5	国家公務	9711 9721 9731	立法機関 司法機関 行政機関
1 6	データセンター業	37xx 38xx 39xx 40xx	通信業 放送業 情報サービス業 インターネット付随サービス業
1 7	圧縮ガス・液化ガス製造業	1623	圧縮ガス・液化ガス製造業

- 事業者基本情報入力画面の選択項目について、詳細は以下の通りです。

## ②連携省エネルギー措置について

複数の事業者が連携して省エネルギー取組を実施した場合に、省エネ法の定期報告において、連携による省エネ量を事業者間で分配して報告することができる制度です。

本欄は、予め認定を受けた事業者のみ、「はい」を選択してください。

## ③温室効果ガス排出量の算定に際して法定外の算定方法又は係数を使用するかについて

法定外の算定方法又は係数を使用する場合は、「はい」を選択してください。

ここで「はい」を選択した場合のみ、エネルギー使用量の入力画面で「独自係数または実測排出量の入力画面」が選択できます。

## ④電気の使用量の報告形式について

特定第2表1-2「電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳」の作成にあたり、電気使用量を 月別 又は 時間帯別 で入力する必要があります。

※この選択により、エネルギー使用量の入力画面のうち「電気使用量の月別・時間帯別入力」画面の方法が変わります。

## 事業所情報の入力

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- 事業所の入力は、「管理機能」の「事業所管理」メニューの「事業所情報の入力」で行います。  
※エネルギー使用量の報告の必要な事業所については、必ず事業所情報の登録を行ってください。

ホーム  
↓  
管理機能

事業所を新規登録する場合：ヘッダー部のプルダウンを「事業所を選択」にする  
事業所情報を変更する場合：ヘッダー部のプルダウンで変更する事業所を選択する

事業所管理

P.43へ

- 「管理機能」→「事業所管理」→「事業所一覧」からの事業所情報の新規登録・既に登録済の事業所情報の変更も可能です。

ホーム  
↓  
管理機能

提出年度 2025年 事業所を選択

管理機能

事業者管理 事業所管理 電子情報処理組織 使用管理 省エネ法（工場等） 開示制度情報入力 その他

事業所管理

提出年度 2026年 事業所を選択

管理機能 > 事業所管理

事業者情報の入力 事業所 一括入力・変更・削除 事業所一覧 産業細分類一括入力

システム操作に関するマニュアル  
左部メニュー画面の「報告書作成から提出までの流れ」より、簡易フロー及び簡易マニュアルをご覧ください。

事業所を新規登録する場合：  
「事業所登録」ボタン押下

事業所登録

事業所ID	事業所名	都道府県	住所	エネルギー管理 指定工場等番号	省エネ法（工場等） 指定表	温対法別紙	操作	報告対象外
110034693	A工場	東京都	あああ				 	報告対象外
110034696	B工場	東京都	あああ				 	報告対象外
110034723	C工場	東京都	あああ				 	報告対象外
110034724	D工場	東京都	あああ				 	報告対象外
110034725	E工場	東京都	あああ				 	報告対象外

事業所情報を**変更**する場合：  
鉛筆マークから修正

次ページへ

- 事業所情報を入力、変更します。なお、\*印は必須入力項目です。
- **EEGSを初めて利用する場合は必ず、事業所情報の登録内容に間違いがないかを確認するとともに、画面上\*印の必須入力項目を追加入力してください。**

## 新規登録の場合

## 事業所情報詳細登録

\*は必須項目です。

## 事業所情報

\*事業所名

事業所名(ふりがな)

\*郵便番号

(半角入力)

郵便番号から住所を取得

郵便番号

\*都道府県

\*住所(市区町村以降)

住所(ふりがな)

前回報告から事業所の名称が変更になっている場合は以下に記入してください。※変更がない場合は空欄としてください。

## 事業所情報 (フロン法での報告時のみに使用)

事業所番号

備考

## 当該事業所の主たる事業(日本標準産業分類細分類)

\*細分類番号

産業分類から細分類番号を取

\*事業の名称

## 事業所情報変更の場合

## 事業所情報詳細登録

\*は必須項目です。

## 事業所情報

\*事業所名

事業所名(ふりがな)

\*郵便番号

(半角入力)

郵便番号から住所を取得

郵便番号がわからない方はこちら

\*都道府県

\*住所(市区町村以降)

住所(ふりがな)

前回報告から事業所の名称が変更になっている場合は以下に記入してください。※変更がない場合は空欄としてください。

## 事業所情報 (フロン法での報告時のみに使用)

事業所番号

備考

## 当該事業所の主たる事業(日本標準産業分類細分類)

\*細分類番号

事業所A

じぎょうしょえー

150-0001

(半角入力)

郵便番号から住所を取得

郵便番号がわからない方はこちら

東京都

住所 ○○○○

じゅうしょまるまるまるまる

0999

産業分類から細分類番号を取

新規登録の場合は、すべて空欄で表示される。

- 事業所情報詳細登録では、算出単位の選択をします。1500klを下回る規模の複数の工場等をまとめて登録する場合は一括算出を選択してください。その場合、1,500klを上回っても指定表は作成されません。なお、「単一算出」と「一括算出は」事業所毎に各々設定することができます。

## 事業所情報詳細登録

提出年度 2025年 事業所を選択

選択した項目の数量

算出単位の選択  
特定事業所以外の事業所を仮想的に1つの事業所とみなして温室効果ガス排出量の算定を行う場合は「一括算出」を選択してください。

算出単位  
 単一算出  一括算出

エネルギー管理指定工場の場合  
エネルギー管理指定工場は必ず以下も入力してください。  
※経済産業省から通知された7桁の指定番号（第1種の場合は下1桁が「1」、第2種の場合は下1桁が「2」の番号）を入力(半角)  
※平成29年4月以降に通知された番号を登録してください。

エネルギー管理指定工場等番号

※エネルギー管理指定工場等番号が入力された場合、省エネ法様式第9特定・第10表・認定・第3表の出力対象になります。  
エネルギー管理指定工場等番号が未入力の場合、省エネ法様式第9特定・第11表・認定・第4表の出力対象になります。

\*指定・第8表の1又は2のどちらを選択しますか  
 専ら事業所  工場

一括選択にした場合、合計1500kL以上でも特定第11表に記載されない。

「単一算出」と「一括算出」において、誤って「単一算出」にし1500kl以上の場合、指定表が作成され、管理指定工場の新規指定の対象として扱われてしまうのでご注意ください。

昨年度実績が合計1500kL以上/年でも、報告時点でエネルギー管理指定工場等番号がなければ空欄で構いません。

何れを選択するかについては、P.47（（参考）「専ら事業所」もしくは「工場等」の選択について）を参照してください。

- 事業所の登録においては、存在する**全ての事業所を1つずつ登録する必要はありません。**
- 特定第3表の作成ルールに適合するように、事業所を作成してください。

### 単独で1,500klを超える工場・事務所等の場合

- 単独で事業所登録してください。  
(指定工場の場合、「事業所名」欄を登録されている指定工場名にしてください)
- 「単一算出」を選択してください。
- 一つの工場で細分類が異なる複数の事業を行っている場合、その工場の主たる事業の細分類番号にまとめて計上されます。(複数の事業分類にわけて整理することは出来ません)

<例>

A工業株式会社 B工場

自動車部品製造 (細分類番号 3113)

エネルギー使用量 2,000kl

航空機部品製造 (細分類番号 3149)

エネルギー使用量 1,000kl

鉄道車両用部品製造 (細分類番号 3122)

エネルギー使用量 1,000kl

一番エネルギー使用量の多い  
「自動車部品製造」の細分類番号 3113 で登録

- 事業所の登録においては、存在する**全ての事業所を1つずつ登録する必要はありません。**
- 特定第3表の作成ルールに適合するように、事業所を作成してください。

### 単独で1,500klを超えない工場・事務所等の場合

➤ 細分類番号と原単位分母（エネルギー使用量と密接な関係を持つ値）の両方が同じ工場・事務所は、まとめて1つの事業所とみなして登録することができます。（事業所名は任意で登録可）  
 （まとめず、工場・事務所等ごとに作成いただいても構いません。）

➤ 「一括算出」を選択してください。

<例>

**C工場** 自動車部品製造（細分類番号 3113）  
 エネルギー使用量 1,200kl  
 原単位分母：生産数量

C工場単独で1事業所として登録  
 （D工場と原単位分母が異なるため、まとめて1事業所として登録できない）

**D工場** 自動車部品製造（細分類番号 3113）  
 エネルギー使用量 700kl  
 原単位分母：売上高

D工場単独で1事業所として登録  
 （D工場と原単位分母が異なるため、まとめて1事業所として登録できない）

**E工場** 航空機部品製造（細分類番号 3149）  
 エネルギー使用量 1,000kl  
 原単位分母：生産数量

**F工場** 航空機部品製造（細分類番号 3149）  
 エネルギー使用量 500kl  
 原単位分母：生産数量

細分類番号と原単位分母が同一のため  
 1事業所とみなして登録が可能  
 ※個別に登録も可能です。（特定第3表で自動的に合算されます。）

# (参考)「専ら事業所」もしくは「工場等」の選択について

- 原則として、当該工場等の主たる事業の産業分類コードで該当する様式を選択して報告します。

日本標準産業分類における大分類のうち

G 情報通信業

H 運輸業・郵便業

I 卸売業・小売業

J 金融業・保険業

K 不動産業，物品賃貸業

L 学術研究・専門・技術サービス業

M 宿泊業・飲食サービス業

N 生活関連サービス業・娯楽業

O 教育・学習支援業

P 医療・福祉

Q 複合サービス事業

R サービス業（他に分類されないもの）

S 公務（他に分類されるものを除く）

T 分類不能の産業」

（日本標準産業分類（大分類）のA～Fにおける「主として管理業務を行う本社」及び「その他の管理、補助的に経済活動を行う事業所」に該当する場合を含む）

## 専ら事務所

『1. 工場等であって専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）』欄に判断基準の遵守状況を記載

日本標準産業分類における大分類のうち

A 農業・林業

B 漁業

C 鉱業・採石業・砂利採取業

D 建設業

E 製造業

F 電気・ガス・熱供給・水道業

（ただし、日本標準産業分類のA～Fにおける「主として管理業務を行う本社」及び「その他の管理、補助的に経済活動を行う事業所」に該当する場合を除く）

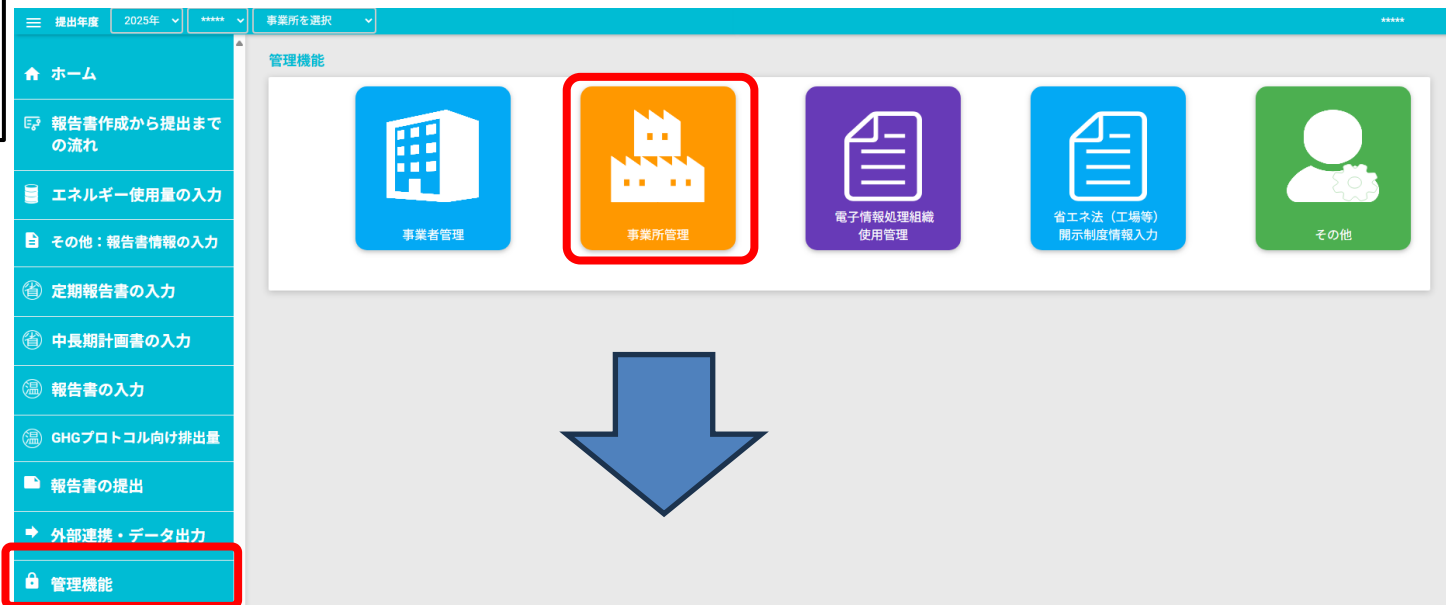
## 工場等

『2. 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）』欄に判断基準の遵守状況を記載

なお、上記原則では、「専ら事務所」に該当するものの、エネルギーの使用実態に鑑み、2. 「工場等」の判断基準を遵守することが適当である場合（例：廃棄物処理業に該当する工場、製造ラインを有している研究所等）には、2. 「工場等」の様式を使用することも可能。

● EEGSでは、複数事業所の細分類コードを一括で確認・修正することができます。

ホーム  
↓  
管理機能



事業所管理



次ページへ

- 表示される画面で、更新する事業所にチェックを入れ、「産業細分類」を入力し、「反映」ボタンをクリックします。

産業細分類一括入力

検索条件

検索条件を入力する

事業所一覧

更新	事業所名	都道府県	住所	産業細分類	事業の名称
<input checked="" type="checkbox"/>	事業所A	埼玉県	住所〇〇〇〇	0999	他に分類されない食品製造業
<input checked="" type="checkbox"/>	事業所B	兵庫県	住所△△△△	0999	他に分類されない食品製造業
<input checked="" type="checkbox"/>	事業所C	神奈川県	住所□□□□	0999	他に分類されない食品製造業
<input checked="" type="checkbox"/>	事業所D	千葉県	住所××××	0999	他に分類されない食品製造業
<input type="checkbox"/>	〇〇〇〇食堂	東京都	住所●●●●	7611	食堂、レストラン（専門料理店を除く）

\* 産業細分類

0998

産業分類から産業細分類を取得

反映

①更新する事業所をチェックします。

③クリックします。

②細分類番号を入力します。

産業細分類コードを検索する場合は、ここをクリックします。

産業分類から検索する

大分類

中分類

小分類

細分類

検索結果

細分類番号：0998

## 担当者の登録

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- 事業者（事務局）ユーザは、EEGSを利用できる担当者を追加することで、事業者内ユーザーアカウントを発行することができます。

ホーム  
↓  
管理機能

提出年度 2025年 事業所を選択

管理機能

事業者管理 事業所管理 電子情報処理組織 使用管理 省エネ法（工場等） 開示制度情報入力 その他

管理機能：その他

管理機能 > その他

担当者管理 担当者 一括登録・変更・削除 パスワード変更 お知らせ情報管理

システム操作に関する  
左部メニュー「報告書の流れ」より、簡易フロー及び簡易マニュアルをご覧ください。

次ページへ

## 8 EEGSの操作 担当者（事業者内ユーザ）の確認

事業者  
(事務局のみ)

- 登録された担当者情報を確認するには、検索条件を入力して「検索を行います」。

### 担当者管理

#### 担当者検索

検索条件を入力する

#### 担当者一覧

事業所	部署/役職名	担当者名	事務局	アカウント ロック状況	操作
-----	--------	------	-----	----------------	----

①「↓」をクリックします。

行追加

### 担当者管理

#### 担当者検索

検索条件を入力する

事業所名  ※部分一致

事業所名(ふりがな)  ※部分一致

部署/役職名  ※部分一致

担当者名  ※部分一致

担当者名(ふりがな)  ※部分一致

事務局ユーザ

アカウントロック状況  (指定なし)  ロック中

②検索条件を入力します。  
(全件表示させたい場合は、すべて  
空欄のままとします。)

③「検索」をクリックします。

検索

クリア

④鉛筆マークをクリックすると、  
担当者変更画面が表示されます。

#### 担当者一覧

事業所	部署/役職名	担当者名	事務局	アカウント ロック状況	操作
-----	--------	------	-----	----------------	----

	製造部	氏名 2 9	.	-	
--	-----	--------	---	---	---

● 担当者情報を追加するには、担当者管理画面から「行追加」ボタンをクリックします。

担当者管理

担当者検索

検索条件を入力する

担当者一覧

事業所	部署/役職名	担当者名	事務局	アカウント ロック状況	操作
					行追加

クリックします。

担当者追加

\*は必須項目です。  
※最後にログインしてから3年以上経過した担当者情報は削除されますのでご注意ください。

担当者情報

\*事業者

担当事業所  
※事業所を選択すると、その事業所以外の  
入力はできなくなります。

\*部署/役職名

\*担当者名

\*担当者名(ふりがな)

\*電話番号

\*メールアドレス   
※eegs@eegs.env.go.jpからのメール(2025/3/13に変更)を受信できるメールアドレスを記入してください。

GビズID

\*権限

- 追加したい担当者情報を入力し、「登録」ボタンをクリックします。  
なお、\*印の項目は必須入力項目です。
- 担当者情報を登録する時に、事業所を選択すると、その事業所の担当者として登録されます。  
登録が正常に完了すると、登録された担当者のメールアドレスに登録完了のメールが送信されます。  
そのメール本文に、追加したユーザの「ログインID」「初期パスワード」が記載されています。

**担当者追加**

\*は必須項目です。  
※最後にログインしてから3年以上経過した担当者情報は削除されますのでご注意ください。

**担当者情報**

\*事業者

担当事業所  
※事業所を選択すると、その事業所以外の入力はできなくなります。

\*部署/役職名

\*担当者名

\*担当者名(ふりがな)

\*電話番号

\*メールアドレス

G.bizID

\*権限

「権限」が「事業所」の場合は、個別の事業所を指定してください。  
(「全事業所」、複数事業所は選択できません)



「ログインID」「初期パスワード」の送信先となります。間違いのないようご注意ください！

「権限」はユーザ権限を意味しています。  
プルダウンから該当するものを選択します。  
なお、「事業者」と「事業所」を同時に選択しないでください。

- 追加された担当者の「ログインID」「初期パスワード」で初回ログイン時に、パスワード変更画面が表示されます。パスワードの変更を行ってください。  
\* 印の項目は必須入力項目です。

## パスワード変更

### パスワード変更

\*は必須項目です。

\*旧パスワード

\*新パスワード

\*新パスワード（確認用）

※パスワードは、英大文字、英小文字、数字、記号の4種類の文字を含む8桁以上の文字列とすること。

旧パスワードを失念した方は、ログイン画面より「パスワード再発行（パスワードを忘れた方、ロックがかかった方はこちら）」を選択して、パスワード再発行を行ってください。

変更

「初期パスワード」（登録完了のメールに記載されたパスワード）を入力してください。

任意のパスワードを入力してください。

「変更」ボタン押下後、パスワードが変更されます。

- GビズIDを使用してEEGSにログインできるようにするためには、事前にGビズIDをEEGSに登録しておく必要があります。
- 担当者変更画面の「GビズID」に、GビズIDシステムに登録されているログインIDを入力し、「変更」ボタンをクリックして登録します。これにより、次回以降、GビズIDを利用したログインができるようになります。

**担当者変更** ×

\*は必須項目です。

**担当者情報**

\*事業者

担当事業所  
※事業所を選択すると、その事業所以外の入力はできなくなります。

\*部署/役職名

\*担当者名

\*担当者名(ふりがな)

\*電話番号

\*メールアドレス   
※eegs@eegs.env.go.jpからのメール(2025/3/13に変更)を受信できるメールアドレスを記入してください。

GビズID

\*権限

**ログイン情報**

\*有効/無効  有効  無効

アカウントロック  ロック中

ロック日時

担当者変更画面の表示手順は、[P.52](#)を参照してください。

GビズIDの「ログインID」を入力してください。

- EEGSにGビズIDでログインする場合は、ログイン画面から「GビズIDでログイン」をクリックします。

※GビズIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。  
GビズIDを取得すると、一つのID・パスワードで、様々な行政サービスにログインできます。  
詳細は「<https://gbiz-id.go.jp/top/>」をご確認ください。

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS)

### EEGSへログインをする

EEGS (イーグス) Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting systemとは、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。

「旧 省エネ法・温対法電子報告システム」「旧 フロン法電子報告システム」のアカウントは、そのままご利用いただけます。

ログインID

パスワード  
パスワード再発行 (パスワードを忘れた方、ロックがかかった方はこちら)

私はロボットではありません  
reCAPTCHA  
プライバシー・利用規約

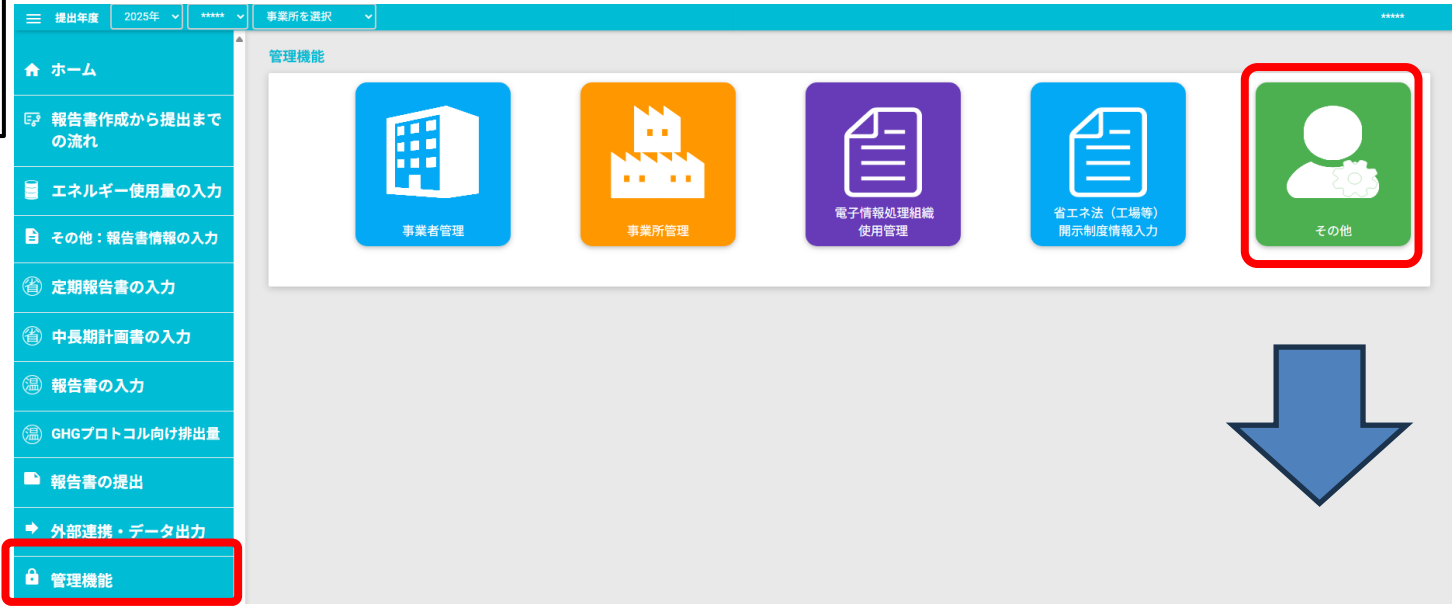
ログイン

**GビズIDでログイン**

クリックします。

● EEGSのホームページにあるお知らせ情報に、情報を登録することができます。

ホーム  
↓  
管理機能



管理機能：その他



次ページへ

- 登録されたお知らせ情報を確認・変更するには、検索条件を入力して「検索」を行います。
- お知らせ情報を登録するには、「新規登録」ボタンをクリックします

## お知らせ情報管理

### お知らせ情報検索

入力済みのお知らせ情報を検索または新規登録する

タイトル (キーワード)

本文 (キーワード)

対象

未選択です

登録日

 ~ 

①検索条件を入力します。  
(全件表示させたい場合は、すべて空欄のままとします。)

②「検索」をクリックします。

検索    クリア

③「新規登録」をクリックすると、  
お知らせ情報登録画面が表示されます。

新規登録

### お知らせ情報一覧

No	タイトル	本文	登録日時	操作
XXXXXX	報告書差戻しのお知らせ	省エネ法定定期報告書 (工場等) が差戻しされました。(事業者名: 株式会社〇〇〇〇、特定排出者番号: 999999999)	2025/02/07 10:14:50	
XXXXXX	報告書差戻しのお知らせ	省エネ法定定期報告書 (工場等) が差戻しされました。(事業者名: 株式会社〇〇〇〇、特定排出者番号: 999999999)	2025/01/21 18:41:39	

③鉛筆マークをクリックすると、  
お知らせ情報詳細画面が表示されます。

- 追加したいお知らせ情報を入力し、「登録」ボタンをクリックします。  
なお、\*印の項目は必須入力項目です。
- 事業者（事務局）ユーザ、事業者ユーザは、同じ事業者内の全ユーザ、事業所ユーザは、同じ事業所内の全ユーザに対する連絡事項が登録できます。

提出年度 2026年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\* < 前画面に戻る

### お知らせ情報登録

お知らせ情報

\*は必須項目です。

\*タイトル

\*本文

\*対象

クリックします。

お知らせ情報を表示する対象は、

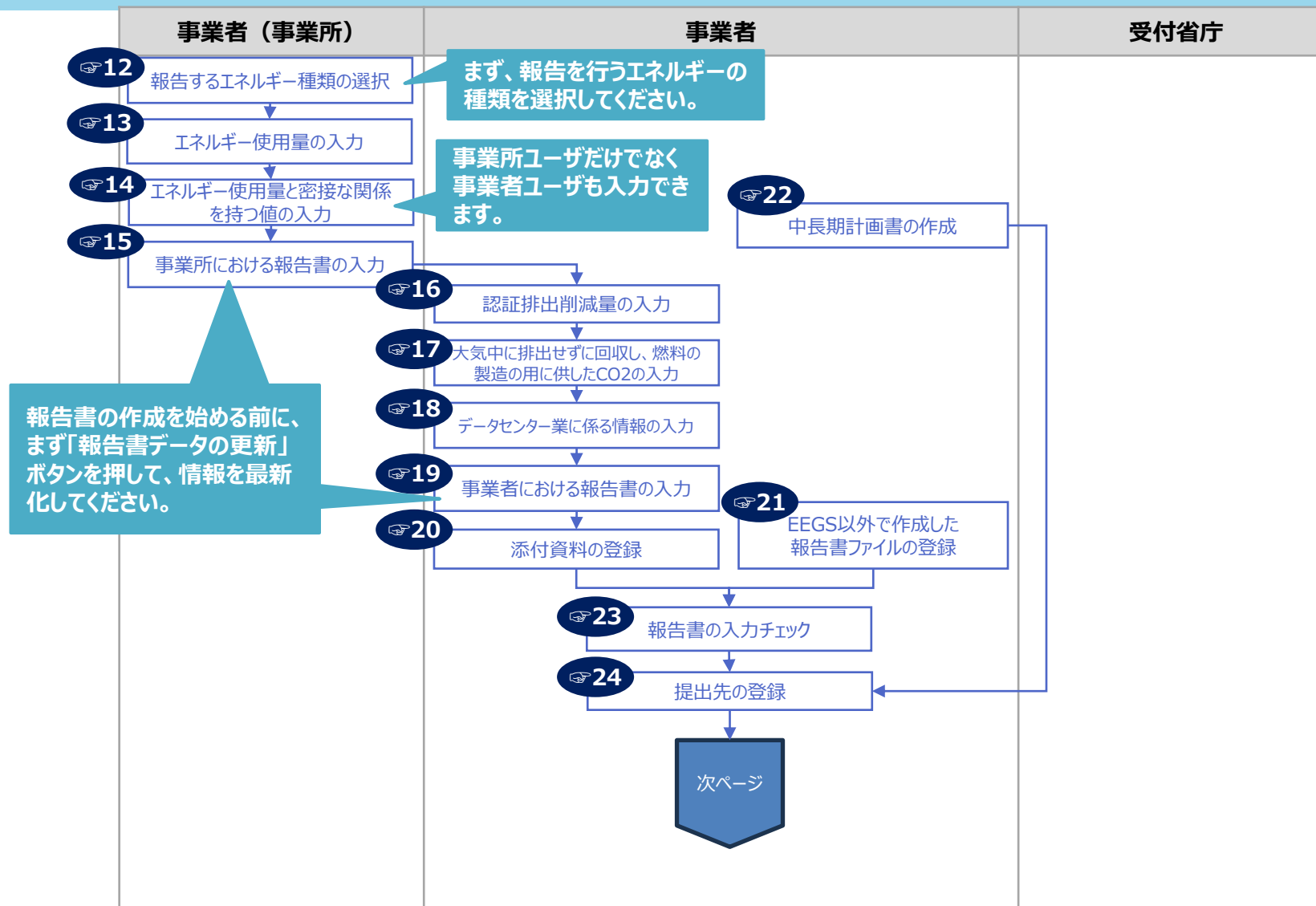
- ・事業者
- ・全件（全事業所）
- ・個別の事業所

を選択して登録ができます。  
（事業所ユーザは、個別の事業所のみ）

## EEGSを用いた報告書の作成・提出の流れと操作手順

---

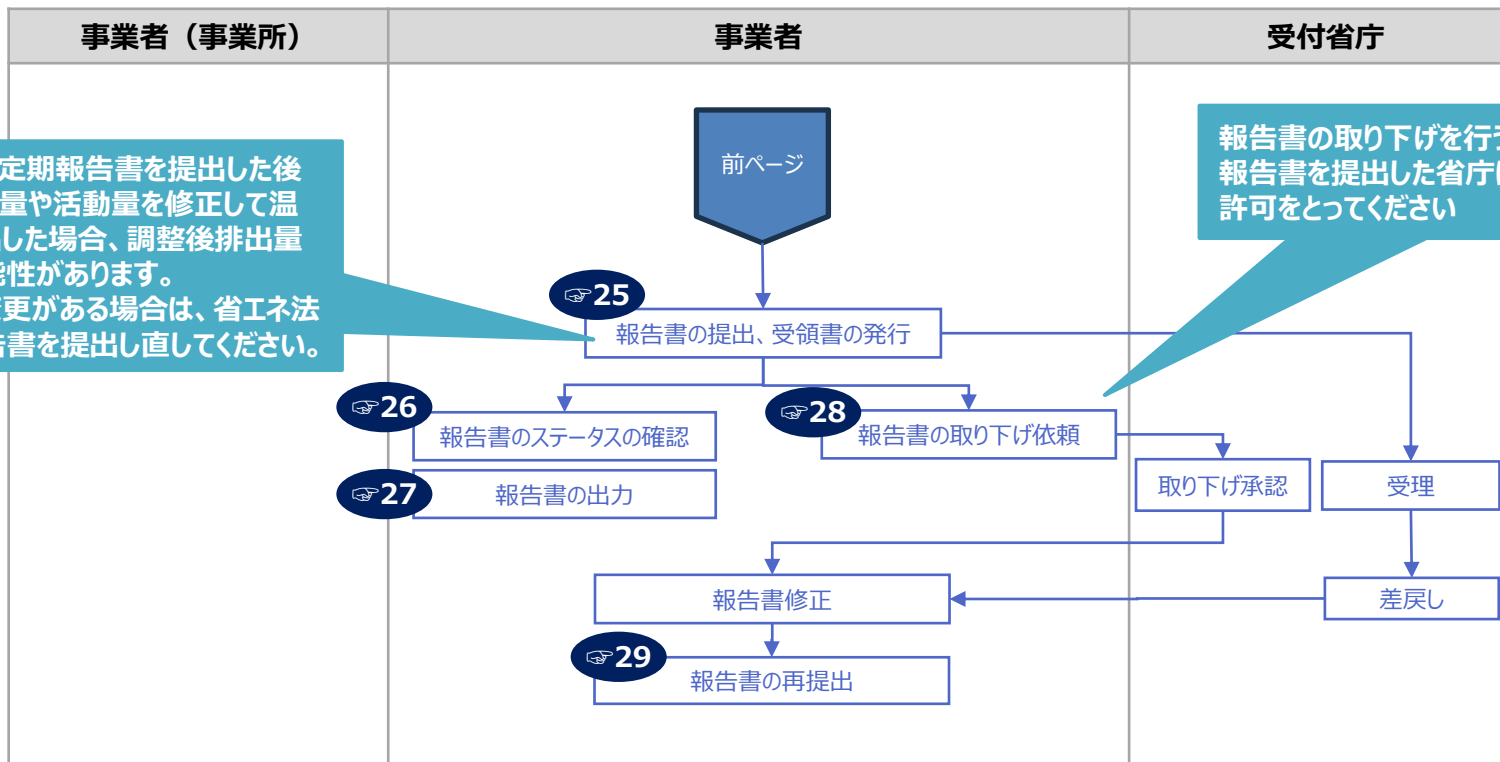
- EEGSでは、報告書の作成から提出まで一気通貫で実施可能です。



# EEGSを用いた報告書の作成・提出の流れと操作手順 (2/2)

事業者

事業所



- EEGSや旧電子報告システムで提出された過年度の報告書をファイル出力（ダウンロード）することができます。

## 定期報告書の提出

提出年度 2026年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

**報告書の提出**

外部連携・データ連携

①クリックします。

報告書の提出

報告書（届出書等）のファイルアップロード

報告書（届出書等）の一覧

②クリックします。

システム操作に関するマニュアル

左部メニュー画面の「報告書作成から提出までの流れ」より、簡易フローチャートと簡易マニュアルをご覧いただけます。

次ページへ

# (参考) EEGSの操作 過年度報告書の参照

事業者

- 「報告書の提出」メニューから「報告書（届出書等の一覧）」をクリックし、遷移先の報告書検索画面の提出年度欄に参照したい報告書の年度を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

## 報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了しておりません。報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

報告書（届出書等）一覧画面

提出年度 2022年

報告書種別 省エネ法定定期報告書（工場等）

検索

①クリックします。

②参照したい年度を選択します。

③参照したい報告書を選択します。

④クリックします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2025	温対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データあり	2025/02/20 17:31 (2025/02/20 17:29)	  
2025	温対法報告書（様式第2）	一時保存データなし		  
2025	省エネ法定定期報告書（工場等）	一時保存データあり	2025/10/27 11:23 (2025/02/20 17:33)	  

- 報告書（届出書等）一覧画面から出力した過年度報告書を選択し、表示します。

## 報告書（届出書等）一覧画面

提出年度 2025年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了しておりません。  
報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2022	省エネ法定期報告書（工場等）	提出済・確認済	2023/03/16 10:52 (2023/01/20 16:05)	     提出先

次ページへ

# (参考) EEGSの操作 過年度報告書の参照 (ファイル出力)

事業者

- 「報告書本体」欄の「本体一括ダウンロード形式選択」で、出力するファイルの形式を選択します。
- 「作成済みファイル一覧」ボタンをクリックすると、ダウンロードファイルの一覧画面に遷移します。状況が「作成済」になったらファイル名をクリックし、ダウンロードしてください。

## 報告書基本情報画面

※画面遷移後下までスクロールしてください

②ファイルのダウンロード状況を確認する場合は、「作成済みファイル一覧」をクリックします。

①ファイル形式を選択します。

①で「PDF」を選んだ場合は、続けて「PDF出力」をクリックします。

ファイル名をクリックします。

ID	作成日	報告書名	状況
516852	2025/02/20 18:12:03	省エネ法定定期報告書 (工機等)	作成中
516851	2025/02/20 18:06:15	省エネ法定定期報告書 (工機等)	作成済
516850	2025/02/20 18:05:37	省エネ法定定期報告書 (工機等)	作成済
516849	2025/02/20 18:04:32	省エネ法定定期報告書 (工機等)	作成済

前年度の報告データの取り込み・編集

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

# EEGSの操作 前年度の報告データの取り込み・編集

- 前年度にEEGSで定期報告書の入力を行っていた場合、前年度データを取り込み、それをベースに定期報告書を作成することができます。まず、前年度に報告したデータをダウンロードする必要があります。
- 「報告書（届出書等）の一覧」画面で検索条件として、「提出年度」欄に前年度、「報告書種別」欄に取得したい報告書種別を設定し、「検索」をクリックします。

## 報告書（届出書等）一覧画面

報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了していません。報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度 2025年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出年度 2022年 報告書種別 省エネ法定定期報告書（工場等）

検索

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了していません。報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2025	温対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データあり	2025/02/20 17:31 (2025/02/20 17:29)	    
2025	温対法報告書（様式第2）	一時保存データなし		   
2025	省エネ法定定期報告書（工場等）	一時保存データあり	2025/10/27 11:23 (2025/02/20 17:33)	    

①クリックします。

②前年度を選択します。

③報告書を選択します。

④クリックします。

- ファイル一覧に表示された報告書の「編集」アイコン（鉛筆マーク）をクリックすると、報告書基本情報画面に遷移するので、「本体一括ダウンロード形式選択」のプルダウンより「XML形式」を選択し、「ダウンロード」ボタンをクリックします。すると、前年度の報告書が「XML形式」でダウンロードできます。。

## 報告書（届出書等）一覧画面

報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了しておりません。  
報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2022	省エネ法定定期報告書（工場等）	提出済・確認済	2023/03/16 10:52 (2023/01/20 16:05)	提出先

①クリックします。

## 報告書基本情報画面

報告書基本情報

7月以降PDF・EXCEL出力に異常に発生を察して取りましたが、現在は、数分～十数分まで出力される元の状況に戻っております。  
ご不便をおかけし、申し訳ございません。  
PDF出力に異常を察することについて、お客様ご自身の責任を承知しております。

PDF編集 PDF編集

XML

PDF作成 作成済みファイル一覧

②XMLを選択します。

③クリックします。

- ダウンロードした前年度報告書を、今年度報告書の入力画面に取り込みます
- 「XML形式報告書取り込み」画面で、「ファイルの選択」ボタンを押下して前年度報告書のXMLファイルを選択し、「ファイル取込」ボタンをクリックすると、前年度に報告した内容が、今年度報告書の入力画面に取り込まれます。あとは、取り込んだ情報の修正・追加入力を進めます。

## 報告書入力画面

省エネ法：定期報告書(特定表) 事業者情報やエネルギー使用量の入力値等の修正が行われた場合は、右の報告書データの更新ボタンを押してください。⇒⇒ 報告書データの更新 外部ファイルを取り込み

表紙 第1表 第2表 第3表 第4表 第5表 第6表 第7表 第8表 第9表 第10表 第11表

①クリックします。

## 外部ファイルを取り込み

ファイルを選択 選択されていません

②出力したXMLファイルを選択します。

ファイルを取り込むと、現在表示している報告書の内容を上書きします。上書きされる項目は以下の通りです。

- 第2表\_1-5 (項目:「その他」のみ)
- 第2表\_2-1, 2-2
- 第4表\_3-4
- 第5表
- 第6表
- 第7表
- 第9表
- 第10表
- 第13表\_7
- 温対法様式第2

③クリックします。

ファイル取込 キャンセル

外部ファイルから温対法様式第2を取り込む際は、事前にEEGS画面において「温対法様式第2」タブを表示しておく必要があります。

エネルギー使用量の入力

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

# エネルギー使用量の入力（エネルギーの種類）

- 項目ごとのエネルギーの種類は以下の通りです。
- R6年度より非化石燃料が追加されています。

## 化石燃料の使用

- |  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 輸入一般炭             | <input type="checkbox"/> コークス用原料炭 |
| <input type="checkbox"/> 輸入原料炭             | <input type="checkbox"/> 吹込用原料炭   |
| <input type="checkbox"/> 輸入無煙炭             | <input type="checkbox"/> 国産一般炭    |
| <input type="checkbox"/> 石炭コークス            | <input type="checkbox"/> 発電用高炉ガス  |
| <input type="checkbox"/> 石油コークス            | <input type="checkbox"/> FCCコーク   |
| <input type="checkbox"/> 揮発油               | <input type="checkbox"/> 潤滑油      |
| <input type="checkbox"/> 灯油                |                                   |
| <input type="checkbox"/> 軽油                |                                   |
| <input type="checkbox"/> A重油               |                                   |
| <input type="checkbox"/> B・C重油             |                                   |
| <input type="checkbox"/> 原油のうちコンデンセート(NGL) |                                   |
| <input type="checkbox"/> 原油（コンデンセート除く）     |                                   |
| <input type="checkbox"/> 石油アスファルト          |                                   |
| <input type="checkbox"/> コールタール            |                                   |
| <input type="checkbox"/> ナフサ               |                                   |
| <input type="checkbox"/> 液化石油ガス(LPG)       |                                   |
| <input type="checkbox"/> 石油系炭化水素ガス         |                                   |
| <input type="checkbox"/> 液化天然ガス(LNG)       |                                   |
| <input type="checkbox"/> その他可燃性天然ガス        |                                   |
| <input type="checkbox"/> 都市ガス              |                                   |
| <input type="checkbox"/> コークス炉ガス           |                                   |
| <input type="checkbox"/> 高炉ガス              |                                   |
| <input type="checkbox"/> 転炉ガス              |                                   |
| <input type="checkbox"/> テナント空調等推計値        |                                   |
| <input type="checkbox"/> その他燃料             |                                   |
| <input type="checkbox"/> ジェット燃料油           |                                   |

## 熱の使用

- 産業用蒸気
- 産業用以外の蒸気
- 温水
- 冷水
- その他の熱（自然熱を除く）
- 自然熱
- その他の自然熱

## 電気炉（製鉄用・製鋼用用・合金鉄製造用・カーバイド製造用）における電気の使用

- 電気炉（製鉄用・製鋼用用・合金鉄製造用・カーバイド製造用）における電気の使用

## 電気の使用

- 電気事業者
- 上記以外の売電
- 自家発電

- ・ オフサイトPPA
- ・ 自己託送
- ・ 他事業所からの供給（自営線）
- ・ その他売電

- ・ 太陽光発電
- ・ 風力発電
- ・ 地熱発電
- ・ 水力発電
- ・ その他（非燃料由来の非化石電気）
- ・ その他（燃料）（※）
- ・ その他（熱）（※）

※自社で使用した燃料・熱を利用して自家発を行う場合に計上（エネルギー使用量には合算されません）

## 非化石燃料の使用

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 黒液             | <input type="checkbox"/> 廃油                     |
| <input type="checkbox"/> 木材             | <input type="checkbox"/> 廃棄物ガス                  |
| <input type="checkbox"/> 木質廃材           | <input type="checkbox"/> 混合廃材                   |
| <input type="checkbox"/> バイオエタノール       | <input type="checkbox"/> 水素                     |
| <input type="checkbox"/> バイオディーゼル       | <input type="checkbox"/> アンモニア                  |
| <input type="checkbox"/> バイオガス          | <input type="checkbox"/> 廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油 |
| <input type="checkbox"/> その他バイオマス       | <input type="checkbox"/> 原油から製造された燃料炭化水素油       |
| <input type="checkbox"/> RDF            | <input type="checkbox"/> テナント空調等推計値             |
| <input type="checkbox"/> RPF            | <input type="checkbox"/> その他燃料                  |
| <input type="checkbox"/> 廃タイヤ           |   |
| <input type="checkbox"/> 廃プラスチック（一般廃棄物） |   |
| <input type="checkbox"/> 廃プラスチック（産業廃棄物） |   |

上記項目に無いものについても、エネルギーとして使用した際は報告対象となります。

化石燃料：項目にないものは、項目にある燃料のうち最も近い燃料の使用量に含めるかたちで報告

非化石燃料：項目にないものは「その他」にて報告

# エネルギー使用量の把握の仕方（対象エネルギーと原油換算方法）

- エネルギー使用量入力では工場・事業所ごとのエネルギー使用量を入力します。
- 事業者全体のエネルギー使用量は、事業所の入力内容を基に自動計算されます。

## 化石燃料・熱

見直し後の値（2018年度 標準発熱量）		
項目	数値（GJ/計量単位）	
原油[kl]	38.3	
原油のうちコンデンセート[kl]	34.8	
揮発油[kl]	33.4	
ナフサ[kl]	33.3	
ジェット燃料油[kl]	36.3	
灯油[kl]	36.5	
軽油[kl]	38.0	
A重油[kl]	38.9	
B・C重油[kl]	41.8	
石油アスファルト[t]	40.0	
石油コークス[t]	34.1	
石油ガス	液化石油ガス(LPG) [t]	50.1
	石油系炭化水素ガス[千nl]	46.1
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG) [t]	54.7
	その他可燃性天然ガス[千nl]	38.4
輸入原料炭[t]	28.7	
コークス用原料炭[t]	28.9	
吹込用原料炭[t]	28.3	
輸入一般炭[t]	26.1	
国産一般炭[t]	24.2	
輸入無煙炭[t]	27.8	
石炭コークス[t]	29.0	
コールタール[t]	37.3	
コークス炉ガス[千nl]	18.4	
高炉ガス[千nl]	3.23	
発電用高炉ガス[千nl]	3.45	
転炉ガス[千nl]	7.53	
産業用蒸気[GJ]	1.17	
産業用以外の蒸気[GJ]	1.19	
温水[GJ]	1.19	
冷水[GJ]	1.19	

## 非化石燃料

項目	単位発熱量 (MJ/kg)
黒液	13.6 (絶乾)
木材	13.2 (絶乾)
木質廃材	17.1 (絶乾)
バイオエタノール	23.4 (MJ/L)
バイオディーゼル	35.6 (MJ/L)
バイオガス	21.2 (MJ/m <sup>3</sup> SATP)
その他バイオマス	13.2
RDF	18.0
RPF	26.9
廃タイヤ	33.2
廃プラスチック	29.3
廃油	40.2 (MJ/L)
廃棄物ガス	21.2 (MJ/m <sup>3</sup> SATP)
混合廃材	17.1
水素	142 (MJ/kg)
アンモニア	22.5 (MJ/kg)

- ① 本社及び全ての工場、支店、営業所、店舗等で使用した燃料・熱・電気ごとの年度間の使用量を集計してください（電気・ガスについては、エネルギー供給事業者の毎月の検針票に示される使用量でも可能です）。
- ② ①の使用量に燃料、熱及び電気の換算係数を乗じて、各々の熱量「GJ（ギガジュール）」を求めてください。
- ③ ②を全て足し合わせて年度間の合計使用熱量「GJ」を求めてください。
- ④ ③の1年度間の合計使用熱量「GJ」に、0.0258（原油換算係数[kl/GJ]）を乗じて、1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）を求めてください。

# エネルギー使用量の把握の仕方つづき（対象エネルギーと原油換算方法）

- 電気については、下表の換算係数を使用します。

電気の種類				一次換算係数 (GJ/千 kWh)			
				a) エネルギーの使用の合理化措置	(b) 非化石エネルギーへの転換措置	(c) 電気の需要の最適化措置	
買電	系統電気	自己託送以外	電気事業者からの買電	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
			オフサイト PPA	非化石重み付けなし	3.6	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石重み付けあり	3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6
			上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64
		非化石分		8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
	自営線 (他事業者からの供給)	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2	3.6	
		上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64	
			非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
自家発	非燃料由来の非化石電気 (オンサイト PPA 含む)		3.6	8.64 × 1.2	3.6		
	直接使用・自営線 (自社内の供給含む)		上記以外	※投入した燃料・熱でカウント（非化石燃料は0.8倍）	電気の非化石割合を指標とするとき→ 発電量に対して8.64を掛けてカウントする。 上記以外を指標とするとき→ 投入した燃料・熱でカウントする。（ただし非化石燃料は0.8倍しない）	※投入した燃料・熱でカウント（非化石燃料は0.8倍）	

- 事業所のエネルギー入力は、「エネルギー使用量の入力」メニューから入力します。

## エネルギー使用量の入力



ヘッダー部で「事業所」を設定せずにクリックすると、エネルギー使用量の入力画面に遷移できません。

The screenshot shows the EEGS interface with the following elements:

- Header: 提出年度 2025年, A事業者, B工場 (highlighted with a red box)
- Left sidebar menu:
  - ホーム
  - エネルギー使用量の入力 (highlighted with a red box)
  - その他：報告書情報の入力
  - 定期報告書の入力
  - 中長期計画書の入力
  - 報告書の提出
  - 外部システム等との連携
  - 管理機能
- Main content area:
  - Section: エネルギー使用量の入力
    - Blue icon: エネルギー使用量の入力 (highlighted with a red box)
    - Orange icon: エネルギー使用量の入力 (荷主)
  - Section: エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力
    - Blue icon: エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力
    - Orange icon: エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力 (荷主)

次ページへ

- エネルギー使用量を入力するため、まず「+エネルギーの種類を追加する」ボタンをクリックして、入力するエネルギーの種類を選択してください。

エネルギー使用・販売量の入力

エネルギー使用・販売量等を入力してください。

選択している事業所の1年間のエネルギー使用量及び販売した副生エネルギーの量等を入力します。入力は半角入力、また単位にご注意ください。数値は、少量であっても小数点以下まで入力してください(自動集計します)。実績がない場合は空欄にしてください。

エネルギーの種類が多い場合は、ファイルからの取込みを推奨いたします。取込みファイルフォーマットはこちら

連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量は、本画面ではなく定期報告書のWEB入力画面で入力してください。

省エネ法(工場)・温対法の制度改正により変更があった活動項目は、前年度の使用量は表示されません。

自家発電で発生させた電気を他事業所に送電した/供給を受けた場合、送電した電気の発生に使用したエネルギー量を、供給を受けた事業所側で「他事業所からの供給」電気の量とあわせて入力してください。

エネルギー使用量を一括で削除する機能はありません。一件ずつの削除をお願いします。

また、LAPSS連携エネルギー使用量取込を行うと、多量のエネルギー使用量の情報が登録される場合があるため、ご注意ください。

前年度のエネルギーの種類を取込み    ファイルを選択    選択されていません    ファイルから取込み    ダウンロード    LAPSS連携エネルギー使用量取込

**+ エネルギーの種類を追加する**    電気使用量の月別・時間帯別入力

排出係数を表示

入力項目を追加する際、クリックします。

エネルギーの種類	対象制度	販売した副生エネルギーの量			購入した未利用熱の量		
		2023年度	2024年度	単位	2023年度	2024年度	単位

「+エネルギーの種類を追加する」をクリックすると活動分類選択画面が表示されます。

- 前年度、EEGSでエネルギー使用量の入力を行っていた場合、前年度EEGSで入力したエネルギーの種類を取り込むことができます。「前年度のエネルギーの種類を取り込み」をクリックすると、エネルギー使用量の入力画面に前年度入力したエネルギーの種類が表示されます。
- なお、「+」で展開する燃烧炉・機関の内訳（温対法の報告に必要な情報）については、前年度の情報は取り込まれません。

「前年度のエネルギーの種類を取り込み」をクリックすると、前年度データが転記される。ただし、操作を実行すると、**本年度のデータ及び入力内容が破棄されるため注意**する。

エネルギー使用・販売量等を入力してください。

選択している事業所の1年間のエネルギー使用量及び販売した副生エネルギーの量等を入力します。入力は半角入力、また単位にご注意ください。数値は、少量であっても小数点以下まで入力してください(自動集計します)。実績がない場合は空欄にしてください。

エネルギーの種類が多い場合は、ファイルからの取込みを推奨いたします。取込みファイルフォーマットはこちら

連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量は、本画面ではなく定期報告書のWEB入力画面で入力してください。

省エネ法（工場）・温対法の制度改正により変更があった活動項目は、前年度の使用量は表示されません。

自家発電で発生させた電気を他事業所に送電した供給を受けた場合、送電した電気の発生に使用したエネルギー量を、供給を受けた事業所側で「他事業所からの供給」電気の量とあわせて入力してください。

エネルギー使用量を一括で削除する機能はありません。一件ずつの削除をお願いします。

また、LAPSS連携エネルギー使用量取込を行うと、多量のエネルギー使用量の情報が登録される場合があるため、ご注意ください。

前年度のエネルギーの種類を取込み    ファイルを選択    選択されていません    ファイルから取込み    ダウンロード    LAPSS連携エネルギー使用量取込

+ エネルギーの種類を追加する    電気使用量の月別・時間帯別入力

排出係数を表示

エネルギーの種類	対象制度	使用量			販売した副生エネルギーの量			購入した未利用熱の量			
		2023年度	2024年度	単位	2023年度	2024年度	単位	2023年度	2024年度	単位	

# EEGSの操作 エネルギー使用量の入力（化石燃料・非化石燃料）

- 「エネルギーの種類を追加する」から該当する燃料を選択し、使用量を入力します。

## エネルギー使用・販売量の入力

エネルギー使用・販売量等を入力してください。

選択している事業所の1年間のエネルギー使用量及び販売した副生エネルギーの量等を入力は半角入力、また単位にご注意ください。数値は、少量であっても小数点以下まで実績がない場合は空欄にしてください。

エネルギーの種類が多い場合は、ファイルからの取込みを推奨いたします。取込みファイル連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量は、本画面ではなく定期報告書のWE省エネ法（工場）・温対法の制度改正により変更があった活動項目は、前年度の使用量自家発電で発生させた電気を他事業所に送電した/供給を受けた場合、送電した電気が供給を受けた事業所側で「他事業所からの供給」電気の量とあわせて入力してください。エネルギー使用量を一括で削除する機能はありません。一件ずつ削除してください。また、LAPSS連携エネルギー使用量取込を行うと、多量のエネルギー使用量が一括で取込まれます。

前年度のエネルギーの種類を取込み

① + エネルギーの種類を追加する

電気使用量の月別・時間帯別入力

排出係数を表示

②

分類を追加する

分類

項目を選択してください

項目を選択してください

化石燃料の使用

電気の使用

熱の使用

非化石燃料の使用

電気炉における電気の使用

③

分類を追加する

分類

化石燃料の使用

輸入一般炭

輸入原料炭

輸入無煙炭

石炭コークス

使用量・販売した副生エネルギーの量を記載。

熱供給事業法上の熱供給事業者または電気事業法上の発電事業者に該当する場合は、「販売した副生エネルギー」ではなく、「他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量」欄に記載してください。詳細はP.95参照

④

エネルギーの種類	対象制度	使用量				販売した副生エネルギーの量				購入した未利用熱の量		
		2023年度	2024年度	単位	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	2023年度	2024年度	単位	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	2023年度	2024年度	単位
化石燃料の使用												
石炭コークス				t				t				
+ 燃焼炉・機関 温 省												

# 13 EEGSの操作 エネルギー使用量の入力（独自係数及び実測排出量の入力）

● 温室効果ガス排出量の算定に際し、法定外の算定方法又は係数を使用する場合は、事業者基本情報入力画面において、「温室効果ガス排出量の算定に際して法定外の算定方法又は係数を使用しますか。」で「はい」を選択してください。

## 事業者基本情報入力画面

\*ベンチマーク指標が設定された事業を行っていますか。  
 ※対象となる事業はこちらをご参照ください。

はい  いいえ

\*連携省エネルギー措置による省エネ効果を報告しますか。

はい  いいえ

\*温室効果ガス排出量の算定に際して法定外の算定方法又は係数を使用しますか。

はい  いいえ

\*電気の使用量を報告する形式を選択してください。  
 ※電気を使用していない場合、変更の必要はありません。

月別  時間帯別



## エネルギー使用量の入力画面

エネルギーの種類	対象制度	使用量			販売した副生エネルギーの量			購入した未利用熱の量			独自係数または実測排出量の入力	
		2023年度	2024年度	単位	2023年度	2024年度	単位	2023年度	2024年度	単位		
化石燃料の使用												
輸入一般炭	+ 燃焼炉・機関	温	省		t							<input checked="" type="checkbox"/>
輸入原料炭	+ 燃焼炉・機関	温	省		t							<input checked="" type="checkbox"/>
輸入無煙炭	+ 燃焼炉・機関	温	省		t							<input checked="" type="checkbox"/>

必要な項目をクリックします。



次ページへ

# EEGSの操作 エネルギー使用量の入力（独自係数及び実測排出量の入力）

- エネルギー使用量の入力画面の「独自係数及び実測排出量の入力」列の「？」をクリックして表示される画面で、「法に基づく命令に定める算定方法と異なる算定方法で、実測等により算出した排出量を使う」または「法に基づく命令に定める算定方法で、独自の排出係数（単位発熱量・排出係数）を使う」のいずれかを選択し、必要な情報を入力してください。

## 独自係数または実測排出量の入力画面

### 独自係数または実測排出量の入力

「法に基づく命令に定める算定方法と異なる算定方法で、実測等により算出した排出量を使う」を選択した場合は、「算定に用いる単位発熱量」と「算定に用いる排出係数」を入力することはできません。また、「法に基づく命令に定める算定方法で、独自の排出係数（単位発熱量・排出係数）を使う」を選択した場合は、「実測排出量（使用量）」と「実測排出量（販売した副生エネルギーの量）」を入力することはできません。

ガス種 燃料の使用に伴うエネルギー起源CO<sub>2</sub>（廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO<sub>2</sub>を除く）

- 法に基づく命令に定める算定方法と異なる算定方法で、実測等により算出した排出量を使う  
 法に基づく命令に定める算定方法で、独自の排出係数（単位発熱量・排出係数）を使う

算定に用いる単位発熱量	<input type="text" value="28.7"/>	GJ/t
算定に用いる排出係数	<input type="text" value="0.0246"/>	tC/GJ
実測排出量（使用量）	<input type="text"/>	tCO <sub>2</sub>
実測排出量（販売した副生エネルギーの量）	<input type="text"/>	tCO <sub>2</sub>
当該算定方法又は係数の内容	<input type="text"/>	

この内容で入力する

①どちらかを選択します。

②必要な情報を入力します。

③入力が終わったらクリックします。

# EEGSの操作 エネルギー使用量の入力（ファイルからの取り込み）

- エネルギーの種類が多い場合は、ファイルからの取込みを推奨します。
- 本画面からダウンロードした Excel ファイルに報告内容を入力し、編集後のファイルを、再度本画面へ取り込むことで、ファイルの入力内容が画面に反映されます。（入力方法は、ファイル内を参照してください。）

①「こちら」をクリックして、ファイルをダウンロードします。  
【ダウンロードファイル(Excel)】

ファイルから取り込み可能なエネルギー使用量の項目一覧です。  
※以下に記載がない項目については、必要に応じてWEB画面にて入力をお願いいたします。  
ブルー列(1列~11列)が入力可能となります。  
①入力したい項目の有効/無効も個別に設定してください。(1列)  
②必要に応じて、エネルギー使用量等の値を入力してください。(2列~11列)  
※値の入力を省略した場合、項目のみ追加します。必要に応じてWEB画面にて値の入力をお願いいたします。  
※既入力した副生エネルギーの量、購入した燃料使用量の量は省エネ法のみ入力値となります。

エネルギー種 (大分類)	エネルギー種 (中分類)	エネルギー種 (小分類)	省エネ法 報告対象	温対法 報告対象	有効/無効 設定
化石燃料の使用	輸入一般次	輸入一般次	1	1	0
化石燃料の使用	輸入一般次	産業(積、船及び船舶を除く) 雑用燃焼炉	0	1	0
化石燃料の使用	輸入一般次	産業燃焼炉(ボイラ)	0	1	0
化石燃料の使用	輸入一般次	焼成炉(産業燃焼炉用ボイラを除く)	0	1	0

## エネルギー使用・販売量の入力

エネルギー使用・販売量等を入力してください。

選択している事業所の1年間のエネルギー使用量及び販売した副生エネルギーの量等を入力します。  
入力は半角入力、また単位にご注意ください。数値は、少量であっても小数点以下まで入力してください(四捨五入計算)。  
実績がない場合は空欄にしてください。

エネルギーの種類が多い場合は、ファイルからの取込みを推奨いたします。取込みファイルフォーマットは [こちら](#)。  
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量は、本画面ではなく定期報告書のWEB入力画面で入力してください。  
省エネ法(工場)・温対法の制度改正により変更があった活動項目は、前年度の使用量は表示されません。  
自家発電で発生させた電気を他事業所に送電した/供給を受けた場合、送電した電気の発生に使用したエネルギー量を、  
供給を受けた事業所側で「他事業所からの供給」電気の量とあわせて入力してください。

削除する機能はありません。一件ずつの削除をお願いします。  
エネルギー使用量取込を行うと、多量のエネルギー使用量の情報が登録される場合があるため、ご注意ください。

【関係する入力機能について】  
廃止になった「他者に供給した電気・熱由来のCO2控除量およびその算定に用いる排出係数の計算式」について  
詳細は [こちら](#) からご確認ください。

項目を取込み

ファイルを選択

選択されていません

ファイルから取込み

ダウンロード

LAPSS連携エネルギー使用量取込

+ エネルギーの種類を追加する

電気需要最適化を踏まえた電気使用量の月別・時間帯別入力

排出係数を表示

③ファイルを選択後、クリックしてください。

②「ファイルを選択」をクリックして、①でダウンロードしたファイルに内容を入力したファイルを選択してください。

# 13 EEGSの操作 エネルギー使用量の入力（都市ガス）

- 「エネルギーの種類を追加する」から都市ガスを選択後、都市ガス事業者を選択（リストにない場合は入力）します。

エネルギーの種類	対象制度	使用量				販売した副生エネルギーの量				購入した未利用熱の量		
		2023年度	2024年度	単位	温室効果ガス排出量 (t-CO2)	2023年度	2024年度	単位	温室効果ガス排出量 (t-CO2)	2023年度	2024年度	単位
化石燃料の使用												
都市ガス	+ 燃焼炉・機関 温 省	0.008		千m3		0		千m3				

**排出係数[tCO2/千m<sup>3</sup>]**  
 =事業者別換算係数[GJ/千Nm<sup>3</sup>]×0.904[千Nm<sup>3</sup>/千m<sup>3</sup>]×0.0140[tC/GJ]×44/12  
 ※「こちら」部分をクリックすると、排出係数以外の算定方法についても、ご確認いただけます。

### 都市ガス供給事業者等入力画面

都市ガス供給事業者名、ガスグループ(例：13)の換算係数(GJ/千m<sup>3</sup>)を入力してください。  
 ※都市ガスの利用に伴う排出量算定についてはこちらをご参照ください。  
 ※換算係数[GJ/千m<sup>3</sup>]は標準状態の値を表示しており、手入力する際も標準状態の値を入力してください。  
 排出係数[tCO2/千m<sup>3</sup>]は標準環境状態の値を表示しており、手入力する際も標準環境状態の値を入力してください。  
 入力いただいた使用量[千m<sup>3</sup>]は、エネルギー使用量の算定においては標準状態の値として扱い、排出量算定においては標準環境状態の値として扱うため、標準状態・標準環境状態に換算して各状態の使用量を入力いただく必要はございません。  
 ※大多喜ガス（払出エリアA）、東邦ガス（メニューA）につきましては、「+リストにない都市ガス事業者を追加する」ボタンよりご入力ください。

+都市ガス事業者を追加する								
都市ガス供給事業者名	メニュー名	ガスグループ	換算係数 (GJ/千m <sup>3</sup> )	基礎排出係数 (t-CO2/千m <sup>3</sup> )	調整後排出係数 (t-CO2/千m <sup>3</sup> )	使用量 (千m <sup>3</sup> )	販売した副生エネルギー量 (千m <sup>3</sup> )	操作
+リストにない都市ガス事業者を追加する								

リストに存在する都市ガス事業者であれば、当該ボタンから追加する。その場合、換算係数等は自動入力される。

都市ガスの使用量は、温度圧力補正までは不要だが、補正できる場合は、補正してもよい。

この内容で入力する

# EEGSの操作 エネルギー使用量の入力（電気（買電））

- 「エネルギーの種類を追加する」から電気を選択後、電気メニューを選択（リストにない場合は入力）します。

エネルギーの種類	対象制度	使用量				販売した副生エネルギーの量				購入した未利用熱の量		
		2023年度	2024年度	単位	温室効果ガス排出量 (t-CO2)	2023年度	2024年度	単位	温室効果ガス排出量 (t-CO2)	2023年度	2024年度	単位
電気の使用												
電気事業者												
電気使用量	<span>温</span> <span>省</span>			千kWh				千kWh				
: 電気事業者からの買電（化石電気）	<span>温</span> <span>省</span>	0		千kWh				千kWh				
: 電気事業者からの買電（非化石電気）	<span>温</span> <span>省</span>			千kWh				千kWh				

+ 電気事業者を追加する

電気事業者	電気事業者からの買電 (千kWh)	電気事業者の非化石証書の使用状況(%)	うち非化石 (千kWh)	基礎排出係数 (t-CO2/kWh)	調整後排出係数 (t-CO2/kWh)	操作
+ 一般電気事業者・特定規模電気事業者以外						

非化石証書の使用状況について、マスタ登録されているメニューは自動で記入される。  
 ※自動で入力されていない場合は、各電力事業者のHPやお問い合わせ先より、メニュー毎の非化石割合を確認する。

再エネ100%の電気メニューの場合は100 (%)と記載する

電気事業者の非化石証書の使用状況(%)

うち非化石 (千kWh)

基礎 (t-CO2/kWh)

この内容で入力する

「うち非化石(千kwh)」は以下の算定式の値になります。  

$$\text{非化石電気の使用量} = \text{電気の使用量(千 kWh)} \times \text{電気事業者の非化石証書の使用状況(%)}/100$$

$$+ (\text{電気の使用量(千 kWh)} - \text{電気の使用量(千 kWh)} \times \text{電気事業者の非化石証書の使用状況(%)}/100) \times 13(\%) \times 100$$

リストに存在する電気事業者であれば、当該ボタンから追加する。その場合、基礎排出係数等は自動入力される。

# 13 よくある間違い エネルギー使用量の入力（電気（買電））

- エネルギー使用量の入力画面における「電気事業者の非化石証書の使用状況（％）」と、特定-第2表 1-7 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報における「熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合」を混同している事業者が散見されます。

## エネルギー使用量の入力画面

エネルギーの種類	対象制度	使用量			温室効果ガス (t-CO <sub>2</sub> e)	販売した副生 エネルギーの量		購入した 未利用熱の量	
		2023年度	2024年度	単位					
+電気事業者を追加する									
電気の使用									
電気事業者									
電気使用量	温省			千kWh			電気事業者からの買電 (千kWh)	電気事業者の非化石証書の使用状況(%)	うち非化石 (千kWh)
: 電気事業者からの買電 (化石電気)	温省	0		千kWh					
: 電気事業者からの買電 (非化石電気)	温省	0		千kWh					
+一般電気事業者・特定規模電気事業者以外の電気事業者を追加する									
電気事業者									
							電気事業者からの買電 (千kWh)	電気事業者の非化石証書の使用状況(%)	うち非化石 (千kWh)

電気事業者における非化石証書の使用状況

## 特定-第2表 1-7

1-7 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量	熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
--------	-------	-----	------------------------------

電気メニューごとの非化石割合。電気事業者の非化石証書の使用状況を  $A \times 100(\%)$  とすると、電力メニューごとの非化石割合は  $\{A + (1 - A) \times 0.13\} \times 100(\%)$  で算出。  
**※電気事業者の非化石証書の使用状況とは異なる。**

# EEGSの操作 エネルギー使用量の入力（電気（月別・時間帯別））

- 電気の使用量は、年度合計値に加え、月別または時間帯別の内訳を報告する必要があります。
- 事業者基本情報入力画面において、「電気の使用量を報告する形式を選択してください。」にて「月別」または「時間帯別」にチェックします。

## 事業者基本情報入力画面

\*ベンチマーク指標が設定された事業を行っていますか。  
※対象となる事業はこちらをご参照ください。

はい  いいえ

\*連携省エネルギー措置による省エネ効果を報告しますか。

はい  いいえ

\*温室効果ガス排出量の算定に際して法定外の算定方法又は係数を使用しますか。

はい  いいえ

\*電気の使用量を報告する形式を選択してください。  
※電気を使用していない場合、変更の必要はありません。

月別  時間帯別

## エネルギー使用量の入力画面

前年度のエネルギーの種類を取込み    ファイルを選択    選択されていません    ファイルから取込み    ダウンロード    LAPSS連携エネルギー使用量取込

+ エネルギーの種類を追加する

電気需要最適化を踏まえた電気使用量の月別・時間帯別入力

排出係数を表示

クリックします。

## 電気使用量の月別／時間帯別入力画面

### 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の入力(月別)

省エネ法対象事業者は、月別/時間帯別使用量と、電力メニューごとの使用量を双方入力していただく必要があります。  
電力メニューごとの使用量は、網画面のリスト内「電気の使用」以下の適切な電気の☑をクリックし、入力補助画面より入力してください。  
※入力方式（月別/時間帯別）は事業者基本情報入力画面より変更できます。

事業所が位置するエリアが1か所選択できる場合  
事業所が位置するエリアを選択し、電気使用量を入力してください。  
エリアごとの月別換算係数を用いて原油換算kiが自動計算されます。

事業所が位置するエリア

事業所が位置するエリアが1か所選択できない場合  
「電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール」に使用量を入力し、以下からExcel支援ツールをアップロードしてください。  
※ R7年度版Excel支援ツールのダウンロードはこちら

[ファイルを選択](#)    選択されていません    [ツールから取込み](#)

	電気使用量 (千kWh)	原油換算 (ki)
4月	0	0
5月	0	0
6月	0	0
7月	0	0
8月	0	0
9月	0	0
10月	0	0
11月	0	0
12月	0	0
1月	0	0
2月	0	0
3月	0	0

[この内容で入力する](#)

### 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の入力(時間帯別)

省エネ法対象事業者は、月別/時間帯別使用量と、電力メニューごとの使用量を双方入力していただく必要があります。  
電力メニューごとの使用量は、網画面のリスト内「電気の使用」以下の適切な電気の☑をクリックし、入力補助画面より入力してください。  
※入力方式（月別/時間帯別）は事業者基本情報入力画面より変更できます。

電気使用量を入力したExcel支援ツールをアップロードしてください。  
R7年度版Excel支援ツール（30分単位）のダウンロードはこちら  
R7年度版Excel支援ツール（1時間単位）のダウンロードはこちら

[ファイルを選択](#)    選択されていません    [ツールから取込み](#)

	電気使用量 (千kWh)
出力制御時間帯	
電給が厳しい時間帯	
その他の時間帯	

[この内容で入力する](#)

# 13 EEGSの操作 エネルギー使用量の入力（電気（月別））



- 事業所が位置するエリアが1か所選択できる場合と選択できない場合で入力方法が異なります。

## エネルギー使用・販売量の入力

エネルギー使用・販売量等を入力してください。

選択している事業所の1年間のエネルギー使用量及び販売した副生エネルギーの量等を入力します。  
入力は半角入力、また単位にご注意ください。数値は、少量であっても小数点以下まで入力してください(自動集計します)。  
実績がない場合は空欄にしてください。

エネルギーの種類が多い場合は、ファイルからの取込みを推奨いたします。取込みファイルフォーマット  
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量は、本画面ではなく定期報告書のWEB入力画面で入力  
省エネ法（工場）・温対法の制度改正により変更があった活動項目は、前年度の使用量は表示されません。  
自家発電で発生させた電気を他事業所に送電した/供給を受けた場合、送電した電気の発生に使用したエネ  
供給を受けた事業所側で「他事業所からの供給」電気の量とあわせて入力してください。  
エネルギー使用量を一括で削除する機能はありません。一件ずつの削除をお願いします。  
また、LAPSS連携エネルギー使用量取込みを行うと、多量のエネルギー使用量の情報が登録される

前年度のエ... **①クリックします。** ...ファイルを選択 ...選択されていません ...ファイル

+ エネルギーの種類を追加する

**電気使用量の月別・時間帯別入力**

排出係数を表示

- ②次のいずれかを選択してください。
- ・「単一のエリア（ex.関東のみ）に事業所を有する場合」
  - ・「複数のエリア（ex.関東と中部）にまたがって事業所を有する場合」→各手順は次ページ以降を参照してください。

### 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の入力(月別)

省エネ法対象事業者は、月別/時間帯別使用量と、電力メニューごとの使用量を  
双方入力していただく必要があります。  
電力メニューごとの使用量は、親画面のリスト内「電気の使用」以下の適切な電気の  
 をクリックし、入力補助画面より入力してください。  
※入力方式（月別/時間帯別）は事業者基本情報入力画面より変更できます。

#### 事業所が位置するエリアが1か所選択できる場合

事業所が位置するエリアを選択し、電気使用量を入力してください。  
エリアごとの月別換算係数を用いて原油換算kiが自動計算されます。

事業所が位置するエリア

#### 事業所が位置するエリアが1か所選択できない場合

「電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール」に使用量を入力し、  
以下からExcel支援ツールをアップロードしてください。  
※ R7年度版Excel支援ツールのダウンロードは [こちら](#)

ファイルを選択 ...選択されていません ...ツールから取込み

	電気使用量 (千kWh)	原油換算 (ki)
~~~~~		

# 13 EEGSの操作 エネルギー使用量の入力（電気（月別））



- 事業所が位置するエリアが1か所選択できる場合は、エリアを選択し「電気使用量の月別・時間帯別入力」から電気使用量（**千kwh**）を入力します。

## 事業所が位置するエリアが1か所選択できる場合

**電気需要最適化を踏まえた電気使用量の入力(月別)** ×

省エネ法対象事業者は、月別/時間帯別使用量と、電力メニューごとの使用量を双方入力していただく必要があります。  
電力メニューごとの使用量は、親画面のリスト内「電気の使用」以下の適切な電気のをクリックし、入力補助画面より入力してください。  
※入力方式（月別/時間帯別）は事業者基本情報入力画面より変更できます。

**事業所が位置するエリアが1か所選択できる場合**  
事業所が位置するエリアを選択し、電気使用量を入力してください。エリアごとの月別換算係数を用いて原油換算kjが自動計算されます。

事業所が位置するエリア

**事業所が位置するエリアが1か所選択できない場合**  
「電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール」に使用量を入力し、以下からExcel支援ツールをアップロードしてください。  
※ R7年度版Excel支援ツールのダウンロードは [こちら](#)

	電気使用量 (千kWh)	原油換算 (kj)
2月	0	0
3月	0	0

① 該当エリアを選択します。

② 月別の電気使用量を入力します。

原油換算は自動計算されます。

③ クリックします。

# 13 EEGSの操作 エネルギー使用量の入力（電気（月別））



- 事業所が位置するエリアが1か所選択できない場合は、計算サポートツールで算出した値を「電気使用量の月別・時間帯別入力」に取り込みます。

## 事業所が位置するエリアが1か所選択できない場合

**電気需要最適化を踏まえた電気使用量の入力(月別)**

省エネ法対象事業者は、月別/時間帯別使用量と、電力メニューごとの使用量を双方入力していただく必要があります。  
電力メニューごとの使用量は、親画面のリスト内「電気の使用」以下の適切な電気のをクリックし、入力補助画面より入力してください。  
※入力方式（月別/時間帯別）は事業者基本情報入力画面より変更できます。

事業所が位置するエリアが1か所選択できる場合  
事業所が位置するエリアを選択し、電気使用量を入力してください。  
エリアごとの月別換算係数を用いて原油換算klが自動計算されます。

事業所が位置するエリア

事業所が位置するエリアが1か所選択できない場合  
「電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール」以下からExcel支援ツールをアップロードしてください。  
※ R7年度版Excel支援ツールのダウンロードはこちら

③クリックしてファイルを選択します。

④クリックします。

3月

⑤クリックします。

②計算サポートツールで電気使用量等を算出します。  
ツールの説明は次ページ以降をご参照ください。

時間帯	単位	年度		
		使用量		
		数値	原油換算kl	
月別	4月	千kWh	0	0
	5月	千kWh	0	0
	6月	千kWh	0	0
	7月	千kWh	0	0
	8月	千kWh	0	0
	9月	千kWh	0	0
	10月	千kWh	0	0
	11月	千kWh	0	0
	12月	千kWh	0	0
	1月	千kWh	0	0
	2月	千kWh	0	0
	3月	千kWh	0	0
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh		
	需給が厳しい時間帯	千kWh		
	その他の時間帯	千kWh		
合計	千kWh		0	0



# (参考) 計算サポートツールの使い方 (電気 (月別))

① [省エネポータルサイト「電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール」](#)

をダウンロード。

② 「入力シート」のシートを使用。電気需要量を、該当する月/エリアのセルに **kWh 単位** で入力。

※指定表の場合、該当事業所が立地するエリア\*に電気使用量を入力ください。特定表の場合、エリア\*別に電気需要量を入力ください。

\*「エリア」は事業所に電力が供給されている一般送配電事業者の供給エリアを確認してください

単位：kWh

月/エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					



時間帯	単位	年度		
		使用量		
		数値	原油換算kl	
月別	4月	千kWh	0	0
	5月	千kWh	0	0
	6月	千kWh	0	0
	7月	千kWh	0	0
	8月	千kWh	0	0
	9月	千kWh	0	0
	10月	千kWh	0	0
	11月	千kWh	0	0
	12月	千kWh	0	0
	1月	千kWh	0	0
	2月	千kWh	0	0
	3月	千kWh	0	0
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh		
	需給が厳しい時間帯	千kWh		
	その他の時間帯	千kWh		
合計	千kWh	0	0	

一般送配電事業者	供給エリア	一般送配電事業者	供給エリア
北海道電力ネットワーク	北海道	関西電力送配電	大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、兵庫県（一部除く）、三重県（一部）、岐阜県（一部）、福井県（一部）
東北電力ネットワーク	宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	四国電力送配電	香川県（一部除く）、徳島県、愛媛県（一部除く）、高知県
東京電力パワーグリッド	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県（一部）	中国電力ネットワーク	広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県（一部）、香川県（一部）、兵庫県（一部）
中電力パワーグリッド	愛知県、長野県、岐阜県（一部除く）、三重県（一部除く）、静岡県（一部）	九州電力送配電	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
北陸電力送配電	富山県、石川県、福井県（一部除く）、岐阜県（一部）	沖縄電力	沖縄県

- 計算サポートツールで算出した値を「電気使用量の月別・時間帯別入力」に取り込みます。



## エネルギー使用・販売量の入力

エネルギー使用・販売量等を入力してください。

選択している事業所の1年間のエネルギー使用量及び販売した副生エネルギーの量等を入力します。

入力は半角入力、また単位にご注意ください。数値は、少量であっても小数点以下まで入力してください(自動集計します)。実績がない場合は空欄にしてください。

エネルギーの種類が多い場合は、ファイルからの取込みを推奨いたします。取込みファイルフォーマットは[こちら](#)

連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量は、本画面ではなく定期報告書のWEB入力画面で入力してください。

省エネ法（工場）・温対法の制度改正により変更があった活動項目は、前年度の使用量は表示されません。

自家発電で発生させた電気を他事業所に送電した/供給を受けた場合、送電した電気の発生に使用したエネルギー量を、供給を受けた事業所側で「他事業所からの供給」電気の量とあわせて入力してください。

エネルギー使用量を一括で削除する機能はありません。一件ずつの削除をお願いします。

また、LAPSS連携エネルギー使用量取込を行うと、多量のエネルギー使用量の情報が登録される場合があるため、ご注意ください。

前年度のエネルギーの種類を取込み    ファイルを選択    選択されていません    ファイルから取込み    ダウンロード

+ エネルギーの種類を追加する

電気使用量の月別・時間帯別入力

①クリックします。

排出係数を表示

### 電気需要最適化を踏まえた電気使用量の入力(時間帯別)

省エネ法対象事業者は、月別/時間帯別使用量と、電力メニューごとの使用量を双方入力していただく必要があります。

電力メニューごとの使用量は、親画面のリスト内「電気の使用」以下の逸<sup>②</sup>をクリックし、入力補助画面より入力してください。

※入力方式（月別/時間帯別）は事業者基本情報入力画面より変更できます

電気使用量を入力したExcel支援ツールをアップロードしてください。

R7年度版Excel支援ツール（30分単位）のダウンロードは[こちら](#)

R7年度版Excel支援ツール（1時間単位）のダウンロードは[こちら](#)

ファイルを選択

選択されていません

ツールから取込み

④クリックしてファイルを選択します。

⑤クリックします。

②クリックして、計算サポートツールをダウンロードします。

③計算サポートツールで電気使用量を算出します。ツールの説明は次ページ以降をご参照ください。

		3月	+	千kWh
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh	0	0
	需給が厳しい時間帯	千kWh	0	0
	その他の時間帯	千kWh	0	0
合計		千kWh	0	0


# (参考) 計算サポートツールの使い方 (電気 (時間帯別))

- ① [省エネポータルサイト「電気需要最適化係数を考慮した電気使用量算出支援ツール」](#)をダウンロード。
- ② 工場等が位置するエリアに該当するシートに電力需要量を**kWh 単位**で入力。

事業所名  対象エリア

単位: kWh

日付	時間 (始) 時間 (終)	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00
		1	2	3	4	5	6	7	8
2024/4/1	月								
2024/4/2	火								
2024/4/3	水								
2024/4/4	木								
2024/4/5	金								
2024/4/6	土								
2024/4/7	日								
2024/4/8	月								
2024/4/9	火								
2024/4/10	水								
2024/4/11	木								
2024/4/12	金								
2024/4/13	土								



時間帯	単位	年度		
		使用量		
		数値	原油換算kl	
月別	4月	千kWh		
	5月	千kWh		
	6月	千kWh		
	7月	千kWh		
	8月	千kWh		
	9月	千kWh		
	10月	千kWh		
	11月	千kWh		
	12月	千kWh		
	1月	千kWh		
	2月	千kWh		
	3月	千kWh		
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh	0	0
	需給が厳しい時間帯	千kWh	0	0
	その他の時間帯	千kWh	0	0
	合計	千kWh	0	0

一般送配電事業者	供給エリア	一般送配電事業者	供給エリア
北海道電力ネットワーク	北海道	関西電力送配電	大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、兵庫県 (一部除く)、三重県 (一部)、岐阜県 (一部)、福井県 (一部)
東北電力ネットワーク	宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	四国電力送配電	香川県 (一部除く)、徳島県、愛媛県 (一部除く)、高知県
東京電力パワーグリッド	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県 (一部)	中国電力ネットワーク	広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県 (一部)、香川県 (一部)、兵庫県 (一部)
中電力パワーグリッド	愛知県、長野県、岐阜県 (一部除く)、三重県 (一部除く)、静岡県 (一部)	九州電力送配電	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
北陸電力送配電	富山県、石川県、福井県 (一部除く)、岐阜県 (一部)	沖縄電力	沖縄県

# (参考) 電気需要最適化係数を考慮した使用量の算出方法

## ー計算サポートツールの考え方ー

- 系統電気（自己託送を除く）を、**時間帯別電気需要最適化係数**または**月別電気需要最適化係数のいずれかを選択して換算**します。電気需要最適化係数で換算すべき電気は、電気事業者からの買電、オフサイトPPA（重み付けあり）、オフサイトPPA（重み付けなし）、「上記以外の買電」においてバーチャルPPA等の系統電気の使用量です。
- 系統電気（自己託送を除く）以外の電気については、エネルギーの使用の合理化の措置と同様の一次換算係数で換算します。

### 時間帯別電気需要最適化係数

30分又は60分単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

時間帯別電気需要最適化係数は以下の通り

- (1) 再エネ出力制御時：3.60 MJ/kWh  
(2日前の時点で出力制御が見込まれる日の8時から16時)
- (2) 需給状況が厳しい時：12.2 MJ/kWh  
(前日の時点で一部の時間帯で広域予備率が5%未満となることが見込まれる日の0時から24時)
- (3) その他の時間帯：9.40 MJ/kWh

### 月別電気需要最適化係数

1か月単位で計測した系統電気の使用量を一次エネルギー換算する際に用いる係数

月別電気需要最適化係数は以下の時間帯の区分で設定される係数を月ごとに平均した値。

報告対象年度における実績値を基に、エリアごとに設定される。

- (1) 再エネ出力制御時：3.60 MJ/kWh  
(出力制御を実施した時間帯)
- (2) 需給状況が厳しい時：12.2 MJ/kWh  
(一部の時間帯で広域予備率が5%未満となった日の0時から24時)
- (3) その他の時間帯：9.40 MJ/kWh

# 13 EEGSの操作 エネルギー使用量の入力（自家発電）

- 「エネルギーの種類を追加する」から「自家発電」を選択後、各種別毎に入力を行います。



太陽光発電などの非燃料由来の発電設備から発電した電気を他者に供給している場合、その供給量は「販売した副生エネルギーの量」に記載する必要はありません。

エネルギーの種類	対象制度	使用量				販売した副生エネルギーの量				購入した未利用熱の量		
		2023年度	2024年度	単位	温室効果ガス排出量 (t-CO2)	2023年度	2024年度	単位	温室効果ガス排出量 (t-CO2)	2023年度	2024年度	単位
電気の使用												
自家発電	省			千kWh								
：太陽光発電	省			千kWh								
：風力発電	省			千kWh								
：地熱発電	省			千kWh								
：水力発電	省			千kWh								
：その他（非燃料由来の非化石電気）	省			千kWh								
：その他（燃料）化石	省			千kWh								
：その他（燃料）非化石	省			千kWh								
：その他（燃料（助燃材））化石	省			千kWh								
：その他（燃料（助燃材））非化石	省			千kWh								
：その他（熱）化石	省			千kWh								
：その他（熱）非化石	省			千kWh								

自家発電(非燃料由来)

使用量を記入してください。

発電方式	使用量	自家発電設備の	販売した副生エネルギー量	換算係数 (GJ/千kWh)
太陽光発電	873.45	224.32	12.5	3.6
風力発電	0	0	0	3.6
地熱発電	0	0	0	3.6
水力発電	0	0	0	3.6

この内容で入力する

全ての項目を記入する必要があります。  
該当しない項目については「0」を入力してください。

自家発電(その他:燃料・熱)

使用量を記入してください。

投じたエネルギー	使用量・化石分 (千kWh)	使用量・非化石分 (千kWh)	販売した副生エネルギー量 (千kWh)	換算係数 (GJ/千kWh)
燃料	1224	0		8.64
燃料（助燃材）	0	0		8.64
熱	0	0		8.64

この内容で入力する

# 13 EEGSの操作 販売電気量等・販売熱量等の入力

- 「主たる事業が発電所または熱供給業」である場合、或いは、事業所情報で「熱または電気の供給事業者として報告する」を選択した場合、「販売電気量等」「販売熱量等」の値を入力します。

「販売電気量等の入力」「販売熱量等の入力」は以下の項目に反映されます。

- ・特定第2表1-1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等「他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量」
- ・特定第13表1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- ・特定第13表3 事業者の調整後温室効果ガス排出量
- ・指定第2表1-1 エネルギー管理指定工場等、連鎖化工ネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等「他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量」
- ・指定第10表1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

## エネルギー使用・販売量の入力

エネルギー使用・販売量等を入力してください。

選択している事業所の1年間のエネルギー使用量及び販売した副生エネルギーの量等を入力します。入力は半角入力、また単位にご注意ください。数値は、少量であっても小数点以下まで入力してください(自動実績がない場合は空欄にしてください)。主たる事業が発電所または熱供給業の場合、販売した熱量等の入力が必要なエネルギーの種類が多い場合は、ファイルからの取込みを推奨いたします。取込みファイルフォーマットは連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量は、本画面ではなく定期報告書のWEB入力画面で入力して省エネ法(工場)・温対法の制度改正により変更があった活動項目は、前年度の使用量は表示されません。自家発電で発生させた電気を他事業所に送電した/供給を受けた場合、送電した電気の発生に使用したエネルギー供給を受けた事業所側で「他事業所からの供給」電気の量とあわせて入力してください。エネルギー使用量を一括で削除する機能はありません。一件ずつの削除をお願いします。また、LAPSS連携エネルギー使用量取込を行うと、多量のエネルギー使用量の情報が登録される場合があるた

【他者に供給した電気・熱に関する入力機能について】  
2025/6/26(木)から入力可能になった「他者に供給した電気・熱由来のCO2控除量およびその算定に用いる排出係数の計算式」について補助資料を掲載しました。こちらからご確認ください。

前年度のエネルギーの種類を取込み    ファイルを選択    選択されていません    ファイルから取込み    ダウンロード

LAPSS連携エネルギー使用量取込

+ エネルギーの種類を追加する

電気需要最適化を踏まえた電気使用量

排出係数を表示

## 販売電気量等の入力

### 販売電気量等の入力

販売した電気量に係る温室効果ガス排出量及び発熱量を算出するため、当該事業所の発電量及び電気を発生させるために使用したエネルギーの使用量を入力してください。自動計算を用いず独自に算定した排出係数を用いる場合は、報告書に算定方法または係数の内容について記載してください。

最初に以下の当該事業所の発電量と分類ごとの使用量を入力してください。

当該事業所の発電量  千kWh

分類	使用量	単位
輸入一般炭	<input type="text"/>	t
輸入原料炭	<input type="text"/>	t
輸入無煙炭	<input type="text"/>	t
石炭コークス	<input type="text"/>	t

当該事業所の販売電気量(千kWh)

当該事業所の販売電気量  
うち副熱由来のもの(千kWh)

排出係数から

CO2控除量を計算

販売電気量等の入力

販売熱量等の入力

## 販売熱量等の入力

### 販売熱量等の入力

販売した熱量に係る温室効果ガス排出量及び発熱量を算出するため、当該事業所の熱を発生させるために使用したエネルギーの使用量を入力してください。自動計算を用いず独自に算定した排出係数を用いる場合は、報告書に算定方法または係数の内容について記載してください。

最初に以下の当該事業所で発生させた熱と分類ごとの使用量を入力してください。

当該事業所で発生させた熱  GJ

分類	使用量	単位
輸入一般炭	<input type="text"/>	t
輸入原料炭	<input type="text"/>	t
輸入無煙炭	<input type="text"/>	t
石炭コークス	<input type="text"/>	t

当該事業所の販売熱量(GJ)

当該事業所の販売熱量  
うち副熱由来のもの(GJ)

排出係数を計算

排出係数から

# 13 EEGSの操作 販売電気量等・販売熱量等の入力

- 特定第13表1 「燃料の使用量に伴って発生する二酸化炭素」から控除されるCO2排出量は以下の計算式で算出されます。

## 「販売電気量等の入力」画面

販売電気量等の入力

販売した電気量に係る温室効果ガス排出量及び発熱量を算出するため、当該事業所の発電量及び電気を発生させるために使用したエネルギーの使用量を入力してください。  
自動計算を用いず独自に算定した排出係数を用いる場合は、報告書に算定方法または係数の内容について記載してください。

最初に以下の当該事業所の発電量と分類ごとの使用量を入力してください。

当該事業所の発電量  kWh

分類	使用量	単位
輸入一般炭	<input type="text"/>	t
輸入原料炭	<input type="text"/>	t
輸入無煙炭	<input type="text"/>	t
石炭コークス	<input type="text"/>	t

① 当該事業所の販売電気量(kWh)

② 当該事業所の販売電気量 うち廃熱由来のもの(kWh)

排出係数を計算

排出係数からCO2控除量を計算

エネルギー種別	燃料の使用量から算定した排出係数		(参考)排出係数から算定し
	基礎排出係数	調整後排出係数	基礎排出量
③ 廃棄物燃料以外の燃料	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
他人から供給された熱	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

「販売熱量等の入力」画面の場合は、「電気量」を「熱量」に読み替えてください。

「販売電気量等の入力」ボタンから遷移する入力画面の対象項目

- ①「当該事業所の販売電気量」
- ②「当該事業所の販売電気量 うち廃熱由来のもの」
- ③「廃棄物燃料以外の燃料の使用量から算定した排出係数」
- ④ エネルギー分類ごとの使用量

販売電気量から計算したCO2排出量（廃棄物燃料以外の燃料由来のみ）  

$$= (\text{①販売電気量 [GJ]} - \text{②うち廃熱由来[GJ]}) \text{のうち、"廃棄物燃料以外の燃料"由来の販売電気量}$$

$$\times \text{③ 廃棄物燃料以外の燃料の使用量から算定した排出係数}$$

$$= (\text{①販売電気量 [GJ]} - \text{②うち廃熱由来[GJ]})$$

$$\times \{ (\text{④のうち"廃棄物燃料以外の燃料"に該当し、SHK制度上排出量算定対象であるエネルギーの熱量換算値 合計}) \div (\text{④のエネルギーの熱量換算値 合計}) \}$$

$$\times \text{③ 廃棄物燃料以外の燃料の使用量から算定した排出係数}$$

# EEGSの操作 LAPSSからのエネルギー使用量の取り込み

## ① 地方公共団体IDの登録

- 地方公共団体は、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」からエネルギー使用量を取り込むことができます。（この機能を利用できるのは地方公共団体に所属する事業者ユーザーのみです）
- LAPSS連携機能を利用するためには、事業者基本情報入力画面で、「地方公共団体ID」を登録しておく必要があります。

### 事業者基本情報入力画面

* 事業者名	株式会社〇〇〇〇
* 事業者名(ふりがな)	かぶしきがいしゃまるまるまるまる
法人名（英語表記）	
* 郵便番号	150-0001 (半角入力) <a href="#">郵便番号から住所を取得</a> <a href="#">郵便番号がわからない場合はこちら</a>
* 都道府県	東京都
* 住所(市区町村以降)	住所(〇〇〇〇)
* 住所(ふりがな)	じゅうしゝまるまるまるまる
地方公共団体ID	XXXXXX

地方公共団体IDについては、  
総務省HPよりご確認ください。  
<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>

地方公共団体IDを入力または編集します。

# EEGSの操作 LAPSSからのエネルギー使用量の取り込み

## ②EEGSに登録されている事業所とLAPSSに登録されている施設の紐づけ

- LAPSSからのデータ連携を行うためにはまず、EEGSに登録されている事業所とLAPSSに登録されている施設の紐づけを行う必要があります。



初回実行時には、LAPSS連携のログイン画面が表示されるので、LAPSSのユーザー名とパスワードを入力し、「確定」ボタンをクリックします。

### LAPSS連携

地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）の認証を行うために、LAPSSにログインする際のアカウントIDとパスワードを入力してください。

アカウントID

パスワード

クリックします。

# EEGSの操作 LAPSSからのエネルギー使用量の取り込み

## ②EEGSに登録されている事業所とLAPSSに登録されている施設の紐づけ

- LAPSSからのデータ連携を行うためにはまず、EEGSに登録されている事業所とLAPSSに登録されている施設の紐づけを行う必要があります。

### LAPSS連携画面

The screenshot displays the 'LAPSS連携' (LAPSS Integration) screen. The interface includes a sidebar with navigation options like 'ホーム', '報告書作成から提出までの流れ', 'エネルギー使用量の入力', and '外部連携・データ出力'. The main content area shows '事業所情報' (Business Location Information) and 'LAPSS施設連携' (LAPSS Facility Linkage). A red box highlights the 'LAPSS施設取得' button, with a callout stating: 「LAPSS施設取得」ボタンをクリックします (Click the 'LAPSS Facility Acquisition' button).

Below this, a table lists 'LAPSS施設一覧' (LAPSS Facility List) with columns for '施設名' (Facility Name), '施設ID' (Facility ID), and '事業所' (Business Location). A callout explains: LAPSSに登録されている施設のうち、自動的にEEGSの事業所と紐づけできたものはEEGSの事業所名称が表示されます。 (Among facilities registered in LAPSS, those automatically linked to EEGS business locations will display the EEGS business location name.)

Another callout points to the '事業所検索' (Business Location Search) button: LAPSS施設とEEGS事業所の紐づけを行う場合、「事業所検索」ボタンをクリックします。 (When linking LAPSS facilities and EEGS business locations, click the 'Business Location Search' button.)

A third callout points to the '登録なし' (Not Registered) status in the table: LAPSSに登録されている施設のうち、自動的にEEGSの事業所と紐づけできなかったものは「登録なし」と表示されます。 (Among facilities registered in LAPSS, those that could not be automatically linked to EEGS business locations will be displayed as 'Not Registered').

At the bottom, a blue arrow points to a box labeled '次ページへ' (To the next page).

## EEGSの操作 LAPSSからのエネルギー使用量の取り込み

## ②EEGSに登録されている事業所とLAPSSに登録されている施設の紐づけ

- 事業所検索画面で、紐づけしたいEEGS事業所の「編集」ボタン（鉛筆マーク）をクリックします。
- 当該LAPSS施設に対応する事業所がEEGSに登録されていない場合は、「事業所登録」ボタンをクリックして新たに事業所を登録します。

## 事業所検索画面

The image displays two screenshots from the EECS system. The top screenshot shows the '事業所検索' (Business Search) screen with a table of existing businesses. The bottom screenshot shows the '事業所情報詳細登録' (Business Information Detailed Registration) form.

**事業所検索画面 (Top Screenshot):**

- 検索条件を入力する
- 事業所一覧

事業所ID	事業所名	都道府県	住所	エネルギー管理 認定工場等番号	省エネ法（工場等） 認定表	操作	報告対象外
110089064	事業所1	東京都	住所110110114				報告対象外

- 省エネ法（工場等）認定表、選対法別紙の欄の\*は、それぞれの報告書が登録されていることを示します。

**事業所情報詳細登録画面 (Bottom Screenshot):**

- ※は必須項目です。
- 事業所情報
  - 事業所名: 事業所1
  - 事業所名(ふりがな): ふりがな
  - 郵便番号: 100-0005 (半角入力) 郵便番号から住所を取得 郵便番号がわからない方はこちら
  - 都道府県: 東京都
  - 住所: 住所110110114
  - 住所(ふりがな): ふりがな
- ※前回報告から事業所の名称が変更になっている場合は以下に入力してください。※変更がない場合は変更としてください。
- LAPSS施設ID: 260
- LAPSS施設延べ床面積:

登録済のEEGS事業所に紐づける場合、  
「編集」ボタン（鉛筆マーク）をクリックし  
ます。

未登録のEEGS事業所に紐づける場合、  
この「事業所登録」ボタンをクリックします。

EEGSに未登録の事業所  
の場合は、その他の情報  
も入力します。

LAPSS施設との紐づけを行うため、EEGS事業所情報画面で  
「LAPSS施設ID」と「LAPSS施設延べ床面積」を入力します。

# EEGSの操作 LAPSSからのエネルギー使用量の取り込み

## ③ エネルギー使用量の取り込み

- LAPSS施設一覧で、エネルギー使用量を取り込むLAPSS施設を選択し、「LAPSSエネルギー使用量・活動量取込」をクリックすると、LAPSSから選択した施設のエネルギー使用量が入力されます。
- EEGS事業所とLAPSS施設との紐づけが既に行われていれば、エネルギー使用量入力画面の「LAPSS連携エネルギー使用量取込」ボタンで、LAPSSからエネルギー使用量を取り込み可能です。

### LAPSS施設一覧画面

選択しチェックを付けます。

クリックします。

### エネルギー使用量入力画面

クリックします。

エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- 「エネルギー使用量の入力」の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力」から事業所ごとに値の名称、値の単位、値の数量を記入します。原単位の算出等に使用します。



前年度以前に定期報告をした場合には、原則として、その際に用いた単位を用いて記入してください。やむを得ない事情により単位を変更する場合には、あらかじめ管轄の経済産業局までご相談ください。

### エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力

The screenshot shows the EECS web application interface. On the left is a navigation menu with the following items: ホーム, 報告書作成から提出までの流れ, エネルギー使用量の入力 (highlighted with a red box), その他: 報告書情報の入力, 定期報告書の入力, 中長期計画書の入力, 報告書の入力, GHGプロトコル向け排出量, 報告書の提出, 外部連携・データ出力. The main content area is titled 'エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力' and contains two sections. The top section, 'エネルギー使用量の入力', has three buttons: 'エネルギー使用量の入力' (blue), 'エネルギー使用量の一括ファイル取込・出力' (blue), and 'エネルギー使用量の入力 (荷主)' (orange). The bottom section, 'エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力', has two buttons: 'エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力' (blue, highlighted with a red box) and 'エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力 (荷主)' (orange). A blue arrow points from the 'エネルギー使用量の入力' button in the top section to the 'エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力' button in the bottom section. A blue arrow points from the highlighted button in the bottom section to a box labeled '次ページへ'.

次ページへ

- 「エネルギー使用量の入力」の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力」から事業所ごとに値の名称、値の単位、値の数量を記入します。原単位の算出等に使用します。

提出年度 2026年 \*\*\*\*\*
事業所1 \*\*\*\*\*
入力内容を保存

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

報告書の提出

外部連携・データ出力

管理機能

ログアウト

### エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力（工場等）

\*は必須項目です。

[リスト作成](#)

※項目（名称）、単位についてはリスト作成であらかじめ登録してください。

各事業所で設定する

checkbox	番号	事業所	項目	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力
<input type="checkbox"/>	1	〇〇〇〇株式会社	*値の名称	延床面積×営業時間
<input type="checkbox"/>			*値の単位	坪
<input type="checkbox"/>			*値の数量	236578.4
<input type="checkbox"/>	2	△△工場	*値の名称	生産重量
<input type="checkbox"/>			*値の単位	t
<input type="checkbox"/>			*値の数量	1863.5

[一括設定](#)

※一括設定を行う場合は、該当事業所にチェックをつけてから一括設定ボタンをクリックしてください。

事業所全体で設定する

**エネルギー管理指定工場を持つ事業者、原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の未指定工場を持つ事業者は、事業所全体で設定することはできません。事業所ごとに設定してください。**

※事業者権限・管理者権限で事業者全体の密接関係値を設定した場合、各事業所での設定はできません。

※認定管理統括事業者・管理関係事業者は本機能をご利用いただけません。

項目	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力
*値の名称	選択してください
*値の単位	選択してください
*値の数量	

「各事業所で設定する」場合の入力欄  
 ※事業所ユーザの場合はこちらのみ表示されます。  
 但し、担当事業所のみ表示されます。  
 一括設定ボタンは表示されません。

「事業所全体で設定する」場合の入力欄  
 ※事業所ユーザの場合は表示されません。

- 「エネルギー使用量の入力」の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力」から事業所ごとに値の名称、値の単位、値の数量を記入します。原単位の算出等に使用します。

## 各事業所で設定

提出年度 2025年 \*\*\*\*\* 事業所を選択

エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力 (工場等)

\*は必須項目です。  
リスト作成  
※項目 (名称)、単位についてはリスト作成であらかじめ登録してください。

各事業所で設定する

番号	事業所	項目	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力
<input checked="" type="checkbox"/>	1	〇〇〇〇株式会社	* 値の名称 延床面積×営業時間 * 値の単位 坪 * 値の数量 236578,4
<input type="checkbox"/>	2	△△工場	* 値の名称 生産重量 * 値の単位 t * 値の数量 1863.5
<input checked="" type="checkbox"/>	3	事業所A	* 値の名称 延床面積×営業時間 * 値の単位 坪 * 値の数量 236578,4

一括設定  
※一括設定を行う場合は、該当事業所にチェックをつけてから一括設定ボタンをクリックしてください。

事業所全体で設定する



全事業所の「値の名称」「値の単位」「値の数量」を入力しないと、登録することが出来ません。  
仮の値で良いので、入力してください。

複数の事業所に同一の「値の名称」「値の単位」「値の数量」を記入する場合は、チェックボックスにチェックを付け、「一括設定」ボタンを押下する。

## 一括設定

項目	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力
値の名称	延床面積×営業時間
値の単位	坪
値の数量	236578,4

設定

- 「エネルギー使用量の入力」の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力」から事業所ごとに値の名称、値の単位、値の数量を記入します。原単位の算出等に使用します。

## 事業所全体に設定

提出年度 2026年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\* 入力内容を保存

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

報告書の提出

外部連携・データ出力

管理機能

ログアウト

\*は必須項目です。

リスト作成

※項目（名称）、単位についてはリスト作成であらかじめ登録してください。

各事業所で設定する

番号	事業所	項目	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力
1	〇〇〇〇株式会社	*値の名称	延床面積×営業時間
		*値の単位	坪
		*値の数量	236578.4
2	△△工場	*値の名称	生産重量
		*値の単位	t
		*値の数量	1863.5

一括設定

※一括設定を行う場合は、該当事業所にチェックをつけてから一括設定ボタンをクリックしてください。

事業所全体で設定する

エネルギー管理指定工場を持つ事業者、原油換算エネルギー使用量が1,500ki以上の未指定工場を持つ事業者は、事業所全体で設定することはできません。事業所ごとに設定してください。

※事業者権限・管理者権限で事業者全体の密接関係値を設定した場合、各事業所での設定はできません。

※認定管理統括事業者・管理関係事業者は本機能をご利用いただけません。

項目	エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力
*値の名称	延床面積×営業時間
*値の単位	坪
*値の数量	278542.6

複数の事業所に同一の「値の名称」「値の単位」「値の数量」を記入する場合は、「事業所全体で設定する」チェックボックスにチェックを付け、入力を行ってください。

但し、エネルギー管理指定工場を持つ事業者、原油換算エネルギー使用量が1,500ki以上の未指定工場を持つ事業者は、設定することはできません。

- 「エネルギー使用量の入力」の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力」から事業所ごとに値の名称、値の単位、値の数量を記入します。原単位の算出等に使用します。

## 「値の名称」「値の単位」の追加

提出年度 2025年 \*\*\*\*\* 事業所を選択

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

報告書の提出

外部連携・データ出力

管理機能

ログアウト

エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力（工場等）

リスト作成

※項目（名称）の単位についてはリスト作成時に必ず登録してください。

各事業所で設定する

番号	事業所	項目	エネルギー使用量
<input checked="" type="checkbox"/>	〇〇〇〇株式会社	*値の名称 延床面積×営業	
		*値の単位 坪	
		*値の数量 236578.4	
<input type="checkbox"/>	△△工場	*値の名称 生産重量	
		*値の単位 t	
		*値の数量 1863.5	
<input checked="" type="checkbox"/>	事業所A	*値の名称 延床面積×営業	
		*値の単位 坪	
		*値の数量 236578.4	

一括設定

※一括設定を行う場合は、該当事業所にチェックをつけてから一括設定を行います。

事業所全体で設定する

エネルギー管理指定工場を持つ事業者、原油換算エネルギー使用量が入力できることはありません。事業所ごとに設定してください。

※事業者権限・管理者権限で事業者全体の密接関係値を設定した場合、※認定管理統括事業者・管理関係事業者は本機能をご利用いただけません。

項目・単位を追加する

「エネルギーの使用と密接な関係をもつ値」の項目と単位を追加します。こちらで追加した値はシステムに入力した全事業所で利用可能です。

- 項目、単位は左のリストから追加するか、自由記入欄で入力して「追加」ボタンをクリックします。
- 右欄(入力項目、入力単位)が、それぞれ選択できるようになります。
- 不要な項目、単位がある場合は、選択して「削除」ボタンを押すと削除されます。

(注1) 「エネルギー使用と密接な関係を持つ値」は、当該事業所における生産量、生産額、当該業務に供した施設の規模など、当該事業所でのエネルギー使用量と密接な関係を持つ指標を入力してください。(詳細はユーザーマニュアル参照)

(注2) 使用中の項目、単位は削除できません。

(注3) 立方メートルはm3、平方メートルはm2と表示しています。

項目の追加

■項目例：  
生産数量  
生産重量  
生産金額  
売上金額  
延床面積  
売場面積  
貸室面積  
従業員数  
利用者数  
来客数  
営業時間  
利用時間  
延床面積×営業時間  
延床面積×利用時間

■入力項目：  
延床面積×営業時間  
生産重量

■自由記述：  
追加する項目

追加 削除

単位の追加

■単位例：  
t  
kg  
m3  
m2  
k㎡  
枚  
千枚  
円  
千円  
百万円  
kl  
人  
千人  
時間  
m2×時間  
k㎡×時間

■入力単位：  
坪  
t

■自由記述：  
追加する単位

追加 削除

この内容で追加する

「値の名称」「値の単位」プルダウンリストに追加したい場合は、「リスト作成」ボタンを押下し、項目・単位の追加を行ってください。

## 報告書入力（指定表）

---

※[詳細なマニュアルはこちら](#)

• <u>指定表の入力</u>	<u>109</u>	• <u>指定第6表</u>	<u>124</u>
• <u>指定第1表</u>	<u>111</u>	• <u>指定第7表</u>	<u>125</u>
• <u>指定第2表</u>	<u>112</u>	• <u>指定第8表</u>	<u>126</u>
• <u>指定第3表</u>	<u>120</u>	• <u>指定第9表</u>	<u>129</u>
• <u>指定第4表</u>	<u>121</u>	• <u>指定第10表</u>	<u>130</u>
• <u>指定第5表</u>	<u>122</u>		

- エネルギー管理指定工場がある場合は、特定表ではなく、指定表から先に作成していきます。

指定表を作成する事業所を選択

The screenshot displays the EECS system interface. At the top, the '提出年度' (Submission Year) is set to '2025年' (2025), and the '事業者' (Business Operator) is 'A事業者' (A Business Operator). The '事業所' (Business Site) dropdown is set to 'B事業所' (B Business Site). The main content area is titled '省エネ法：定期報告書の入力' (Energy Conservation Law: Regular Reporting) and features a '工場等' (Factory, etc.) button. Below this button are two sub-buttons: '特定表' (Designated Table) and '指定表' (Designated Table). The '指定表' button is highlighted with a red box. The left sidebar contains a menu with the following items: 'ホーム' (Home), '報告書作成から提出までの流れ' (Flow from Report Creation to Submission), 'エネルギー使用量の入力' (Energy Usage Input), 'その他：報告書情報の入力' (Other: Report Information Input), '定期報告書の入力' (Regular Reporting Input), '中長期計画書の入力' (Medium and Long-term Plan Input), '報告書の入力' (Report Input), 'GHGプロトコル向け排出量' (GHG Protocol Emissions), '報告書の提出' (Report Submission), '外部連携・データ出力' (External Collaboration/Data Output), '管理機能' (Management Functions), and 'ログアウト' (Logout). The '定期報告書の入力' item is highlighted with a red box. Below the main content area, there is a section titled 'システム操作に関するマニュアル' (Manual for System Operation) with a link to the '報告書作成から提出までの流れ' (Flow from Report Creation to Submission) page.

※最初に必ず「報告書データの更新」ボタンを押して情報を最新化してください。

- 原単位等について、入力したエネルギー使用量から自動的に計算し記入されています。報告書提出にあたり不足している情報を順番に入力してください。
- 自動入力情報が間違っている場合は、管理画面（事業所情報入力）もしくはエネルギー使用量の入力画面に戻り、修正してください。修正したら都度、「報告書データの更新」を押してください。

省エネ法：定期報告書(指定表)

事業者情報やエネルギー使用量の入力値等の修正が行われた場合は、右の報告書データの更新ボタンを押してください。

**報告書データの更新**

- 第2表：「電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数」は、必須入力となります。DRを実施していない場合は「0日」で入力してください。
- 第7表：指定6表3において、非化石エネルギー使用状況が前年度に比して、前年度と等しいもしくは向上していない場合、指定7表3は必須入力となります。
- 第8表：BEMSは必ず入力して下さい。

第1表 第2表 第3表 第4表 第5表 第6表 第7表 第8表 第9表 第10表 添付資料

指定-第1表 エネルギー管理指定工場等の名称等

\*は必須項目です。

色付き下線の項目は、「報告書データの更新」で最新の入力内容が反映される項目です。

エネルギー管理指定工場番号

エネルギー管理指定工場等の名称

変更前名称

※前回定期報告から事業所の名称が変更になっている場合

エネルギー管理指定工場等の所在地

細分類番号

9731

主たる事業

行政機関

※主たる事業は、事業所の主要な経済活動によって決定し、その活動が「製造業」「建設業」「卸売業・小売業」「サービス業」のいずれに属するかによって、提供されるサービスに属する付加価値等、日本標準産業分類に決定方法に準拠します。

ごまめに「入力内容を保存」を押す。

検知されたエラーが表示される。  
**赤色**：報告書等の作成と提出を進めるうえで支障がある誤り。指摘箇所の入力値を修正する必要がある。  
**オレンジ**：誤りの可能性がある。警告メッセージ及び入力内容を確認し、問題なければ報告書等の作成と提出を進めることが可能。

- エネルギー管理指定工場番号、事業所名称、所在地、主たる事業、の細分類番号を記入します。
- エネルギー管理者（員）の職名、氏名、エネルギー管理士免状番号または講習修了番号を記入します。

「事業所情報詳細登録」画面で登録した情報が自動入力されます（7 事業所の入力）

### 指定-第1表 エネルギー管理指定工場等の名称等

\*は必須項目です。

色付き下線の項目は、「報告書データの更新」で最新の入力内容が反映される項目です。

エネルギー管理指定工場等番号

XXXXXXXX

エネルギー管理指定工場等の名称

株式会社〇〇 △△工場

変更前名称

※前回定期報告から事業所の名称が変更になっている場合は記入してください（変更がない場合は空欄としてください）。

エネルギー管理指定工場等の所在地

〇〇-〇〇〇〇

千葉県〇〇

細分類番号

2121

主たる事業

セメント製造業

※主たる事業は、事業所の主要な経済活動によって決定します。この場合の主たる経済活動については、当該事業所で生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値等、日本標準産業分類に決定方法に準拠します。

### エネルギー管理者(員)情報

職名

生産技術課 副長

氏名

省工ネ 四郎

エネルギー管理士免状番号  
又は講習修了番号

XX-2021-3-XXXX

電話

XXXX-XX-XXXX

例)03-1234-5679 勤務先の代表番号ではなく、該当者に直接連絡がとれる電話番号を記入

FAX

XXXX-XX-XXXX

例)03-1234-5679

メールアドレス

XXXXX@XXX

エネルギー管理者（員）情報を追加する

# 15 指定第2表 事業者のエネルギーの使用量等

EEGSTで自動入力

- 1-1は化石燃料、非化石燃料、熱、電気の使用量、他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量、販売した副生エネルギーの量、購入した未利用熱の量を記入します。

## 1-1 エネルギー管理指定工場等、の使用量等

「エネルギー使用量入力」での入力値を元に自動入力されます。  
 13 エネルギー使用量の入力～

エネルギーの種類	単位	2025年度							
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
		(E=AxB)	(D=C-AxD)	(F)	(G=AxF)	(H)	(I=AxH)		
<b>化石燃料</b> (セート除く)	kl							-	-
石油									
原油のうちコンデンセート (NGL)	kl							-	-
揮発油	kl							-	-
<b>非化石燃料</b>	t							-	-
化石燃料									
木材	t							-	-
木質燃料	t							-	-
<b>熱</b>									
産業用蒸気	GJ			-	-				
うち非化石	GJ			-	-				
<b>電気(買電・自家発電)</b>	kWh								
買電									
うち非化石	kWh								
<b>使用量合計GJ(内数・非化石)</b>			14,780,475		0		0		0
うち非化石 GJ			259,200		0		0		0
<b>原油換算使用量合計KL(内数・非化石)</b>			81,336		0		0		0
うち非化石 kl			6,587		0		0		0
前年度原油換算kl	(※半角入力)		14,944.869		0				
対前年度比(%)			98.9						

「数値」の欄は、1年度間の使用量について、各工場等のエネルギー使用量を合算し、原則小数点以下第1位を四捨五入して**整数値**で記入されます

使用量が極めて少ないため、小数点以下第1位を四捨五入することによって「0」となった場合又は使用していないエネルギーについては、原則、使用量の数値及び熱量GJの欄が「**空欄**」となります。

前年度の当該事業所の原油換算エネルギー使用量を入力してください

- **電気需要最適化を踏まえた電力使用量**の内訳を報告します。**対象は系統電力から供給を受けた電気で、自家発電の電気使用量は対象外**です。
- 事業者単位で**月別・時間帯別のいずれか1つ**を選択して記入します。
- 「電気需要最適化係数を反映した電気使用量算出支援ツール」は事業所ごとに使用します。

### 1 - 2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

【月別】

時間帯		単位	2025年度	
			使用量	
			数値	原油換算kl
月別	4月	千kWh	1,100	266.772
	5月	千kWh	1,100	266.772
	6月	千kWh	1,200	291.024
	7月	千kWh	1,200	296.6167742
	8月	千kWh	1,300	315.276
	9月	千kWh	1,400	346.2704
	10月	千kWh	1,300	315.276
	11月	千kWh	1,200	291.024
	12月	千kWh	1,300	315.276
	1月	千kWh	1,400	339.528
	2月	千kWh	1,300	315.276
	3月	千kWh	1,200	291.024
合計			15,000	3650.1351742

【時間帯別】

時間帯		単位	2025年度	
			使用量	
			数値	原油換算kl
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh	50,000	4644
	需給が厳しい時間帯	千kWh	35,000	11016.6
	その他の時間帯	千kWh	65,000	15763.8
合計			150,000	31424.4

- 事業所の「DR（デマンド・レスポンス）の実施日数」を報告します。**対象となる事業所は系統電力から供給を受けている事業所**です。
- 事業所ごとに電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数をカウントし、設置する工場等のうち **DR を実施した日数が最も多い事業所の日数**を記入します。

### 1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

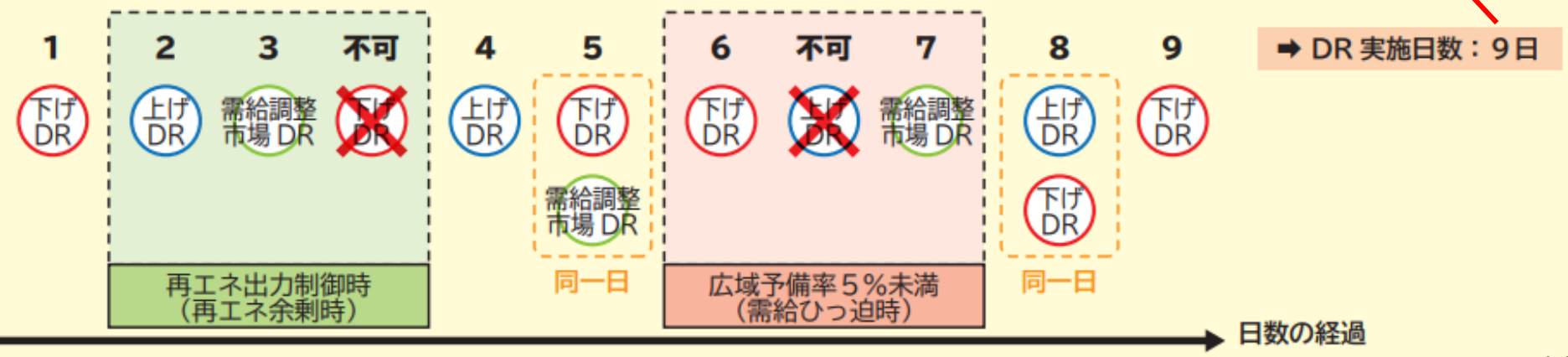
電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数  日

備考 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

#### DR 実施日数のカウント方法

(様々なDRがあるが、種類を区別せず) DRを実施した「日数」をカウント  
 需給ひっ迫時の上げDR (需要増加) や再エネ余剰時の下げDR (需要抑制) はカウント不可

#### DR 実施日数のカウントイメージ



# (参考) DR実施日数のカウント可否

- DRとしてカウントできるものは次のとおりです。

## ■ カウント可否の判断

以下のいずれかの条件を満たす場合、**DRを実施した日数としてカウント**することができます。

- ✓ 小売電気事業者等によるDR指令に応じてDRを実施した場合（DRに取り組んだ結果、DRに失敗した場合もカウント可能）
- ✓ 事業者自身が自主的に実施したDRにおいて、DRに成功した場合  
DRに成功した場合とは、下げDRにおいては、ベースラインに対して実際の電気使用量が下回ったことをいいます。

## ■ カウントの対象外となる DR

以下の DR は、**DR を実施した日数のカウント対象外**です。

- ✓ 需給ひっ迫時の上げ DR
- ✓ 出力制御時の下げ DR

なお、日々事業者が継続して実施している省エネ取組は、DR を実施した日数のカウントの対象外です。また、事業者が DR の実施を意図せずに系統電気の使用量がベースラインを上回った日又は下回った日についても、DR の日数のカウント対象外です。

- 報告可能な事業者のみが記入する**任意の報告内容**です。
- 資源エネルギー庁のホームページに「DR実績値算出支援ツール」を公表しています。上げDR、下げDRの選択、DRの日時と時間帯、使用量実績値を入力すると最大供給容とDR実施量が計算されます。



#### 1 - 4 電気の需要の最適化に資する措置等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのデマンド・レスポンスに関する契約の状況		<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
デマンド・レスポンス実施時の最大供給容量	下げデマンド・レスポンス	<input type="text"/> kW
	上げデマンド・レスポンス	<input type="text"/> kW
デマンド・レスポンス実施量	下げデマンド・レスポンス	<input type="text"/> kWh
	上げデマンド・レスポンス	<input type="text"/> kWh
	需給調整市場約定量	<input type="text"/> kWh

#### （省エネポータルサイト）

★HPからダウンロードした  
計算サポートツールから転記  
[省エネポータルサイト](#)  
「DR実績値算出支援ツール」

令和7年度定期報告の提出にあたってDR実績値算出支援ツールとマニュアルを追加しました。  
当該ツールを用いた計算は一例です。他の方法を用いたDR実績の算出も可能です。

- ➔ [DR実績値算出支援ツール（令和7年度報告用）](#) 
- ➔ [DR実績値算出支援ツール 利用マニュアル（令和7年度報告用）](#) 

# (参考) DR実績値算出支援ツール

DRの種類	下げDR	※要入力
DR開始時間	8:00	※要入力
DR終了時間	11:00	※要入力

当日調整値 (=Z)	-73.0
DR実施時間 (分)	180
DR実施量 (kWh)	307.4
最大供給容量 (kW)	435.5

DR実施量 (kWh)  
最大供給容量 (kW)  
の出力

(単位: kW)

時間 (30分コマ)	対象日①	対象日②	対象日③	対象日④	DR実施当日 (=X)	DR実施時間	補正前ベースライン (=Y)	差分 (=X-Y)	標準ベースライン (=Y+Z)	下げDR時のDR供給容量 (=Y+Z-X)	上げDR時のDR供給容量 (=X-Y-Z)
DR実施日/対象日 前日	19:00~19:30										
	19:30~20:00										
	20:00~20:30										
	20:30~21:00										
	21:00~21:30										
	21:30~22:00										
	22:00~22:30										
	22:30~23:00										
	23:00~23:30										
	23:30~24:00										
DR実施日/対象日 当日	0:00~0:30	518	126	423	705	617					
	0:30~1:00	679	968	815	179	123					
	1:00~1:30	644	821			351					
	1:30~2:00	755	878			631					
	2:00~2:30	717	770	915	957						
	2:30~3:00	572	640	778	218						
	3:00~3:30	464	342	269	722	442		449	-7		
	3:30~4:00	826	567	772	814	989		745	244		
	4:00~4:30	602	272	503	366	581		436	145		
	4:30~5:00	353	304	761	789	653		552	101		
	5:00~5:30	570	985	236	472	330		566	-236		
	5:30~6:00	920	799	908	680	141		827	-686		
	6:00~6:30	247	479	108	814	693					
	6:30~7:00	697	106	150	281	399					
	7:00~7:30	161	563	821	216	744					
	7:30~8:00	219	109	270	472	771					
	8:00~8:30	427	409	328	297	936	DR開始時間	365		292	0
	8:30~9:00	345	606	511	918	924	DR実施中	595		522	0
	9:00~9:30	151	692	932	999	791	DR実施中	694		621	0
	9:30~10:00	756	814	894	267	483	DR実施中	683		610	127
	10:00~10:30	735	869	625	857	263	DR実施中	772		699	436
	10:30~11:00	358	319	135	342	163	DR終了時間	289		216	53
	11:00~11:30	687	306	764	984	640					

(DR実施時間帯が午前0時から午前5時の場合)  
需要データ (kW) を入力

対象日①~④の  
需要データ (kW) を入力

DR実施当日の  
需要データ (kW) を入力

- DRを実施した事業者の報告可能な事業者のみが記入する**任意の報告内容**です。自家発電設備等を利用した場合は○を記入します。

1-5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	<input type="text"/>
電気を消費する機械器具	<input type="text"/>
空気調和設備	<input type="text"/>
蓄電池及び蓄熱システム	<input type="text"/>
その他	<input type="text"/>

備考 1 デマンド・レスポンスの対応を行うにあたり設置する当該工場で活用した設備を報告すること。

上記に該当しない設備を用いて上げDR、下げDRに取り組んだ際は、その他の欄に活用した設備を記入


特別な設備に限らず、例えば、製造設備の電力消費量をコントロールし、DRを実施した場合には「電気を消費する機械器具」に該当する

- 1-6は熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種類および非化石割合に係る情報を記入します。

1-6 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種類及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合 ?
電気	1. △△電力 (メニュー-c)	150,000.000 kWh	33,437 kl	30.4 %

(左欄) メニューごとのエネルギー使用量  
 (右欄) 原油換算係数を 0.0258(kl/GJ)として使用量の原油換算値を算出  
 ※電気の場合は、電気の一次換算係数を 8.64(GJ/千 kWh)として熱量換算した上で、原油換算係数を乗じた値

 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合 (%) = A / B × 100  
 A : 「電気事業者買電入力」画面の「うち非化石 (千kWh)」に表示されている数値  
 B : 「電気事業者買電入力」画面の「電気事業者からの買電 (千kWh)」に入力した数値

また「うち非化石 (千kWh)」については、資源エネルギー庁が公開している記入要領に従い、以下のように算出

$$\text{うち非化石 (千kWh)} = (C \times D / 100) + \{ C - (C \times D / 100) \} \times E / 100$$

C : 電気事業者からの買電 (千kWh)  
 D : 電気事業者の非化石証書の使用状況 (%)  
 E : FIT売れ残り分

- 管理指定工場等の主要な設備名称、設備の概要、稼働状況、新設・改造・撤去の状況を記入します。
- 省エネに寄与する設備、それ以外のエネルギーを消費する主要設備に分けて記入します。

エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

エネルギーの使用の合理化に関する設備				
設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況	行追加
原料予備粉砕機	堅型ミル (1,100kw)	300日/年 (24時間/日)		削除
廃熱ボイラー	自然循環式廃熱ボイラー (20 t/h)	300日/年 (24時間/日)	〇〇年度テスト導入	削除
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				
設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況	行追加
セメント焼成炉	クリンカ製造用キルン (150 t/h)	300日/年 (24時間/日)		削除
乾燥炉	定格容量 27.1 N/h	250日/年 (24時間/日)		削除

# 15 指定第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

EEGSで自動入力

手入力

- 該当する事業所のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値の名称、単位、値の量を記入します。この値は原単位を求める際に使用されます。

「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力」画面で入力された内容(14 エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力)が、有効数字4桁に変換されて反映される。

## 指定-第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

色付き下線の項目は、「報告書データの更新」で最新の入力内容が反映される項目です。

指定-第4表の、「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用と密接な関係を持つ値」の対前年度比(%)を算出するため、前年度の「エネルギーの使用と密接な関係を持つ値」を入力します。

- (※1) 当該年度の値は、事業所情報の入力内容を表示しています。
- (※2) 前年度に定期報告を提出している事業者は報告した数値を入力してください(記入のヒント)。
- (※3) 半角入力してください。提出書類では有効数字4桁に丸めて表示します。

	2025年度	対前年度比(%)
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 名称:( 生産量 ) 単位:( 千 t )	6,000	99.8 %

前年度の当該事業所のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 6,012

入力欄

● 該当する事業所の「エネルギー消費原単位」、「電気需要最適化評価原単位」、「非化石エネルギーの使用状況」は非化石電気の使用割合を記入します。

### 1 エネルギー消費原単位

	2025年度	対前年度比
$\text{原単位} = \frac{\text{エネルギー使用量(原油換算kl)} (\text{指定第2表} \textcircled{a}' - \textcircled{b} - \textcircled{b}')}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値} (\text{指定第4表} \textcircled{c})}$	63.56	97.5 %

エネルギー消費原単位は下記の式から算出されます。  
 $(a' - b - b') \div c$   
 a' 「指定第2表」の1-1 のエネルギー使用量(原油換算kl)の合計値  
 b 「指定第2表」の1-1 の販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl)  
 b' 「指定第2表」の1-1 の購入した未利用熱量(原油換算kl)  
 c 「指定第4表」の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」

前年度の当該事業所のエネルギー消費原単位

### 2 電気需要最適化評価原単位

	2025年度	対前年度比
$\text{電気需要最適化評価原単位} = \frac{\text{電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値} (\text{指定第4表} \textcircled{c})}$	63.22'	

電気需要最適化評価原単位は下記の式から算出されます。  
 $(A - B - C + D) \div E$   
 A 非化石燃料補正を踏まえた電気事業者からの買電由来を除くエネルギー使用量(原油換算kl)  
 $(\textcircled{1} + \textcircled{2} \times \text{補正係数} : 0.8 + \textcircled{3} + \textcircled{4} - \textcircled{5} - \textcircled{6} - \textcircled{7}) \times \text{原油換算係数} : 0.0258$   
 ① 「指定第2表」の化石燃料の小計 (熱量GJ)  
 ② 「指定第2表」の非化石燃料の小計 (熱量GJ)  
 ③ 「指定第2表」の熱の小計 (熱量GJ)  
 ④ 「指定第2表」の電気の小計 (熱量GJ)  
 ⑤ 「指定第2表」の電気事業者からの買電 (熱量GJ)  
 ⑥ 「指定第2表」の上記以外の買電 オフサイト型PPA (熱量GJ)  
 ⑦ 「指定第2表」の上記以外の買電 その他のうち、エネルギー使用量の入力で「月別・時間帯別の計上」が有のもの (熱量GJ)  
 B 販売した副生エネルギー量(原油換算kl)  
 「指定第2表」の販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl)  
 C 購入した未利用熱量(原油換算kl)  
 「指定第2表」の購入した未利用熱の量 (原油換算kl)  
 D 電気需要最適化を踏まえた電気使用量(原油換算kl)  
 「指定第2表」の1-2電気需要最適化を踏まえた電気使用量の内訳 合計 (原油換算kl)  
 E 密接関係数量  
 「指定第4表」の「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」

前年度の当該事業所の電気需要最適化評価原単位

● 非化石電気の使用状況は、**非燃料由来の非化石電気を重み付け係数1.2を乗じて算出**します。

## 3 非化石電気の使用状況

		2025年度
非化石電気 の使用状況	$\frac{\text{修正後の非化石電気 合計原油換算kl}}{\text{修正後の電気 合計原油換算kl}}$	7.5%

### 販売熱量等の入力画面 (P.95 販売電力量等・販売熱量等の入力)

販売熱量等の入力

数値は半角入力

当該事業所の販売熱量  GJ

当該事業所の販売熱量  
うち廃熱由来のもの  GJ

廃棄物燃料以外の燃料の使用量から算定した  
排出係数  —

廃棄物燃料以外の燃料の使用量から算定した  
調整後排出係数  —

廃棄物燃料の使用量から算定した  
排出係数  —

他人から供給された電気及び熱の使用量から算定した  
排出係数  —

他人から供給された電気及び熱の使用量から算定した  
調整後排出係数  —

販売した熱量に係る温室効果ガス排出量及び発熱量を算出するため、当該事業所の熱を発生させるために使用したエネルギーの使用量を入力してください。  
自動計算を用いず独自に算定した排出係数を用いる場合は、報告書に算定方法または係数の内容について記載してください。

最初に以下の当該事業所で発生させた熱と分類ごとの使用量を入力してください。

当該事業所で発生させた熱  GJ

分類	使用量	単位
電気事業者からの買電（化石電気）	<input type="text"/>	千kWh <input type="checkbox"/>
電気事業者からの買電（非化石電気）	<input type="text"/>	千kWh <input type="checkbox"/>
オフサイトPPA（重み付けなし）	<input type="text"/>	千kWh <input type="checkbox"/>


非化石電気の使用状況は下記の式から算出されます。

[非化石電気の使用量(重み付け非化石1.2倍)]  
+ [証書等非化石エネルギーみなし量]  
- [他者に供給する熱を発生させるために使用した電気の使用量のうち非化石分]  
÷  
[全電気の使用量(重み付け非化石1.2倍)]  
- [他者に供給する熱を発生させるために使用した電気の使用量]  
×100

※単位は[ ]括弧内は熱量GJ、最終的には%  
※[他者に供給する熱を発生させるために使用した電気の使用量]は販売熱量等の入力画面にて、電気の使用量を入力されている場合に該当します。

また、いずれの電気の種類についても  
使用量(千 kWh)に対して一次換算係数 8.64(GJ/千 kWh)を乗じて算出することが記入要領に記載されております。

- 過去5年度間のエネルギー消費原単位と前年度比、5年度間の電気需要最適化評価原単位と前年度比を示し、それぞれの5年度間平均原単位変化を記入します。
- 「非化石エネルギーの使用状況」で5年度間の非化石電気の使用状況と2030年度の目標値を記入します。

 過年度の原単位に修正が必要場合は、管轄の経済産業局までご相談ください。

過年度分は手入力可能

## 1 エネルギー消費原単位

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	C (64.34)	D (63.21)	E (63.10)	F (63.08)	G 63.56	(※1)
対前年度比(%)	-	d=D/C×100 98.2	e=E/D×100 99.8	f=F/E×100 100.0	g=G/F×100 100.7	(d×e×f×g)の4乗根 99.7

過年度分は手入力可能

## 2 電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分	月別					
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	5年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位	C' (64.23)	D' (63.10)	E' (62.99)	F' (63.00)	G' 63.22	(※1)
対前年度比(%)	-	g'=D'/C'×100 98.2	e'=E'/D'×100 99.8	f'=F'/E'×100 100.0	g=G'/F'×100 100.4	(g'×e'×f'×g)の4乗根 99.6

過年度分、目標は手入力可能

## 3 非化石エネルギーの使用状況

指標	非化石電気の使用状況						目標	
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2030	年度	
非化石電気の使用状況	6.5 %	7.0 %	6.9 %	7.2 %	7.5 %	20	%	

- 過去5年度間のエネルギー消費原単位および電気需要最適化評価原単位を年平均1%以上改善できなかった場合、又は前年度に比べ改善できなかった場合その理由を記入します。
- 非化石エネルギー使用状況が前年度より改善できなかった場合、その理由を記入します。

### 1 過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

過去5年度間のエネルギー消費原単位が年平均1%以上改善できなかった場合、(イ)に理由を入力してください。

イ

セメント需要動向の変化により、比較的エネルギー原単位が大きい低熟ポルトランドセメント等の生産割合が増加したため、全体のエネルギー消費原単位が悪化した。また、セメント生産量が減少したこともエネルギー消費原単位の悪化に寄与している。

エネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合、(ロ)に理由を入力してください。

ロ

入力欄が非活性の場合、記入は不要

### 2 過去5年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

過去5年度間電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合、(ハ)に理由を入力してください。

ハ


セメント需要動向の変化により、比較的エネルギー原単位が大きい低熟ポルトランドセメント等の生産割合が増加したため、全体のエネルギー消費原単位が悪化した。また、セメント生産量が減少したこともエネルギー消費原単位の悪化に寄与している。

電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合、(ニ)に理由を入力してください。

ニ

### 3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

非化石エネルギー使用割合が前年度に比べ向上しなかった場合、理由を入力してください。

 EEGSでは記入必須の欄については、入力欄が活性化されるため必ず記載する。

- 該当する事業所の「判断基準の遵守状況」を報告します。
- 専ら事務所その他これに類する用途は指定第8表1に記入、工場等は指定第8表2に記入します。
- 専ら事務所その他これに類する用途は（1）空気調和設備、換気設備から（7）業務用機器まであり、それぞれ「運転の管理」、「計測および記録」、「保守および点検」、「新設・更新に当たっての措置」について設問に回答します。

## 1 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）

選択	対象項目 (設備)	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
<input checked="" type="checkbox"/>	(1) 空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たっての措置
		管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	
		<input checked="" type="radio"/> 設定済 <input type="radio"/> 一部設定済 ( <input type="text"/> % ) <input type="radio"/> 未設定	<input checked="" type="radio"/> 設定済 <input type="radio"/> 一部設定済 ( <input type="text"/> % ) <input type="radio"/> 未設定	<input checked="" type="radio"/> 設定済 <input type="radio"/> 一部設定済 ( <input type="text"/> % ) <input type="radio"/> 未設定	<input type="radio"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="radio"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない
		管理標準に定めている管理	管理標準に定めている計測	管理標準に定めている保守	

エネルギー管理指定工場が

- 「専ら事務所」の場合 → 指定第8表 **1** に記入
- 「工場」の場合 → 指定第8表 **2-1** に記入

エネルギー管理指定工場の設定は、事業所情報登録画面から変更することができます。詳細はP.44を参照してください。

- 工場等は(1)燃料の燃焼の合理化から(6)電気の動力、熱等への変換の合理化まであり、「専ら事務所」と同じ評価項目について報告します。

## 2-1 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

選択	対象項目 (設備)	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
☑	(1) 燃料の燃焼の 合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃料設備の保守及び点検	燃料設備の新設・更新に当たっての措置
		管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	
		<input type="radio"/> 設定済 <input type="radio"/> 一部設定済 ( <input type="text"/> % ) <input type="radio"/> 未設定	<input type="radio"/> 設定済 <input type="radio"/> 一部設定済 ( <input type="text"/> % ) <input type="radio"/> 未設定	<input type="radio"/> 設定済 <input type="radio"/> 一部設定済 ( <input type="text"/> % ) <input type="radio"/> 未設定	<input type="radio"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="radio"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="radio"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
		管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
		<input type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> 一部実施している <input type="radio"/> 実施していない	<input type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> 一部実施している <input type="radio"/> 実施していない	<input type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> 一部実施している <input type="radio"/> 実施していない	
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化					
☑	(2-1) 加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置
		管理標準の設定の状況	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況	
		<input type="radio"/> 設定済 <input type="radio"/> 一部設定済 ( <input type="text"/> % ) <input type="radio"/> 未設定	<input type="radio"/> 設定済 <input type="radio"/> 一部設定済 ( <input type="text"/> % ) <input type="radio"/> 未設定	<input type="radio"/> 設定済 <input type="radio"/> 一部設定済 ( <input type="text"/> % ) <input type="radio"/> 未設定	<input type="radio"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="radio"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="radio"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
		管理標準に定めている管理の状況	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況	
		<input type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> 一部実施している <input type="radio"/> 実施していない	<input type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> 一部実施している <input type="radio"/> 実施していない	<input type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> 一部実施している <input type="radio"/> 実施していない	

- 「専ら事務所その他これに類する用途を除く工場等」に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況を記入します。
- 単機容量1000kW以上の情報を記入します。

## 2-2 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備 又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報 （出力が1,000kW以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

「行追加」ボタンを押下すると、  
入力欄が表示される

<b>行追加</b>	
発電所の名称	<input type="text"/>
施設番号（設備の名称）	<input type="text"/>
型式	<input type="text"/>
出力（kW）	<input type="text"/>
設備の用途	<input type="radio"/> 電気事業用 <input type="radio"/> 自家消費用
実績効率（%）	<input type="text"/>
設計効率（%）	<input type="text"/>
燃料種ごとの基本情報	
燃料種	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
年間使用量（GJ）	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
熱量構成比（%）	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
設備に投入する排熱エネルギーの有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）	<input type="text"/>

- エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の最適化に関し実施した省エネルギー活動、体制整備等の措置について記入します。
- 非化石エネルギーへの転換に関して、取り組んだ事項について、定性的な取組も含めて記載をしてください。

## 1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

### 措置の概要

- ・設備を集約化して、生産プロセスを見直し、高効率ボイラー1基を導入し、生産効率を5%改善した。
- ・省エネパトロール 職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認
- ・省エネ勉強会 省エネ推進メンバーを対象として実施
- ・省エネ月間の推進（2月）

## 2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

### 措置の概要

- ・電気を大量に消費する一部の製品を夜間に生産している。

## 3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

### 措置の概要

- ・燃料残差も原料の一部として活用できる特徴を生かし、通常の燃料としての利用が困難である廃棄物などの非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進めている。

- 「廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素」と「廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素」に分類して報告します。なお、**他人への電気又は熱の供給に係る排出量がある場合はその量を除いた量**を記入します。
- 指定第10表2は「電気事業の発電所や熱供給事業の熱供給施設」で燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素排出量を記入します。なお、10表1と異なり、**他人に電気や熱を供給する際に発生した二酸化炭素も含めた排出量**を記入します。

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	24002 t-CO2
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	1130 t-CO2

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO2
-----------------------	-------

- 他人から供給されたエネルギー種類ごとの二酸化炭素の排出係数の値、排出係数の根拠、排出係数の適用範囲を記入します。3の1は都市ガス、3の2は電気、3の3は熱になります。

3の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000485-CO2/千m3	A社の基礎排出係数	〇〇地域の工場等

3の2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲	行追加
0.000489 t-CO2/kWh	A社の基礎排出係数	A社の買電	

3の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
------	-------	---------

- 第10表4は国が定めた排出量の算定方法や排出係数と、異なる算定方法や値を使用した場合に記入します。

#### 4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

内容を入力してください。

A重油の排出係数について、算定省令の0.0193tC/GJではなく、燃料供給事業者が実測により把握した排出係数0.0xxx tC/GJを用いた。

- 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料の製造に用いて基礎排出量から控除する場合の二酸化炭素の量を記入します。

### 5の1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

10 t-CO<sub>2</sub>

- 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、**当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意**しているものについて、排出量から控除する場合、これに関する情報を記入します。
- 本表の情報について**証明できる書類及び確認書類を添付**することが必要です。

5の2 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種類		燃料の使用に伴うエネルギー起源CO2
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	10 t-CO2
	当該二酸化炭素を回収した者	A社
	当該二酸化炭素を回収した年月日	yyyy/mm/dd
	当該二酸化炭素を回収した地点	〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関X-X-X
	当該二酸化炭素の発生由来	排出源となった排出活動を記載します。(セメント製造など)
回収した二酸化炭素の使用に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	10 t-CO2
	当該燃料の製造者	●●ガス株式会社
	当該二酸化炭素を引き取った年月日	yyyy/mm/dd
	当該燃料の製造地点	〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関X-X-X
	当該燃料の種類	合成メタンなど

- 権利利益の保護に係る請求および情報の提供の有無 について記入します。

## 6 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無について、「1.有」を選択する場合は選りなおしてください。

<b>権利利益の保護に係る請求の有無</b> <b>(該当するものを選択すること)</b>	<input type="radio"/> 1. 有 <input checked="" type="radio"/> 2. 無	<b>その他の関連情報の提供の有無</b> <b>(該当するものを選択すること)</b>	<input type="radio"/> 1. 有 <input checked="" type="radio"/> 2. 無
--------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

上記1.の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害される恐れがあると思料するとき」の請求に係るものである場合は、「1：有」を選択し、「温対法様式第1の2」の内容を入力してください。

上記1.の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供を行う場合は、「1：有」を選択し、「温対法様式第2」の内容を入力してください。

国内・海外認証排出削減量の入力

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- **認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量がある事業者のみ行う操作**です。
- CO2排出削減量や非化石証書の入力は、「その他：報告書情報の入力」から「認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量の入力」メニューから入力します。

## 認証排出削減量（J-クレジット等）・非化石証書等の入力

The screenshot shows the EECS system interface. On the left, a sidebar menu has 'その他：報告書情報の入力' (Other: Report Information Input) highlighted with a red box. An arrow points from this menu item to a central panel titled 'その他：報告書情報の入力' (Other: Report Information Input). In this panel, a red box highlights a document icon with the text '認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量の入力' (Input of non-fossil energy usage by certified emission reductions and certificates). Another arrow points from this icon to a right-hand panel titled '認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量の入力' (Input of non-fossil energy usage by certified emission reductions and certificates). In this panel, a red box highlights an '入力' (Input) button.

国内認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量の種別ごとに記入してください。  
※入力内容は下記項目に反映されます。

- 国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギーCO2削減相当量、J-クレジット  
省エネ法定期報告書（工場等）-特定表 :第2表1-6、第13表6-1、第13表6-2、第13表6-3、第13表6-4
- 省エネ法定期報告書（工場等）-認定表 :第2表1-6、第5表6-1、第5表6-2、第5表6-3、第5表6-4
- 温対法報告書（様式第1） :第5表の1、第5表の2、第5表の3、第5表の4
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量  
省エネ法定期報告書（工場等）-特定表 :第2表1-6、第13表6-1、第13表6-2、第13表6-3、第13表6-6
- 省エネ法定期報告書（工場等）-認定表 :第2表1-6、第5表6-1、第5表6-2、第5表6-3、第5表6-6
- 温対法報告書（様式第1） :第5表の1、第5表の2、第5表の3、第5表の6
- その他  
省エネ法定期報告書（工場等）-特定表 :第2表1-6
- 省エネ法定期報告書（工場等）-認定表 :第2表1-6

削減量の種別	無効化／ 移転区分	Jクレジット 連携	クレジット特定番号	無効化日又は 移転日	無効化量又は 移転量(t-CO2)	方法論 の種別	熱・電気 の種別	非化石 エネルギー 量	操作
J-クレジット	無効化		JC-000-000-000-000-001-000-000-000-000-100	2026/03/31	100	再生エネルギー由来	電気		
非化石電源二酸化炭素削減相当量	無効化						電気	500,000 kWh	

非化石電源二酸化炭素削減相当量とは、いわゆる非化石証書をCO2に換算したものと

● 国内認証排出削減量一覧画面で、「排出削減量・非化石エネルギーを入力」ボタンを押すと、入力ボックスが現れます。

## 国内認証排出削減量一覧画面

国内認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量の種別ごとに記入してください。  
 ※入力内容は下記項目に反映されます。

- 国内クレジット、オフセット・クレジット (J-VER)、グリーンエネルギーCO2削減相当量、J-クレジット
- 省エネ法定報告書 (工場等) -特定表 :第2表1-6、第13表6-1、第13表6-2、第13表6-3、第13表6-4
- 省エネ法定報告書 (工場等) -認定表 :第2表1-6、第5表6-1、第5表6-2、第5表6-3、第5表6-4
- 温対法報告書 (様式第1) :第5表の1、第5表の2、第5表の3、第5表の4
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- 省エネ法定報告書 (工場等) -特定表 :第2表1-6、第13表6-1、第13表6-2、第13表6-3、第13表6-6
- 省エネ法定報告書 (工場等) -認定表 :第2表1-6、第5表6-1、第5表6-2、第5表6-3、第5表6-6
- 温対法報告書 (様式第1) :第5表の1、第5表の2、第5表の3、第5表の6
- その他
- 省エネ法定報告書 (工場等) -特定表 :第2表1-6
- 省エネ法定報告書 (工場等) -認定表 :第2表1-6

排出削減量・非化石エネルギーを入力 クレジット連携

削減量の種別	無効化/移転区分	Jクレジット連携	クレジット特定番号	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量(t-CO2)	方法論の種別	熱・電気の種類	非化石エネルギー	備考
J-クレジット	無効化		JC-000-000-000-000-001-000-000-000-000-100	2026/03/31	100	再エネ電力由来			
非化石電源二酸化炭素削減相当量	無効化								

②入力を行う。

### 排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量

削減量・証書の種別 **国内クレジット**

省エネ法の対象証書等  ※省エネ法で報告対象となる証書等の種別は「省エネルギー法定報告書・中長期計画書 (特定事業者等) 記入要領」をご参照下さい。

#### 排出削減量の入力

無効化/移転区分  無効化  移転

クレジット特定番号ユニットの開始番号 KC - [ ] - [ ] - [ ] - [ ] - [ ]

クレジット特定番号ユニットの終了番号 [ ] - [ ] - [ ] - [ ] - [ ]

無効化日又は移転日 (例)2023/04/01

無効化量又は移転量(t-CO2) [ ] ※無効化量は正の値、移転量は負の値(マイナス)で表示されます。

方法論の種別 選択してください ※熱・電気の種類は方法論の種類に合わせて反映されます。

入力画面で無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付してください。

**入力する** キャンセル

①種別を選択する。

③クリックする。

- J-クレジットに関しては、「J-クレジット登録簿システム」から国内認証排出削減量を取得することができます。
- 国内認証排出削減量一覧画面で、「J-クレジット連携」ボタンをクリックします。表示された国内認証排出削減量一覧から入力するものを選択し、「選択」ボタンをクリックします。

国内認証排出削減量一覧画面

国内認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量の種別ごとに記入してください。  
 ※入力内容は下記項目に反映されます。  
 ■国内クレジット、オフセット・クレジット (J-VER)、グリーンエネルギーCO2削減相当量、J-クレジット  
 省エネ法定報告書 (工場等) -特定表 :第2表1-6、第13表6-1、第13表6-2、第13表6-3、第13表6-4  
 省エネ法定報告書 (工場等) -認定表 :第2表1-6、第5表6-1、第5表6-2、第5表6-3、第5表6-4  
 温対法報告書 (様式第1) :第5表の1、第5表の2、第5表の3、第5表の4  
 ■非化石電源二酸化炭素削減相当量  
 省エネ法定報告書 (工場等) -特定表 :第2表1-6、第13表6-1、第13表6-2、第13表6-3、第13表6-6  
 省エネ法定報告書 (工場等) -認定表 :第2表1-6、第5表6-1、第5表6-2、第5表6-3、第5表6-6  
 温対法報告書 (様式第1) :第5表の1、第5表の2、第5表の3、第5表の6  
 ■その他  
 省エネ法定報告書 (工場等) -特定表 :第2表1-6  
 省エネ法定報告書 (工場等) -認定表 :第2表1-6

削減量の種別	無効化/移転区分	Jクレジット連携	クレジット特定番号	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量(t-CO2)	方法論の種別	熱・電気の種別	非化石エネルギー削減量
J-クレジット	無効化	<input checked="" type="checkbox"/>	JC-000-000-000-000-001-000-000-000-000-100	2026/03/31	100	再エネ電力由来	電気	500
非化石電源二酸化炭素削減相当量	無効化	<input type="checkbox"/>					電気	500

「クレジットを創出した事業者が他者に移転した国内認証排出削減量」のうち、「森林の整備及び保全による吸収量として認証されたもの」については、上乗せ加算の対象から除外されているため、チェックを付けることができません。

② 選択し、チェックを付ける。

排出削減量J-クレジット連携

Jクレジット連携後は「熱・電気の種別」の入力が必要です。連携後の画面で操作列から編集をしてください。

検索条件

無効化日/移転日  
 yyyy/MM/dd ~ yyyy/MM/dd

無効化区分  
 無効化  移転

国内認証排出削減量一覧

無効化/移転区分	制度記号	方法論No	方法論	認証番号	クレジット種別	クレジット特定番号ユニットの開始番号	クレジット特定番号ユニットの終了番号	無効化/移転日	無効化量
<input type="checkbox"/>	JC	EN-S-022	生産設備 (工作機械、プレス機械、射出成型機、ダイカストマシン)、工業炉又は乾燥設備) の更新	7770000000000000000001	KC	999999999999001	999999999999100	2025/08/01	
<input type="checkbox"/>	JC	EN-R-002	太陽光発電設備の導入	7770000000000000000002	ER	999999999999101	999999999999250	2025/08/02	
<input type="checkbox"/>	JC	AG-004	バイオ炭の農地施用	7770000000000000000003	KC	999999999999251	999999999999450	2025/08/10	200
<input type="checkbox"/>	JC	FO-001	森林経営活動	7770000000000000000004	ER	999999999999451	999999999999700	2025/08/20	250

1) 森林吸収に由来するもの及びバイオ炭の農地施用に由来するクレジットは上乗せ加算の対象から除外となるため、選択することはできません。

①「検索」を行う。

選択

③クリックする。

- 排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量入力画面から入力することができます。
- 特定第13表6の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報には自動反映されます。

国内認証排出削減量一覧画面

国内認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量の種別ごとに記入してください。  
※入力内容は下記項目に反映されます。

- 国内クレジット、オフセット・クレジット (J-VET)、グリーンエネルギーCO2削減相当量、J-クレジット
  - 省エネ法定報告書 (工場等) -特定表 :第2表1-6、第13表6-1、第13表6-2、第13表6-3、第13表6-4
  - 省エネ法定報告書 (工場等) -認定表 :第2表1-6、第5表6-1、第5表6-2、第5表6-3、第5表6-4
  - 温対法報告書 (様式第1) :第5表の1、第5表の2、第5表の3、第5表の4
- 非化石電源二酸化炭素削減相当量
  - 省エネ法定報告書 (工場等) -特定表 :第2表1-6、第13表6-1、第13表6-2、第13表6-3、第13表6-6
  - 省エネ法定報告書 (工場等) -認定表 :第2表1-6、第5表6-1、第5表6-2、第5表6-3、第5表6-6
  - 温対法報告書 (様式第1) :第5表の1、第5表の2、第5表の3、第5表の6
- その他
  - 省エネ法定報告書 (工場等) -特定表 :第2表1-6
  - 省エネ法定報告書 (工場等) -認定表 :第2表1-6

削減量の種別	無効化 / 移転区分	Jクレジット 連携	クレジット特定番号	無効化日又は 移転日	無効化量又は 移転量(t-CO2)	方法の 種別	電 力 種 別	非化石 エネルギー 量	操作
J-クレジット	無効化		JC-000-000-000-000-001-000-000-000-000-100	2026/03/31	100	再生エ 電力由 来			
非化石電源二酸化炭素削減相当量	無効化					電 気	500,000 kWh		

排出削減量・非化石エネルギー量を入力



①種別で「非化石電源二酸化炭素削減相当量」を選択する。

②入力を行う。

③クリックする。

排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量

削減量・証書等の種別

証書等による非化石エネルギーの使用量入力

非化石証書の種別

非化石エネルギーの量  kWh ※非化石エネルギーの量は正の値、移転量は負の値で表示されます。

報告書入力画面で無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付してください。


大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供したCO<sub>2</sub>の入力

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

# 17 EEGSの操作 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素量の入力

- 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素量の入力は、「その他：報告書情報の入力」から「大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素量の入力」メニューから入力します。
- 「入力」ボタンを押すと入力ボックスが現れます。

 入力する事業所を選択すること。



### 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素量の入力

#### 省エネ法（工場等）・温対法

大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素量の入力についてこちらで入力してください。

**入力**

大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素量を記入してください。  
 ※入力内容は下記項目に反映されます。

省エネ法定期報告書（工場等）-特定表 :第13表-1、第13表-2、第13表-3、第13表-6-7、第13表-6-8  
 省エネ法定期報告書（工場等）-認定表 :第5表-1、第5表-2、第5表5-3、第5表6-7、第5表6-8  
 省エネ法定期報告書（工場等）-指定表 :第10表-1、第10表-2、第10表-3、第10表-5  
 温対法報告書（様式第1） :第1表、第2表、第5表-7、第5表-8  
 温対法報告書（様式第1別紙） :第1表、第4表、第5表

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素量を入力

控除する二酸化炭素の種別	回収した二酸化炭素に係る情報			回収した二酸化炭素の用途に係る情報			操作
	回収した二酸化炭素の量	回収した年月日	発生由来	燃料にされる量	引き渡した年月日	燃料の種類	

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素量を入力してください。

1ページあたりの行数: 10 1-0件目 / 0件 < >

この内容で入力する

# EEGSの操作 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素量の入力

● 「大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素量の入力」ボタンを押すと入力ボックスが現れます。

大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素量を記入してください。

※入力内容は下記項目に反映されます。

- 省エネ法定期報告書（工場等）-特定表 :第13表-1、第13表-2、第13表-3、第13表-6-7、第13表-6-8
- 省エネ法定期報告書（工場等）-認定表 :第5表-1、第5表-2、第5表5-3、第5表6-7、第5表6-8
- 省エネ法定期報告書（工場等）-指定表 :第10表-1、第10表-2、第10表-3、第10表-5
- 温対法報告書（様式第1） :第1表、第2表、第5表-7、第5表-8
- 温対法報告書（様式第1別紙） :第1表、第4表、第5表

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素量を入力

控除する二酸化炭素の種類	回収した二酸化炭素に係る情報			回収した二酸化炭素の用途に係る情報		操作
	回収した二酸化炭素の量	回収した年月日	発生日由来	燃料にされる量	引き渡した年月日	
燃料の使用に伴うエネルギー起源CO2	24002.54	2026/01/01 ~ 2026/01/31	当該二酸化炭素の発生日由来	2244.32		

この内容で入力する

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素

控除する二酸化炭素の種類: 燃料の使用に伴うエネルギー起源CO2

回収した二酸化炭素に係る情報

- 回収した二酸化炭素の量: 24002.54 tCO2
- 当該二酸化炭素を回収した者: 回収事業者
- 当該二酸化炭素を回収した年月日: 2026/01/01 ~ 2026/01/31 ※1日の場合、左の項目のみ入力してください。
- 当該二酸化炭素を回収した地点: 回収地点
- 当該二酸化炭素の発生日由来: 当該二酸化炭素の発生日由来

回収した二酸化炭素の用途に係る情報

- 当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量: 2244.32 tCO2
- 当該燃料の製造者: 製造者
- 当該二酸化炭素を引き渡した年月日: 2026/02/02 ~ (例)2024/04/01 ※1日の場合、左の項目のみ入力してください。
- 当該燃料の製造地点: 製造地点
- 当該燃料の種類: 燃料種類

入力する キャンセル

「入力する」ボタンを押すと反映される。

データセンター業に係る情報の入力

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

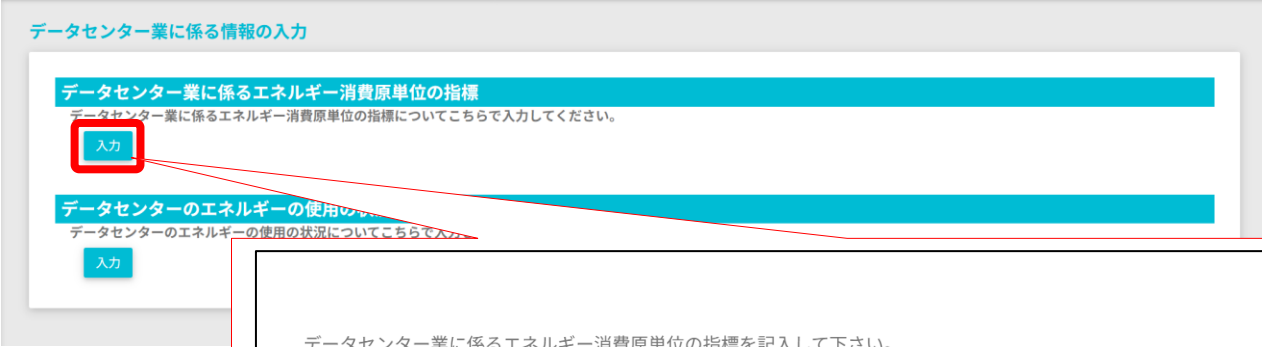
- データセンター業の総エネルギー使用量が1,500kl以上、かつ報告対象のデータセンターがある場合のみ行う操作です。
- データセンター業に係る情報の入力は、「エネルギー使用量の入力」から「データセンター業に係る情報の入力」メニューを開きます。

The screenshot displays the EEGS web application interface. On the left is a vertical navigation menu with the following items: ホーム, 報告書作成から提出までの流れ, エネルギー使用量の入力 (highlighted with a red box), その他：報告書情報の入力, 定期報告書の入力, 中長期計画書の入力, 届出書・申請書の入力, 報告書の入力, GHGプロトコル向け排出量, 報告書・充填回収量の入力, 過去の算定漏えい量の閲覧. The main content area shows three large buttons: 'エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力', '工場特定第4表原単位試算ツールダウンロード', and 'エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力 (荷主)'. Below these is a section titled 'データセンター業に係る情報の入力' which contains two sub-sections: 'データセンター業に係るエネルギー消費原単位の指標' and 'データセンターのエネルギーの使用の状況'. Each sub-section has an '入力' button. A blue arrow points from the 'データセンター業に係る情報の入力' icon to the detailed view of this section.

# 18 EEGSの操作 データセンター業に係る情報の入力

## データセンター業に係るエネルギー消費原単位の指標

- データセンター業に係るエネルギー消費原単位の指標の「入力」ボタンを押すと入力ボックスが現れます。



「前年度データ反映」をクリックすると、前年度データが転記される。ただし、操作を実行すると、**本年度の入力内容が破棄されるため注意**する。

データセンター業に係るエネルギー消費原単位の指標を記入して下さい。  
※入力内容は下記項目に反映されます。  
省エネ法定定期報告書（工場等）-特定表 第8表1-1、1-2  
※データセンター業に係るエネルギー消費原単位の指標は事業者全体で一意の値を設定するため、以下のユーザの場合、入力内容の変更、保存はできません。  
事業所権限のみを持つユーザ  
管理関係事業者権限のみを持つユーザ

前年度データ反映

事業区分	エネルギー消費原単位の指標
ハウジング型 データセンター業	<input type="text"/>
ホスティング・クラウド (オーナー)型 データセンター業	<input type="text"/>
ホスティング・クラウド (テナント)型 データセンター業	<input type="text"/>

この内容で入力する    キャンセル

# 18 EEGSの操作 データセンター業に係る情報の入力 データセンターのエネルギーの使用の状況

- データセンターのエネルギーの使用の状況の「入力」ボタンを押すと入力ボックスが現れます。

データセンター業に係る情報の入力

**データセンター業に係るエネルギー消費原単位の指標**  
データセンター業に係るエネルギー消費原単位の指標についてこちらで入力してください。  
入力

**データセンターのエネルギーの使用の状況**  
データセンターのエネルギーの使用の状況を入力してください。  
入力

データセンターのエネルギーの使用の状況を記入して下さい。  
※入力内容は下記項目に反映されます。  
省エネ法定定期報告書（工場等）-特定表：第8表1-1、1-2

行追加 前年度データ反映

データセンターの名称	併設するデータセンターの名称	所有者	運営者	所在地	総電気使用量 (kWh)	操作
データセンターのエネルギーの使用の状況を入力してください。						

1ページあたりの行数： 10 1-0件目 / 0件 < >

この内容で入力する

# 18 EEGSの操作 データセンター業に係る情報の入力 データセンターのエネルギーの使用の状況

● 「行追加」ボタンを押すと入力ボックスが現れます。

データセンターのエネルギーの使用の状況を記入して下さい。  
※入力内容は下記項目に反映されます。  
省エネ法定定期報告書（工場等）-特定表：第8表1-1、1-2

**入力内容が反映される報告書**

「前年度データ反映」をクリックすると、前年度データが行追加される。

当該ボタンから入力

データセンターの名称	併設するデータセンターの名称	所有者	運営者	所在地	総電気使用量 (kWh)	操作
データセンターの名称	併設するデータセンターの名称	所有者	運営者	所在地	55555	<input type="button" value="行追加"/> <input type="button" value="前年度データ反映"/>

**データセンターのエネルギーの使用の状況**

- \* データセンターの規模  サーバ室面積が300㎡以上若しくはDC毎の年度のエネルギー使用量（原油換算）が1,500k以上  上記に該当しない
- \* データセンターの名称  
データセンターの名称:   
併設するデータセンターの名称:
- \* 所有者:
- \* 運営者:
- \* 所在地:
- \* 新設年度:
- \* 稼働開始年度:
- \* 事業区分:
- \* 主たる用途:
- \* 契約電力 (kW):  kW
- \* 最大受電容量 (kW):  kW

「入力する」ボタンを押すと反映される。

## 報告書入力（特定表）

---

※[詳細なマニュアルはこちら](#)

• <u>特定表の入力</u>	<u>150</u>	• <u>特定第5表</u>	<u>169</u>	• <u>特定第11表</u>	<u>186</u>
• <u>特定表 表紙</u>	<u>151</u>	• <u>特定第6表</u>	<u>173</u>	• <u>特定第12表</u>	<u>187</u>
• <u>特定第1表</u>	<u>152</u>	• <u>特定第7表</u>	<u>174</u>	• <u>特定第13表</u>	<u>188</u>
• <u>特定第2表</u>	<u>153</u>	• <u>特定第8表</u>	<u>176</u>		
• <u>特定第3表</u>	<u>159</u>	• <u>特定第9表</u>	<u>178</u>		
• <u>特定第4表</u>	<u>162</u>	• <u>特定第10表</u>	<u>180</u>		



- 提出先省庁、届出日、住所、法人名・法人番号・代表者等を記入します。

様式第9 (第36条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

## 定期報告書

〇〇経済産業局長 殿

20〇〇年 〇月 〇日

住 所 東京都〇〇〇〇  
 法人名 株式会社〇〇工業  
 法人名 (英語表記) 〇〇〇〇  
 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
 銘柄コード 〇〇〇〇  
 代表者の役職名 代表取締役  
 代表者の氏名 経済 太郎

「事業者基本情報入力」画面で登録した情報が自動入力されます ( 6 事業者情報の入力)

提出先はEEGSTの電子申請先を選択してPDFやエクセルでダウンロードすると初めて表示されるため、入力画面では確認できない。  
 提出先については、[記入要領](#)より確認。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーの利用の促進に関する法律第1項又は第40条第1項の規定に基づき

提出先 ※提出先の選択を行う画面にて登録してください。

\*提出日 20●●0720 ※日付の形式(yyyymmdd)で入力してください。(例) 2022年7月20日に提出の場合: 20220720

\*郵便番号 100-XXXX 郵便番号から住所を入力

\*住所 東京都〇〇〇〇〇

\*法人名 株式会社〇〇工業

法人名 (英語表記) 〇〇〇〇

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

銘柄コード 〇〇〇〇

\*代表者の役職名 代表取締役

\*代表者の氏名 経済 太郎

- 特定事業者番号、事業者名称、主たる事業、エネルギー管理統括者氏名等を記入します。
- 事業者の名称、所在地が変更になった場合、変更前の名称、所在地を記入します。

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	XXXXXXX
特定排出者番号	*****
*事業者の名称	株式会社〇〇工業
*主たる事務所の所在地	100-0000 <span>郵便番号から住所を入力</span>
	東京都〇〇〇〇
*細分類番号	XXXX <span>産業分類から細分類番号を取得</span>
*主たる事業	セメント製造業
エネルギー管理統括者	
*職名	職名:
*氏名	名称:
エネルギー管理企画推進者	
職名	
*氏名	名称:
*前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無	
※所在地変更が経済産業局の管轄を越えた場合や、合併などによる名称変更があった場合には、定期報告書提出前に経済産業局にご相談ください。	
<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	
変更前の名称	
変更前の所在地	

「事業者基本情報入力」画面で登録した情報が自動入力されます（6 事業者情報の入力）

# 19 特定第2表 事業者のエネルギーの使用量等

EEGSTで自動入力

- 特定第2表はエネルギー使用量、電需要最適化を踏まえた電気使用量等を報告します。
- 1-1は、各事業所が入力したエネルギー使用量を合算し、合計値が自動入力されます。

「エネルギー使用量入力」での入力値を元に自動入力されます。  
 (13 エネルギー使用量の入力)

エネルギーの種類	単位	2025年度							
		使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		調達した再生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
		数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
		(E=A×B)	(D)	(E=A×D)	(F)	(G=A×F)	(H)	(I=A×H)	
<b>化石燃料</b> (セート除く)	kl							-	-
原油のうちコンデンセート (NGL)	kl							-	-
揮発油	kl							-	-
<b>非化石燃料</b>	t							-	-
木材	t							-	-
木質廃材	t							-	-
<b>熱</b>									
企業用蒸気	GJ			-	-				
うち非化石	GJ			-	-				
<b>電気(買電・自家発電)</b>	kWh								
買電	kWh								
うち非化石	kWh								
<b>使用量合計GJ(内数・非化石)</b>			14,780,475		0		0		0
うち非化石 GJ			259,200		0		0		0
<b>原油換算使用量合計KL(内数・非化石)</b>			381,336		0		0		0
うち非化石 kl			6,687		0		0		0
前年度原油換算kl	(※半角入力)		14,944,869		0				
対前年度比(%)			98.9						

「数値」の欄は、1年度間の使用量について、各工場等のエネルギー使用量を合算し、原則小数点以下第1位を四捨五入して**整数値**で記入されます

使用量が極めて少ないため、小数点以下第1位を四捨五入することによって「0」となった場合又は使用していないエネルギーについては、原則、使用量の数値及び熱量GJの欄が「**空欄**」となります。

前年度の当該事業所の原油換算エネルギー使用量を入力してください

- 事業者単位で**月別・時間帯別のいずれか1つ**を選択して記入します。
- 事業所ごとの指定第2表1-2に入力すると、事業者全体の電気使用量が自動で表示されます。

### 1-2 電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

【月別】

時間帯		単位	2025年度	
			使用量	
			数値	原油換算kl
月別	4月	千kWh	1,100	266.772
	5月	千kWh	1,100	266.772
	6月	千kWh	1,200	291.024
	7月	千kWh	1,200	296.6167742
	8月	千kWh	1,300	315.276
	9月	千kWh	1,400	346.2704
	10月	千kWh	1,300	315.276
	11月	千kWh	1,200	291.024
	12月	千kWh	1,300	315.276
	1月	千kWh	1,400	339.528
	2月	千kWh	1,300	315.276
	3月	千kWh	1,200	291.024
合計			15,000	3650.1351742

【時間帯別】

時間帯		単位	2025年度	
			使用量	
			数値	原油換算kl
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh	50,000	4644
	需給が厳しい時間帯	千kWh	35,000	11016.6
	その他の時間帯	千kWh	65,000	15763.8
合計			150,000	31424.4

# (参考) 各措置における電気の一次換算係数について

- エネルギーの使用の合理化措置、電気の需要の最適化措置を算出する際には、**赤枠の係数**を使用します。（電気の種類によって各評価軸における補正の仕方が異なります）

電気の種類				一次換算係数 (GJ/千 kWh)			
				(a) エネルギーの使用の合理化措置	(b) 非化石エネルギーへの転換措置	(c) 電気の需要の最適化措置	
買電	系統電気	自己託送以外	電気事業者からの買電	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
		オフサイト PPA	非化石 重み付けなし	3.6	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4	
			非化石 重み付けあり	3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4	
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6
			上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64
		非化石分		8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
	自営線 (他事業者からの供給)	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2	3.6	
		上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64	
			非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
自家発電		非燃料由来の非化石電気 (オンサイト PPA 含む)		3.6	8.64 × 1.2	3.6	
	上記以外		※投入した燃料・熱でカウント（非化石燃料は0.8倍）	電気の非化石割合を指標とするとき→ 発電量に対して8.64を掛けてカウントする。 上記以外を指標とするとき→ 投入した燃料・熱でカウントする。（ただし非化石燃料は0.8倍しない）	※投入した燃料・熱でカウント（非化石燃料は0.8倍）		

特定表 2表1-1、3表、4表1、4表2

特定表 2表1-2

- 事業者全体の「DR（デマンド・レスポンス）の実施日数」を記入します。**対象は系統電力から供給を受けている事業所**です。
- 複数の事業所を有する場合、事業所ごとに電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数をカウントし、設置する工場等のうち **DR を実施した日数が最も多い事業所の日数**を記入します。

1-3 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

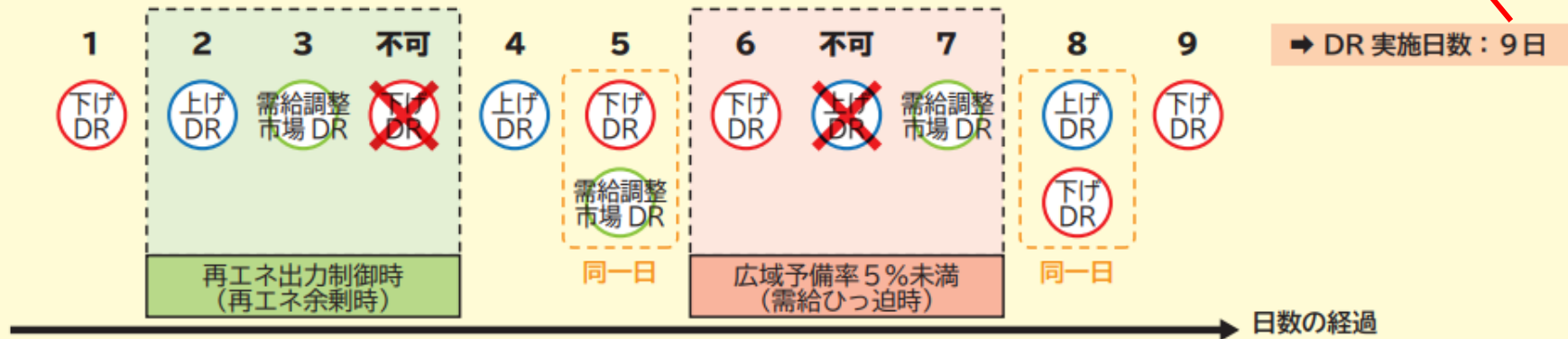
電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数  日

備考 1日に数回DRの対応を行った場合にも、「1日」として報告を行うこと。

DR 実施日数のカウント方法

(様々なDRがあるが、種類を区別せず) DR を実施した「日数」をカウント  
 需給ひっ迫時の上げDR (需要増加) や再エネ余剰時の下げDR (需要抑制) はカウント不可

DR 実施日数のカウントイメージ



- 1-4は今年度から追加。報告可能な事業者のみが記入する**任意の報告内容**です。
- DR契約の有無はDR契約の事業所が一つであれば「有」、全てない場合は「無」です。最大供給容量は事業所の上げDR、下げDRの最大供給容量の年度間最大値です。DR実施量は事業所の上げDR、下げDRの実施量の年度間累積値です。
- 1-5も任意の報告。事業者全体として自家発電設備等を利用した場合は○を記入します。

1-4 電気の需要の最適化に資する措置等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのデマンド・レスポンスに関する契約の状況		○ 有 ○ 無
デマンド・レスポンス実施時の最大供給容量	下げデマンド・レスポンス	<input type="text"/> kW
	上げデマンド・レスポンス	<input type="text"/> kW
デマンド・レスポンス実施量	下げデマンド・レスポンス	<input type="text"/> kWh
	上げデマンド・レスポンス	<input type="text"/> kWh
	需給調整市場約定量	<input type="text"/> kWh

1-5 電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	<input type="text"/>
電気を消費する機械器具	<input type="text"/>
空調調和設備	<input type="text"/>
蓄電池及び蓄熱システム	<input type="text"/>
その他	<input type="text"/>

- 1-6はJクレジットや非化石証書等の証書等による非化石エネルギーの使用量算出に係る情報を記入します。
- 1-7は熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種類および非化石割合に係る情報を記入します。

### 1-6 証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
電気	JP-000-000-000-001 ~ JP-000-000-000-0010	yyyy年mm月dd日	100000 kWh
電気	非化石証書	yyyy年mm月dd日	100 kWh

### 1-7 熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種類及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使用量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合 ?
電気	1.△△電力(メニューC)	150,000 kWh	1,296,000 kl	20. %

(左欄) メニューごとのエネルギー使用量  
 (右欄) 原油換算係数を 0.0258(kl/GJ)として使用量の原油換算値を算出  
 ※電気の場合は、電気の一次換算係数を 8.64(GJ/千 kWh)として熱量換算した上で、原油換算係数を乗じた値

熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合 (%) =  $A / B \times 100$   
 A : 「電気事業者買電入力」画面の「うち非化石 (千kWh)」に表示されている数値  
 B : 「電気事業者買電入力」画面の「電気事業者からの買電 (千kWh)」に入力した数値

また「うち非化石 (千kWh)」については、資源エネルギー庁が公開している記入要領に従い、以下のように算出

うち非化石 (千kWh) =  $( C \times D / 100 ) + \{ C - ( C \times D / 100 ) \} \times E / 100$   
 C : 電気事業者からの買電 (千kWh)  
 D : 電気事業者の非化石証書の使用状況 (%)  
 E : FIT売れ残り分

- 各事業の**原単位分母が同一**の場合のエネルギー消費原単位の算定方法です。
- 使用量の合計で原単位を算定。事業者としての**原単位が存在**します。
- **非化石燃料は燃焼効率が低いので、0.8倍した値**で使用量を算定します。(優遇措置)

1-1 エネルギー消費原単位等① (各事業の原単位分母が同一の場合)

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算						
			エネルギーの使用量 (原油換算kl)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算kl)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl)	購入した未利用熱の量 (原油換算kl)	$\frac{(C-1)}{(A-1)-(B-1)-(D-1)}$	(C-1)の構成割合(%)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値
			(A-1)	(A-1)	B	B'	(C-1) = (A-1)-(B-1)-(D-1)	(D-1) = (C-1) / ((U-1) × 100)	E
1	工場等に係る事業の名称	婦人服小売業	1,856	1,739	0	0	1,739	100 %	(名称: -) (単位: -)
	細分類番号	5731							
2	工場等に係る事業の名称	カバン・袋物小売業	815	797	0	0	797	100 %	(名称: -) (単位: -)
	細分類番号	5791							
3	工場等に係る事業の名称	洋品雑貨・小間物小売業	611	591	0	0	591	100 %	(名称: -) (単位: -)
	細分類番号	:5793							

・エネルギーの使用量は**整数**で記入  
 ・エネルギー使用量と密接な関係をもつ値は、原則、**最下位を四捨五入した有効数字4桁を持った数字**で記入  
 (例: 1,125百万円、33,740m<sup>2</sup>)  
 ・原単位は、原則、**有効数字4桁**で記入  
 (例: 2.225, 0.1848)

前年度の「原単位」を記入して下さい  
 今年が初めての提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量は以下の計算式で算出されます。  
 A + B  
 A: (① + ② × 補正係数: 0.8 + ③ + ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦) × 原油換算係数: 0.0258  
 ① 化石燃料の小計 (熱量GJ)  
 ② 非化石燃料の小計 (熱量GJ)  
 ③ 熱の小計 (熱量GJ)  
 ④ 電気の小計 (熱量GJ)  
 ⑤ 電気事業者からの買電 (熱量GJ)  
 ⑥ 上記以外の買電 オフサイト型PPA (熱量GJ)  
 ⑦ 上記以外の買電 その他のうち、  
 エネルギー使用量の入力で「月別・時間帯別の計上」が有のもの (熱量GJ)  
 B: エネルギーの使用の合理化措置を踏まえた電気使用量(原油換算kl)

(V)	1,125	(W-1)	2,800	(X-1)	2,850	(Y-1) =	98.2 %
(名称: 売上高)		(名称: 売上高)		(名称: 売上高)		(Y-1) = (X-1) × 100	
(単位: 百万円) ×		(単位: 百万円) ×		(単位: 百万円) ×		(Z-1) = (W-1) +	

原単位

対前年度比

細分類番号が異なる事業であっても、**エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値E**が同じであれば、**事業者全体をまとめて、原単位を算出**する

- 各事業の**原単位分母が異なる**場合のエネルギー消費原単位の算定方法です。
- 各事業の原単位分母が異なるので事業ごとの原単位はあるが、事業者の**原単位は存在しません**。
- 事業ごとの原単位前年度比に使用量比を乗じた**寄与度を合算し、原単位前年度を算定**します。言い換えますと、事業ごとの使用量を基準とした前年度比の加重平均値です。

1-1 エネルギー消費原単位等②（各事業の原単位分母が異なる場合）

前年度の「エネルギー消費原単位」を必ず記入して下さい  
今年が初めての提出で記入できない場合は「-」を記入して下さい

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										原単位 の寄与度
		エネルギーの使用量 (原油換算kl)	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算kl)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl)	購入した未利用熱の量 (原油換算kl)	$\frac{(C-1)}{(A-1)-(B-B')}$	(C-1)の構成割合(%)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値	エネルギー単位	(G-1)	(H-1)	
		(A-1)	(A-1')	B	B'	$\frac{(C-1)}{(A-1)-(B-B')}$	$\frac{(C-1)}{(U-1)} \times 100$	E	$\frac{(F-1)}{(C-1)} \times E$	(G-1)	$\frac{(H-1)}{(F-1)} \times (G-1)$	$\frac{(I-1)}{(D-1)} \times (H-1) \times 100$
1	工場等に係る事業の名称 小麦粉製造業 細分類番号 0962	2,912	2,760	0	0	2,760	79.1%	11,280 (名称: 延床面積) (単位: トン)	0.2447	0.2500	97.9	①-1 77.4
2	工場等に係る事業の名称 主として管理事務を行う本社等 細分類番号 0900	512	492	0	0	492	14.1%	1,058 (名称: 延床面積) (単位: m <sup>2</sup> )	0.4650	0.4670	99.6	①-1 14.0
3	工場等に係る事業の名称 雑穀・豆類卸売業 細分類番号 5212	245	236	0	0	236	6.8%	1,580 (名称: 売上高) (単位: 百万円)	0.1494	0.1280	116.7	①-1 7.9
事業者全体		(S-1) (合計) 3,669	(S-1') (合計) 3,488	T (合計) 0	T' (合計) 0	(U-1) (合計) 3,488	100.0%	V - (名称: - ) (単位: - ) x	(W-1)	(X-1)	(Y-1) $\frac{(W-1)}{(X-1)} \times 100$ %	(Z-1) $\frac{(I-1)}{(D-1)} \times ((X-1) + (Y-1))$ 99.3

「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力」画面で入力された内容(14 EGSの操作 エネルギー使用量と密接な関係を持つ値の入力)が、有効数字4桁に変換されて反映される。

寄与度の合計

- 各事業の**原単位分母が同一**の場合の電気需要最適化評価原単位の算定方法です。

## 2-1 電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量 (原油換算kl)	電気需要最適化 及び非化石燃料 の補正を踏まえたエネルギーの 使用量 (原油換算kl)	販売した副生 エネルギーの量 (原油換算kl)	購入した 未利用熱の量 (原油換算kl)	$\frac{(C'-1)}{(A'-1) - B' - D'}$	(C'-1)の 構成割合(%)	生産数量又は建物延 床面積その他のエネ ルギーの使用量と 密接な関係をもつ値	電気需要最適化評価 原単位	前年度の電気需要最 適化評価原単位	電気需要最適化評価原 単位の対前年度比(%)	電気需要最適化評価原 単位の対前年度比の差 与度(%)
		(A'-1)	(A'-1)	B'	D'	$\frac{(C'-1)}{(A'-1) - B' - D'}$	$\frac{(D'-1) = (C'-1)}{(U'-1) \times 100}$	E	$\frac{(F'-1)}{(C'-1) / E}$	(G'-1)	$\frac{(H'-1)}{(F'-1) / (G'-1) \times 100}$	$\frac{(I'-1)}{(D'-1) \times (H'-1) \times 100}$
1	工場等に係る 事業の名称	名称 8 9	8,800	9,333	0	0	9333	7.2 %	-	-	-	-
	細分類番号	0999										
2	工場等に係る 事業の名称	名称 8 9	487,363	120,599	0	0	120599	92.8 %	-	-	-	-
	細分類番号	7611										
事業者全体		(S'-1) (合計)	198,167	(S'-1) (合計) 129,892	(T' (合計)	(T' (合計)	(U'-1) (合計) 129,892	100.0 %	(V' (合計) 392000 (名称: 名称 8 9 (単位: 百万円)	(W'-1) 0.3314	(X'-1) 0.4723	(Y'-1)= (W'-1) / (X'-1) × 100 79 %

前年度の「原単位」を記入して下さい  
今年が初めての提出で記入できない  
場合は「-」を記入して下さい

原単位: 392000  
対前年度比: 79 %

非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量は以下の計算式で算出されます。  
 $A + B$   
 $A: (① + ② \times \text{補正係数} : 0.8 + ③ + ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦) \times \text{原油換算係数} : 0.0258$   
 ① 化石燃料の小計 (熱量GJ)  
 ② 非化石燃料の小計 (熱量GJ)  
 ③ 熱の小計 (熱量GJ)  
 ④ 電気の小計 (熱量GJ)  
 ⑤ 電気事業者からの買電 (熱量GJ)  
 ⑥ 上記以外の買電 オフサイト型PPA (熱量GJ)  
 ⑦ 上記以外の買電 その他のうち、  
 エネルギー使用量の入力で「月別・時間帯別での計上」が有のもの (熱量GJ)  
 B: 電気需要最適化を踏まえた電気使用量(原油換算kl)

細分類番号が異なる事業であっても、エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値Eが同じであれば、事業者全体をまとめて、原単位を算出する

# 19 特定第4表 事業者の過去5年度間の原単位と非化石エネルギー使用状況

EEGSで自動入力


## 原単位分母が同一の場合の例（エネルギー消費原単位と対前年度比を表示）

- 事業者全体の過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況を記入します。
- 特定第4表2の電気需要最適化評価原単位も同様です。

### 1 エネルギー消費原単位等①（各事業の原単位分母が同一の場合）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	( 2.277 )	( 2.295 )	( 2.2251426 ) 2.890413	2.800	2.745	—
対前年度比(%)	—	J-1 100.8	K-1 96.9	L-1 96.9	M-1 98.0	(J-1×K-1×L-1×M-1)の4乗根 98.2% %

報告書を出力した際は有効数字4桁※で表示されます。（この場合、(2.225) 2.890となる。）  
 ※原単位の変化率を「%（パーセンテージ）」で表記した際、小数点第1位まで把握するために必要となる桁数

 過年度の原単位に修正が必要場合は、管轄の経済産業局までご相談ください。

原単位を過去5年度間の把握していない場合（4年度間以下になる場合）は、5年度間平均原単位変化欄は空欄になる。

### 2023年度（2022年度実績）から報告されている事業者の例

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	( )	( 2.295 )	( 2.2251426 ) 2.890413	2.800	2.745	—
対前年度比(%)	—	J-1 %	K-1 96.9	L-1 96.9	M-1 98.0	(J-1×K-1×L-1×M-1)の4乗根 % %

# 19 特定第4表 事業者の過去5年度間の原単位と非化石エネルギー使用状況


EEGSで自動入力

## 原単位分母が異なる場合の例（対前年度比のみを表示）

- 事業者全体の過去5年度間のエネルギー消費原単位の変化状況を記入します。
- 特定第4表2の電気需要最適化評価原単位も同様です。

### 1 エネルギー消費原単位等②（各事業の原単位分母が異なる場合）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	( )	( )	( )			-
対前年度比(%)	-	①-1 100.8	②-1 96.9	③-1 96.9	④-1 98.0	(①-1×②-1×③-1×④-1)の4乗根 98.2%

 過年度の原単位に修正が必要場合は、管轄の経済産業局までご相談ください。

原単位を過去5年度間の把握していない場合（4年度間以下になる場合）は、5年度間平均原単位変化欄は空欄になる。

### 2023年度（2022年度実績）から報告されている事業者の例

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	5年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	( )	( )	( )			-
対前年度比(%)	-	①-1	②-1 96.9	③-1 96.9	④-1 98.0	(①-1×②-1×③-1×④-1)の4乗根 %

EEGSで自動入力  
※目標は手入力

- 事業者全体の使用電気（自家発電含む）に占める非化石電気比率等を記入します。  
※販売した電気は含みません。**全事業者必須の項目です。**
- 本表において電気の使用量をエネルギー換算する際には、一次換算係数8.64（GJ/千kWh）を乗じて算出してください。また、「重み付け非化石」に該当する電気については、その使用量に1.2倍を乗じて算出してください。
- 目標は、2030年度の目標を記入します。

## 3-1 非化石電気の使用状況

直近に提出した中長期計画書に記載した目標を記入

指標	指標の範囲における 全体エネルギー使用量 (原油換算ki)	非化石電気の使用状況					目標	
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2030年度	年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率	205,347ki				27.1%	29.3%	60.0%	

販売した電気を除く、事業者全体の電気の使用量（※自家発電含む）は下記の式から算出されます。  
 [全電気の使用量(重み付け非化石1.2倍)]  
 - [他者に供給する熱を発生させるために使用した電気の使用量]  
 ×原油換算係数

**（注）燃料を投じて発電した自家発電の使用量は通常、投入燃料でエネルギーカウントするため、発電量は熱量換算しませんが、非化石電気の使用状況の算出においてはこれも熱量換算します。**

非化石電気の使用状況は下記の式から算出されます。

[非化石電気の使用量(重み付け非化石1.2倍)]  
 + [証書等非化石エネルギーみなし量]  
 - [他者に供給する熱を発生させるために使用した電気の使用量のうち非化石分]  
 ÷  
 [全電気の使用量(重み付け非化石1.2倍)]  
 - [他者に供給する熱を発生させるために使用した電気の使用量]  
 ×100  
 ※単位は[ ]括弧内は熱量GJ、最終的には%  
 ※[他者に供給する熱を発生させるために使用した電気の使用量]は販売熱量等の入力画面にて、電気の使用量を入力されている場合に該当します。

また、いずれの電気の種類についても  
 使用量(千 kWh)に対して一次換算係数 8.64(GJ/千 kWh)を乗じて算出することが記入要領に記載されております。

# (参考) 非化石エネルギーへの転換措置に関する電気の一次換算係数

- 非化石電気の使用状況を算出する際には、下表**赤枠の係数**を使用します。

電気の種類				一次換算係数 (GJ/千 kWh)			
				(a) エネルギーの使用の合理化措置	(b) 非化石エネルギーへの転換措置	(c) 電気の需要の最適化措置	
買電	系統電気	自己託送以外	電気事業者からの買電	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
			オフサイト PPA	非化石重み付けなし	3.6	8.64 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
				非化石重み付けあり	3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6 or 12.2 or 9.4
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2 (非化石カウント)	3.6
			上記以外	化石分	8.64	8.64 (化石カウント)	8.64
				非化石分	8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64
			自営線 (他事業者からの供給)	非燃料由来の非化石電気		3.6	8.64 × 1.2
	上記以外	化石分		8.64	8.64 (化石カウント)	8.64	
		非化石分		8.64	8.64 (非化石カウント)	8.64	
	直接使用・自営線 (自社内の供給含む)	非燃料由来の非化石電気 (オンサイト PPA 含む)		3.6	8.64 × 1.2	3.6	
		上記以外		※投入した燃料・熱でカウント (非化石燃料は 0.8 倍)	電気の非化石割合を指標とするととき→ 発電量に対して 8.64 を掛けてカウントする。 上記以外を指標とするとき→ 投入した燃料・熱でカウントする。(ただし非化石燃料は 0.8 倍しない)	※投入した燃料・熱でカウント (非化石燃料は 0.8 倍)	

# 19 特定第4表 事業者の過去5年度間の原単位と非化石エネルギー使用状況

手入力

- 目安設定がある **5業種8分野のみ記入が必須**の項目です。**(その他の事業者は記入不要)**
- 目標年度は必ず2030年度に設定し、目標を記入してください。

## 3-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における 全体エネルギー使用量 (原油換算kt)	指標の状況					定量目標の目安		目標		操作
				2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2030年度	2030年度			
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800,000				27.1%	27.3%	28%	30.0%	削除		

### (参考) ● 定量目標の目安となる水準

区分	事業	指標	目安となる水準
1 A	高炉による製鉄業 (※1)	水素、廃プラスチック又はバイオマスの導入等の非化石エネルギーへの転換に向けた取組による、2030年度における2013年度比石炭の使用量に係る原単位(石炭の使用量を粗鋼の生産量で除して得た値をいう。)削減割合	2%以上
1 B	電炉による製鉄業 (※2)	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上
2	セメント製造業 (※3)	2030年度における焼成工程(原料を高温で焼成し中間製品であるクリンカーを製造する工程)における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	28%以上
3 A	洋紙製造業(※4)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
3 B	板紙製造業(※5)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4 A	石油化学系基礎製品製造業(※6)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4 B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
5	自動車製造業	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上

※熱量換算の詳細については定期報告書の記入要領で示す。

# 19 特定第4表 事業者の過去5年度間の原単位と非化石エネルギー使用状況

手入力

- 任意に設定した指標に関する実績等を記入してください。本表の**記入は任意です**。
- 事業者全体の非化石比率を向上するために特に有効と考えられる指標を記入してください。
- なお、目標年度は、必ずしも2030年度とする必要はありません。

## 3-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲における 全体エネルギー使用量 (原油換算ki)	指標の状況					目標	操作
		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2030年度	
事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エ	996845				24.9	25.4	30	削除

### 任意指標の例

- ・事業者全体のエネルギー使用に占める非化石エネルギー割合
- ・外部調達電気における非化石エネルギー割合
- ・〇〇製造工程における非化石エネルギー使用割合
- ・給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合

## 19 特定第4表 事業者の過去5年度間の原単位と非化石エネルギー使用状況

- 3-1、3-2、3-3の計算式等、非化石エネルギーの使用状況の算出根拠となる情報を記入します。
- **全事業者必須の項目**です。

手入力

(記載例)

### 3-4 非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

(3-1) 非化石エネルギーの使用量〇〇kWh + 証書等の非化石エネルギー量〇〇kWh / 全エネルギー使用量〇〇kWh = 〇〇%

(3-2) ...

## 特定第5表 原単位及び非化石エネルギー使用状況が改善されなかった理由

- 過去5年度間のエネルギー消費原単位および電気需要最適化評価原単位を年平均1%以上改善できなかった場合、又は前年度に比べ改善できなかった場合その理由を記入します。
- 非化石エネルギー使用状況が前年度より改善できなかった場合、その理由を記入します。

手入力

(以下は、特定-第5表2の例)

①過去5年度間の**電気需要最適化評価原単位**が平均1%以上改善できなかった場合（**第4表の5年度間平均原単位変化が99.0%を超えた場合**）は、その理由を（ハ）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

②前年度に比べ電気需要最適化評価原単位（電気需要平準化評価原単位）が改善できなかった場合（**特定-第4表の対前年度比<sup>①</sup>が100.0%以上の場合**）は、その理由を（二）に具体的に記入。（改善できた場合は、記載不要。）

事業者の過去5年度間電気需要最適化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合、（ハ）に理由を入力してください。

ハ

(例) 主な理由としては(イ)と同じであるが、工場を24時間操業し続けており、系統電気の需給状況の予測に対して数日で操業状況を調整することができないことから、電気需要最適化評価原単位の指標の改善が行えなかった。

事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合、（二）に理由を入力してください。

二

(例) 出力制御が比較的発生していた春季の期間は設備トラブルにより工場の稼働状況が低下しており、その受注残を挽回するため比較的需給ひっ迫状況の発生していた夏季の期間に工場の稼働状況を上げたことにより、電気需要最適化評価原単位が悪化した。



EEGSでは特定5表のうち、記入必須の欄については入力欄が活性化されるため、必ず記載する。

## 特定第5表 原単位及び非化石エネルギー使用状況が改善されなかった理由

- 非化石エネルギーへの転換に関する指標の状況が、昨年度の指標の状況より向上しなかった場合は、その理由を記入します。
- 報告対象年度の使用状況が**前年度と同じ場合も必ず記入**が必要です。

手入力

### 3 非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

(例) 証書の活用、非化石比率の高い電力メニューの選択等により、使用電気全体に占める非化石電気の比率(3-1)及び事業者全体の全エネルギー使用量に占める非化石エネルギーの比率(3-3)については非化石比率を向上させることができたものの、焼成工程における非化石燃料の使用割合(3-2)については昨年と比べ減少している。これは燃料価格等の要因により非化石燃料の投入比率が低下したためである。

# (参考) ベンチマーク制度対象事業 (1)

区分	事業	ベンチマーク指標 (要約)	ベンチマーク目標 (目指すべき水準)	導入年度	令和4年度定期報告における達成事業者数	令和3年度定期報告における達成事業者数
1 A	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ/t以下	平成21年度	0 / 3 (0.0%)	0 / 3 (0.0%)
1 B	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程の通過有無を補正した上工程の原単位 (粗鋼量当たりのエネルギー使用量) と製造品種の違いを補正した下工程の原単位 (圧延量当たりのエネルギー使用量) の和	0.150kℓ/t以下 (変更前:0.143)	平成21年度 ※令和4年度報告より 指標・水準の適正化	5/30 (16.7%)	8/32 (25.0%)
1 C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位 (粗鋼量当たりのエネルギー使用量) と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位 (出荷量当たりのエネルギー使用量) の和	0.360kℓ/t以下 (変更前:0.36)	平成21年度 ※令和4年度報告より 指標の適正化	2/12 (16.7%)	2/16 (12.5%)
2 A	電力供給業	火力発電効率 A 指標 火力発電効率 B 指標	A指標: 1.00以上 B指標:44.3%以上	平成21年度	47/94 (50.0%) ※ A・B 指標ともに達成	43/94 (45.7%) ※ A・B 指標ともに達成
2 B	石炭火力電力供給業	石炭火力発電の効率	43.00%以上	令和4年度	-	-
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量 (出荷量) 当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ/t以下	平成21年度	5/14 (35.7%)	3/15 (20.0%)
4 A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	再エネ使用率72%以上: 6,626MJ/t以下 再エネ使用率72%未満: (-23,664×(再エネ使用率)+23,664) MJ/t以下	平成22年度 ※令和4年度報告より 水準の適正化	6/14 (42.9%)	1/14 (7.1%)
4 B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ/t以下	平成22年度 ※令和4年度報告より 指標の適正化	7/29 (24.1%)	6/32 (18.8%)
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量 (当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和) 当たりのエネルギー使用量	0.876以下	平成22年度	1/8 (12.5%)	0/8 (0.0%)
6 A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ/t以下	平成22年度	4/8 (50.0%)	2/8 (25.0%)
6 B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.00GJ/t以下 (変更前:3.22)	平成22年度 ※令和5年度報告より 達成率上昇による水準引き上げ	12/21 (60.0%)	14/21 (66.7%)

# (参考) ベンチマーク制度対象事業 (2)

区分	事業	ベンチマーク指標 (要約)	ベンチマーク目標 (目指すべき水準)	導入年度	令和4年度 定期報告における 達成事業者数	令和3年度 定期報告における 達成事業者数
7A	通常コンビニ エンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	707kWh /百万円以下	平成28年度 ※令和4年度報告より新区分適用	4/15 (26.7%)	7/17 (41.2%)
7B	小型コンビニ エンスストア業		308kWh /百万円以下		非公開	
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723以下	平成29年度	35/183 (19.1%)	35/165 (21.2%)
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792以下	平成29年度	24/65 (36.9%)	28/69 (40.6%)
10	食料品 スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799以下	平成30年度	72/287 (25.1%)	68/289 (23.5%)
11	ショッピング センター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305kl /㎡以下	平成30年度	18/110 (16.4%)	22/110 (20.0%)
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値	1.00以下 (変更前:15%以下)	平成30年度 ※令和4年度報告より新指標適用	18/223 (8.1%)	30/215 (14.0%)
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、①と②の合計量にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①文系学部とその他学部の面積の合計に0.022を乗じた値 ②理系学部と医系学部の面積の合計に0.047を乗じた値	0.555以下	平成31年度	25/189 (13.2%)	37/179 (20.7%)
14	パチンコホール 業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①延床面積に0.061を乗じた値 ②ぱちんこ遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.061を乗じた値 ③回胴式遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.076を乗じた値	0.695以下	平成31年度	21/146 (14.4%)	14/134 (10.4%)
15	国家公務	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①電算室部分の面積に0.2744を乗じ、96.743を加えた値 ②電算室部分以外の面積に0.023を乗じた値 ③職員数に0.191を乗じた値	0.700以下	平成31年度 ※令和4年度報告より 指標の適正化	4/19 (21.1%)	2/19 (10.5%)
16	データセンター 業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量 (データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh) を当該事業を行っている事業所におけるIT機器のエネルギー使用量 (データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh) にて除した値	1.4以下	令和4年度	—	—
17	圧縮ガス・液化 ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG冷熱利用事業者: 0.077kl/千Nm <sup>3</sup> 以下 その他の事業者: 0.157kl/千Nm <sup>3</sup> 以下	令和4年度	—	—

- 事業に関連するベンチマーク指標が設定されている場合は「ベンチマーク指標の状況」を記入します。
- **ベンチマーク指標に掲げられた事業のみ**でエネルギーの年度（4月1日から翌年3月31日までをいう）の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で **1,500 キロリットル以上である事業者のみ** 記入します。
- **対象事業のエネルギー使用量は旧省エネ法の熱量換算係数等**を使用して行います。！重要！（データセンター業を除く）

第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算ki)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値(単位)
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度			
						①	②	③	(①-②)/(①-③)	
1A	高炉による製鉄業		ki/t	ki/t	ki/t	ki/t	ki/t	ki/t	%	ki/t
1B	電炉による普通鋼製造業		ki/t	ki/t	ki/t	ki/t	ki/t	ki/t	%	ki/t
1C	電炉による特殊鋼製造業		ki/t	ki/t	ki/t	ki/t	ki/t	ki/t	%	ki/t
2A	電力供給業	A指標							%	
		B指標	%	%	%	%	%	%	%	%
2B	石炭火力電力供給業		%	%	%	%	%	%	%	%
3	セメント製造業	730000	4100 MJ/t	4080 MJ/t	4050 MJ/t	4000 MJ/t	3980 MJ/t	3940 MJ/t	33 %	3739 MJ/t
4A	洋紙製造業		MJ/t	MJ/t	MJ/t	MJ/t	MJ/t	MJ/t	%	MJ/t
4B	板紙製造業		MJ/t	MJ/t	MJ/t	MJ/t	MJ/t	MJ/t	%	MJ/t

対象となる事業ごとに算定範囲や算定方法が異なるため、[記入要領別冊 2](#)を参照のうえ、ベンチマーク指標を算定

達成率は「達成率自動計算」をクリックすると自動計算されます。  
 達成率 = (① - ②) / (① - ③) × 100  
 = ( - ) / ( - ) × 100  
 = [%]  
 ①：報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値  
 ②：報告対象年度のベンチマーク指標の値  
 ③：報告対象年度のベンチマーク指標の見込み

- 1-1、1-2はベンチマーク指標の算出に当たり、**根拠となる情報**や参考となる情報を記入します。

## 1-1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

1B電炉による普通鋼製造業、1C電炉による特殊鋼製造業、4A洋紙製造業  
4B板紙製造業、12貸事務所業、16データセンター業、17圧縮ガス・液化ガス  
製造業のみ記入が必要

## 1-2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

ベンチマークの対象工場は、〇〇工場、△△工場。  
ベンチマークとの差は、 $3,739 - 3,940 = 201 \text{ MJ/t}$   
<未達理由>  
エネルギー原単位の大きい製品の生産比率が高いため。

特に、ベンチマーク目標値が変動または複数ある下記2業種は、ベンチマーク達成判定に必要な情報を必ず記入。

4A洋紙製造業においては、当該事業における再エネ使用率とその種類、使用率に応じたベンチマーク目標値とその算定式を記入。

17圧縮ガス・液化ガス製造業においては、当該事業における事業所数及びそのうちLNG冷熱を利用している事業所数及びベンチマーク目標値を記入。

- 2は電力供給業および石炭火力電力供給業のベンチマーク算出に関し、参考となる情報を記入してください。
- 3は電力供給業および石炭火力電力供給業のベンチマーク向上に関し、共同で実施した措置に関し、参考となる情報を記入してください。

## 2 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電	<input type="text"/>	<input type="text"/>
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	<input type="text"/>	<input type="text"/>
石油その他の燃料による火力発電	<input type="text"/>	<input type="text"/>

ベンチマーク指標の算出に用いた発電設備

行追加

「行追加」ボタンを押下すると、  
入力欄が表示される

設備の名称	<input type="text"/>
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマスのみ記入))	<input type="text"/>
設備から得られた電気のエネルギー量 (千kWh)	<input type="text"/>

## 3 電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の工場に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

- データセンター業の総エネルギー使用量が1,500kI以上（※特定第6表で記入）、かつ報告対象のデータセンターがある事業者のみ記入します。
- データセンター事業者のエネルギーの使用の状況に関する情報を記入します。

## 1-1 データセンター事業者のエネルギーの使用の状況

契約電力 (kW)	事業者計		99
	事業区分別計	ハウジング型データセンター業	99
		ホスティング・クラウド（オーナー）型 データセンター業	
		ホスティング・クラウド（テナント）型 データセンター業	
最大受電容量 (kW)	事業者計		88
	事業区分別計	ハウジング型データセンター業	88
		ホスティング・クラウド（オーナー）型 データセンター業	
		ホスティング・クラウド（テナント）型 データセンター業	
情報処理設備の電気使用量 (kWh)	事業者計		777（うち、非化石電気の割合 6.0%）
	事業区分別計	ハウジング型データセンター業	777（うち、非化石電気の割合 6.0%）
		ホスティング・クラウド（オーナー）型 データセンター業	（うち、非化石電気の割合 %）
		ホスティング・クラウド（テナント）型	（うち、非化石電気の割合 %）

特定第6表の区分16「データセンター業」のエネルギー使用量が1,500kI以上の場合、データセンター業に係る情報の入力画面で入力した情報が反映されます。

- データセンターのエネルギーの使用の状況を記入します。

## 1-2 データセンターのエネルギーの使用の状況

<u>データセンターの名称</u>	データセンターの名称	
<u>併設するデータセンターの名称</u>	併設するデータセンターの名称	
<u>所有者</u>	所有者	
<u>運営者</u>	運営者	
<u>所在地</u>	所在地	
<u>新設年度</u>	2026	
<u>稼働開始年度</u>	2027	
<u>事業区分</u>	ハウジング型データセンター業	
<u>主たる用途</u>	クラウド（AIを除く）	
<u>契約電力（kW）</u>		99
<u>最大受電容量（kW）</u>		88
<u>情報処理設備の電気使用量（kWh）</u>		777（うち、非化石電気の割合 6.0%）
<u>付帯設備の電気使用量（kWh）</u>		555（うち、非化石電気の割合 4.0%）
<u>総電気使用量（kWh）</u>		33333（うち、非化石電気の割合 2.0%）
<u>PUEの値</u>		111.000
<u>設計時PUEの値</u>		111.000

- エネルギーの使用の合理化の基準について遵守状況を選択肢から回答してください。
- 年度を記入する項目は整備完了予定年度等を記入します。

## I エネルギーの使用の合理化の基準

### I-1 全ての事業者が取り組むべき事項

#### (1) 取組方針の策定

\* 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針(中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。)を定めること。

- 策定している  
 策定していない

\* 取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。

- 全て含めている  
 大半含めている  
 一部含めている  
 含めていない

#### (2) 管理体制の整備

\* 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。

- 実施している  
 大半で実施している  
 一部実施している  
 実施していない (整備完了予定年 )

#### (3) 責任者等の配置等

\* (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。

- 配置済み  
 一部配置している  
 配置していない

- エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者等の責務についての遵守状況を選択肢から回答してください。

① エネルギー管理統括者の責務

\*ア. 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務(エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視)の実施状況等を把握すること。

- 実施している  
 大半で実施している  
 一部実施している  
 実施していない

\*イ. 取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。

- 実施している  
 大半で実施している  
 一部実施している  
 実施していない

\*ウ. 取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。

- 実施している  
 大半で実施している  
 一部実施している  
 実施していない

\*エ. エネルギーの使用の合理化に資する人材(エネルギー管理者及びエネルギー管理員等)を育成すること。

- 実施している  
 一部実施している  
 実施していない

② エネルギー管理企画推進者の責務

\*エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。

- 実施している  
 一部実施している  
 実施していない

- エネルギー使用の合理化および電気需要の最適化に関して、**その他に実施した省エネ活動、体制整備等の措置**について記入します。
- 特定の工場等のみで実施した措置である場合には、工場等の名称を付記します。

## 1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要を入力してください。

その他エネルギーの使用の合理化に関し、事業者が実施した措置について入力します

- ・省エネ推進責任者会議(年6回)
  - ・省エネ事例発表会開催(年2回) 特に効果のあった優秀事例について社長表彰
- <各工場で実施>
- ・省エネパトロール 職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認
  - ・省エネ勉強会 省エネ推進メンバーを対象として実施
  - ・省エネ月間の推進(2月)
- <〇〇工場>
- ・設備を集約化して生産プロセスを見直し、高効率ボイラー1基を導入し、生産効率を5%改善した。
- <本社>
- ・蛍光灯のLED照明への切り替えを順次実施(導入率90%)

## 2 電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措置の概要を入力してください。

- <〇〇工場>
- ・電気を大量に消費する一部の製品を夜間に生産している。

- 非化石エネルギーへの転換に関して、取り組んだ事項について、定性的な取組も含めて記入します。

### 3 非化石エネルギーへの転換に関する事項

措置の概要を入力してください。

- ・燃料残差も燃料の一部として活用できる特徴を活かし、通常の燃料としての利用が困難である廃棄物等の非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進めている。
- ・製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026年10月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

# (参考) 特定第10表 4~7の入力

表紙 第1表 第2表 第3表 第4表 第5表 第6表 第7表 第8表 第9表 第10表 第11表

## 特定-第10表 その他事業者が実施した措置

色付き下線の項目は、「報告書データの更新」で最新の入力内容が反映される項目です。

### 1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要を入力してください。

その他エネルギーの使用の合理化に関し、事業者が実施した措置について入力します。



入力漏れが散見されます

### 4 エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

中長期計画書記載事項の実施状況入力

### 5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

中長期計画書記載事項の実施状況入力

### 6 新設した発電専用設備に関する事項(該当する事業者のみ記入)

行追加

### 7 バイオマス混焼を行う発電専用設備に関する事項(該当する事業者のみ記入)

行追加

クリックすると入力できる。

- 昨年度に提出した中長期計画書で報告対象年度に実施するとして非化石エネルギー転換計画の実施状況を報告します。
- 昨年度に提出した中長期計画書で、報告対象年度に実施することとした省エネ計画の実施状況を報告します。なお、中長期計画書に記載がないものも報告可能です。

## 4 中長期計画書記載事項の実施状況

エネルギー使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況入力画面

「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のIIIの3に記載した本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。  
一括で入力する場合は、下記リンクからエクセルファイルをダウンロードの上ご利用ください。  
取込ファイルフォーマット「tokutei10\_chuchoki.xlsx」

行追加 **直近の中長期計画書を転記** ファイルを選択 データの取り込み クリア

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況	操作
高効率ボイラーの新設	(1) 燃焼設備 <span>作成指針を選択</span>	○○工場	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	○ (: 予定通り実施)	↑ ↓ 削除

直近の中長期計画書から転記することができます。

## 5 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況入力画面

「内容」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のIVの2に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。  
一括で入力する場合は、下記リンクからエクセルファイルをダウンロードの上ご利用ください。  
取込ファイルフォーマット「tokutei10\_chuchoki.xlsx」  
※エクセルファイルの中長期作成指針は入力対象ではないため反映されません

**直近の中長期計画書を転記** ファイルを選択 データの取り込み クリア

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況	操作
非化石比率の高い電力メニューへの転換	△△工場	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	○ (: 予定通り実施)	↑ ↓ 削除

- **該当する事業者のみ**報告します。
- 報告対象年度に運転を開始した発電専用設備（電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業者の用に供するもの）について記入します。

## 6 新設した発電専用設備に関する事項

設備の名称	<input type="text" value="〇〇火力発電所1号機"/>		
設備を設置した工場等の名称	<input type="text" value="〇〇発電所"/>		
設備を設置した工場等の所在地	〒 <input type="text" value="100-0000"/> (半角入力) <input type="button" value="郵便番号から住所を入力"/>		
	<input type="text" value="東京都千代田区"/>		
運転開始年月日(西暦)	<input type="text" value="2017/8/28"/>		
設備容量(kW)	<input type="text" value="100000"/>		
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	①石炭、②200,000t、③92%、④ー ①木材チップ、②40,000t、③5%、④日本 ①パーム椰子殻、②10,000t、③3%、④マレーシア		
設計効率(発電端・HHV)(%)	<input type="text" value="37.9"/>	% (	<input type="text" value="41.3"/> %)
設備から得られる電気のエネルギー量 (千kWh)	<input type="text" value="590000"/>		
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	<input type="text" value="0"/>		

- **該当する事業者のみ**報告します。
- バイオマス混焼を行う発電専用設備であって平成28年度以降に運転開始したもの、および平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置を受けたものについては毎年度報告が必要です。

## 7 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項

報告対象年度	<input type="text" value="平成31年度"/>
設備の名称	<input type="text" value="〇〇火力発電所3号機"/>
設備を設置した工場等の名称	<input type="text" value="〇〇火力発電所"/>
設備を設置した工場等の所在地	〒 <input type="text" value="100-0000"/> (半角入力) <input type="button" value="郵便番号から住所を入力"/> <input type="text" value="東京都千代田区"/>
運転開始年月日(西暦)	<input type="text" value="2018/4/15"/>
設備容量(kW)	<input type="text" value="250000"/>
設計効率(発電端・HHV)(%)	<input type="text" value="37.3"/> % ( <input type="text" value="45.3"/> % )
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	<input type="text" value="①石炭、②556,600t、③82.3%、④ー&lt;br/&gt;①木材チップ、②287,000t、③11.6%、④日本&lt;br/&gt;①パーム椰子殻、②59,500t、③6.2%、④マレーシア"/>
設備から得られる電気のエネルギー量(千kWh)	<input type="text" value="1800000"/>


- 事業所のうち、エネルギー管理指定工場等に指定されている事業所を全て記入します。
- 第1種、第2種の指定区分に変更が必要な場合は「指定区分変更手続きが必要」にチェックします。

	現在の 指定区分	エネルギー管理 指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類 における細分類番号	工場等に係る 事業の名称	操作
1	第1種 <input checked="" type="checkbox"/> 指定区分の変更手続き が必要	XXXXXXXX	〇〇工場	〒000-0000 埼玉県〇〇〇	2121	セメント製造業	<input type="button" value="指定表の&lt;br/&gt;入力"/> <input type="button" value="指定区分の&lt;br/&gt;変更"/>
2	第1種 <input checked="" type="checkbox"/> 指定区分の変更手続き が必要	XXXXXXXX	△△工場	〒000-0000 千葉県〇〇〇	2121	セメント製造業	<input type="button" value="指定表の&lt;br/&gt;入力"/> <input type="button" value="指定区分の&lt;br/&gt;変更"/>
3	第1種 <input checked="" type="checkbox"/> 指定区分の変更手続き が必要	XXXXXXXX	本社	〒000-0000 東京都〇〇〇	2109	主として管理事務を行う本社等	<input type="button" value="指定表の&lt;br/&gt;入力"/> <input type="button" value="指定区分の&lt;br/&gt;変更"/>

- 前年度の事業所使用量が**1500kL以上であるが、エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない事業所**を記入します。
- なお、使用量が1500kL以上であるが、**EEGSの事業所情報詳細登録で算出単位を「一括算出」を選択している場合は表示されません。**

	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号	工場等に係る事業の名称	エネルギー使用量 (原油換算kL)
1	〇〇〇〇工場	●●●-△△△△ 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇	5621	総合スーパーマーケット	22,757



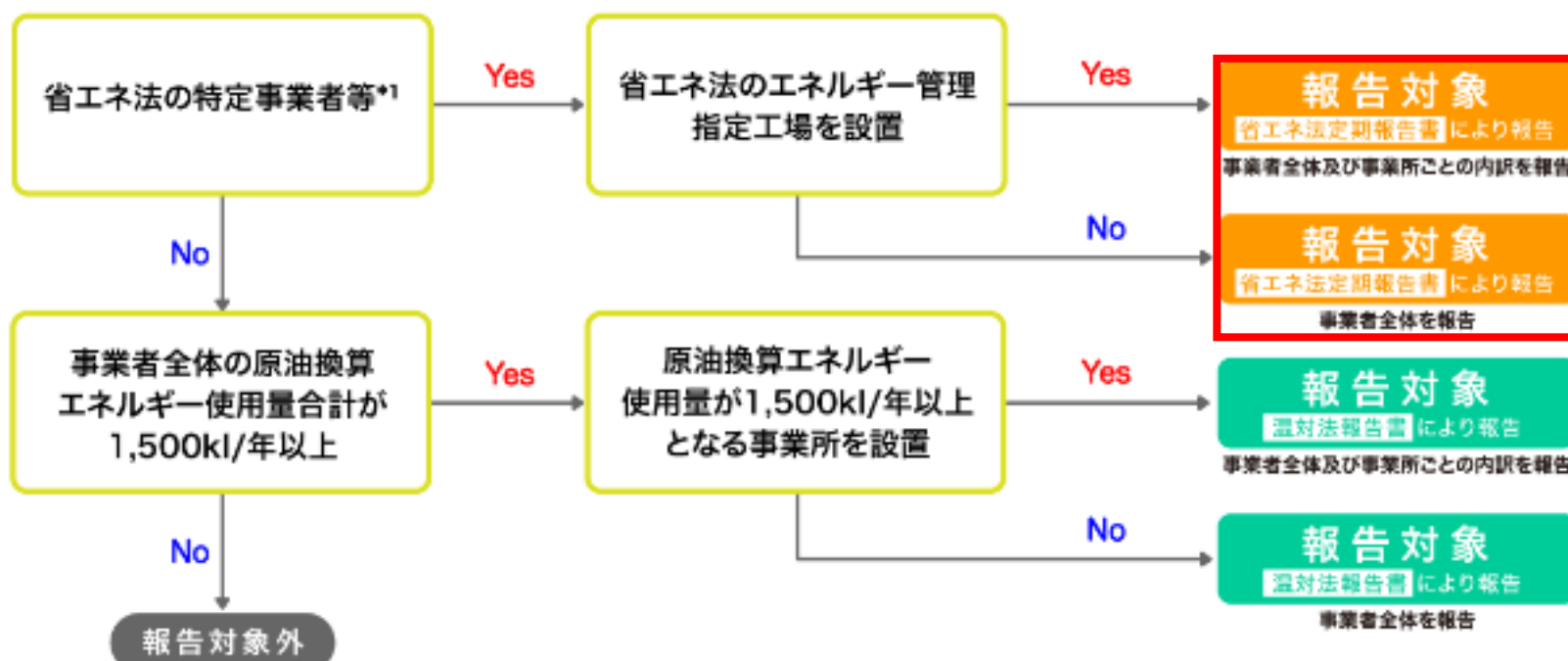
EEGSで複数事業所をまとめた事業所が12表に掲載されている場合は、**事業所情報入力画面**( **7** 事業所情報の入力)で、「単一選択」から、「一括選択」に選択しなおしてください。

## 特定第13表 温室効果ガス排出量関連

- 省エネ法の特定事業者は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の「特定排出者」にも該当し、毎年CO<sub>2</sub>の排出量を国に報告することが義務づけられています。エネルギー起源CO<sub>2</sub>の報告については省エネ法定期報告書（特定第13表）を利用した報告が可能です。
- 電気・ガス・熱の排出係数は、提出時点での最新の係数を使って報告書を提出し、報告書提出後に係数に更新があったとしても差し替え不要です。

### エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の対象事業者(特定排出者)

#### 特定事業所排出者



\*1 以下のいずれかに該当する事業者

・省エネ法の特定事業者又は特定連鎖化事業者

・省エネ法の認定管理統括事業者又は管理関係事業者のうち、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者

- エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素排出量は下記に分類して報告します。
  - ①燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く）
  - ②廃棄物の原燃料使用量に伴う二酸化炭素
  - ③他人から供給された電気または熱の使用に伴う二酸化炭素

### 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素			
		燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く）	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴って発生する二酸化炭素	
特定事業者全体	主たる事業	製鋼・製鋼圧延業	①	②	③
	細分類番号	2221			
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣	44,362 t-CO2	2,250 t-CO2	1,270 t-CO2
	商標又は商号等				

①②③の値を算出する計算式は、次頁参照

工場等に係る事業の名称	細分類番号	当該事業を所管する大臣	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
			燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生するものを除く）	廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴って発生する二酸化炭素
1 製鋼・製鋼圧延業	2221	経済産業大臣	41,215 t-CO2	2,250 t-CO2	1,270 t-CO2

● 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 の計算式

<p>①</p>	<p>(A) - (D) - (E) - (G-1)                  (A) 算出方法：(a) + (b) - (c)                  (a) 「燃料」のCO2排出量                  (b) 他事業所からの供給（自営線）「燃料」のCO2排出量                  (c) 他事業所への供給（自営線）「熱」のCO2排出量                  (D) 他人への電気又は熱の供給に係る排出量                  (E) 「自家発電」のCO2控除量                  (G-1) 控除する二酸化炭素の種別＝「燃料の使用に伴うエネルギー起源CO2」</p>
<p>②</p>	<p>「廃棄物燃料」のCO2排出量 - 「当該燃料にされる二酸化炭素の量」（控除する二酸化炭素の種別＝「廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO2」）</p>
<p>③</p>	<p>下記を加算した値</p> <p>■ 新基礎排出量（電気）                  (⑥ - ③) + ⑨ - (① + ②)                  ①：グリーン電力証書由来の削減相当量                  ②：再エネ電力由来のクレジット                  ③：非化石電源二酸化炭素削減相当量                  ⑤：他人（電気事業者＋それ以外）から供給された電気×基礎排出係数                  ⑥：【他人（電気事業者＋それ以外）から供給された電気×基礎排出係数】のうち、電気事業者から供給された電気×基礎排出係数                  ⑨：⑤ - ⑥ = 他人（電気事業者＋それ以外）から供給された電気×基礎排出係数 - 他人（電気事業者＋それ以外）から供給された電気×基礎排出係数</p> <p>■ 新基礎排出量（熱）                  ④ - (① + ②)                  ①：グリーン熱証書由来の削減相当量                  ②：再エネ熱由来のクレジット                  ④：他人から供給された熱×基礎排出係数</p>

- 発電所又は熱供給施設を設置している事業者が燃料の使用に伴って発生する排出量を報告します。
- 13表1と異なり、**他人への電気又は熱の供給に係る分も含めた排出量**を記入します。

## 2 発電所又は熱供給施設を設置している事業者が燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素排出量

		事業分類	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
特定事業者全体	主たる事業		t-CO2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
工場等に係る事業の名称	細分類番号	当該事業を所管する大臣	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素

- 調整後排出量 (tCO<sub>2</sub>) を報告します。
- 控除量が排出量を上回っている場合は、負の値ではなく0で報告してください。

### 3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量

78,596 t-CO<sub>2</sub>

以下で入力した内容が反映されます

- ・エネルギー使用量の入力画面
- ・その他活動量の入力画面
- ・認証排出削減量・証書等による非化石エネルギーの使用量の入力画面
- ・大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素量の入力画面
- ・特定第13表「6の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報」

調整後温室効果ガス排出量の算出式は下記になります。

$$\text{算出式： (I) + (B) + (C) + (J) - ((K) + (L) + (M) + (N) + (O))$$

※算出結果が負数の場合0とする。

(I) 燃料の使用に伴うエネルギー起源の調整後排出量 (廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。)

(B) 非エネルギー起源CO<sub>2</sub> 排出量 (廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。)

算出方法： (a) - (b) - (c)

※事業所単位で算出

※算出結果が負数の場合0とする。

- (a) 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量全体
- (b) 廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO<sub>2</sub>
- (c) 当該燃料にされる二酸化炭素の量 (控除する二酸化炭素の種別=「非エネルギー起源CO<sub>2</sub>」)
- (C) CH<sub>4</sub>, N<sub>2</sub>O, HFC, PFC, SF<sub>6</sub> 及びNF<sub>3</sub> の基礎排出量
- (J) 他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源の調整後排出量
- (K) グリーン電力証書由来の削減相当量うち、2024年3月31日までに認証されたもの
- (L) 再エネ電力由来のクレジット
- (M) グリーン熱証書由来の削減相当量うち、2024年3月31日までに認証されたもの
- (N) 再エネ熱由来のクレジット
- (O) 再エネ以外のクレジット

- 都市ガス、電気、熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた排出係数を記入します。
- EEGSで都市ガス事業者名称と購入メニューを選択することで自動表示されます。

4の1 他人から供給された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
x.xx t-CO2/千m3	Aガスの基礎排出係数	〇〇地域の工事等

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
v.vv t-CO2/千m3	Aガスの調整後排出係数	〇〇地域の工事等

- 都市ガス、電気、熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた排出係数を記入します。


### 電気の排出係数

#### 4の3 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲	行追加
X.XX  t-CO2/kWh	〇〇〇〇電力会社メニューAの基礎排出係数	〇〇〇〇電力会社メニューA管内の事業所	

#### 4の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
X.XX  t-CO2/kWh	〇〇〇〇電力会社メ...



エネルギー使用・販売量の入力画面で入力した「基礎排出係数」及び「調整後排出係数」の単位が「t-CO2/千kWh」となっている場合、（上記以外の買電入力画面等）  
 特定表の第13表4の3、4の4で表記される単位は「t-CO2/kWh」のため、特定表の第13表4の3、4の4はエネルギー使用・販売量の入力画面で入力した値÷1000で算出されます。

### 熱の排出係数

#### 4の5 他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

#### 4の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

- エネルギー起源CO<sub>2</sub> 排出量の算定で、**政省令に規定されている算定方法と異なる算定方法**を使用した場合にその内容を記入します。

## 5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

A重油の排出係数について、算定省令の 0.0193 tC/GJ ではなく、燃料供給事業者が実測により把握した排出係数 0.0xxx tC/GJ を用いた。

- 特定第13表6の1は温室効果ガス排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた証書等による削減量を表示します。
- 温室効果ガスの算定に用いられる証書類は以下の通りです。
  - ① **国内認証排出削減量**（国内クレジット、オフセット・クレジット（J-VER）、グリーンエネルギーCO2削減量、J-クレジットの4種類）  
 ※グリーンエネルギーCO2削減量はグリーン電力証書とグリーン熱証書を使用
  - ② **海外認証排出削減量**（JCMクレジットが適用）
  - ③ **非化石電源二酸化炭素削減相当量**（非化石証書が適用）

**6の1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量**

種類	換算率
国内クレジット	100 t-CO2
オフセット・クレジット(J-VER)	150 t-CO2
グリーンエネルギーCO <sub>2</sub> 削減相当量	110 t-CO2
J-クレジット	120 t-CO2
JCMクレジット	44 t-CO2
非化石電源二酸化炭素削減相当量	70 t-CO2

- 国内認証排出削減量に係る情報（削減量の種別、クレジット特定番号、無効化日または移転日、無効化量または移転量、方法論の種別）を記入します。
- 以下は、国内クレジットの例（国内クレジットを**購入したので無効化となり削減相当量はプラス**）

### 6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	国内クレジット			
	クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
	KC-300-000-000-000-001 ~ 300-000-000-000-060	2000/00/00	60 t-CO2	その他
	KC-300-000-000-000-101 ~ 300-000-000-000-140	2000/00/00	40 t-CO2	その他
	合 計 量		100 t-CO2	-
	(うち再エネ電力由来)		0 t-CO2	-
	(うち再エネ熱由来)		0 t-CO2	-

- 国内認証排出削減量に係る情報（削減量の種別、クレジット特定番号、無効化日または移転日、無効化量または移転量、方法論の種別）を記入します。
- 以下は、J-クレジットの例（再エネ由来のJ-クレジットを**売却したので移転となり削減相当量はマイナス**）

## 6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別 クレジット特定番号等	J-クレジット		
	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
JC-000-000-000-000-001 ~ 000-000-000-000-040	2000/00/00	-40 t-CO2	再エネ電力由来
JC-000-000-000-000-101 ~ 000-000-000-000-060	2000/00/00	60 t-CO2	再エネ熱由来
合 計 量		20 t-CO2	-
(うち再エネ電力由来)		0 t-CO2	-
(うち再エネ熱由来)		0 t-CO2	-

- 国内認証排出削減量のうち、**電力に係る情報**及び**非化石電源二酸化炭素削減相当量**に係る情報を記入します。
- 「グリーン電力証書」は グリーン電力証書に係る量、「再エネ電力の導入に係るクレジット」は再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量および移転量の合計量を記入します。
- 「非化石電源二酸化炭素削減相当量」は非化石証書に記載の割当量から算定される非化石電源二酸化炭素削減相当量を記入します。

### 6の3 国内認証排出削減量のうち、電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	50 t-CO2
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	40 t-CO2
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		44 t-CO2
④①～③の合計		134 t-CO2
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		200 t-CO2
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		100 t-CO2
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		130 t-CO2
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		80 t-CO2

- 国内認証排出削減量のうち熱に係る情報を記入します。
- 「グリーン熱証書」は グリーン熱証書に係る削減量を記入します。
- 「再エネ熱の導入に係るクレジット」は再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量および移転量の合計量を記入します。

### 6の4 国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	60 t-CO2
	②再エネ熱の導入に係るクレジット	30 t-CO2
	①②及び③の合計	90 t-CO2
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		150 t-CO2
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		110 t-CO2

- 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた海外認証排出削減量に関する情報（JCMクレジットの識別番号、無効化日、無効化量）を記入します。
- この表に記入した全ての海外認証排出削減量について、無効化を行ったことを確認できる資料を添付して提出してください。

### 6-5 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	JCMクレジット	
	識別番号	無効化日
	JCM-MN-JP-101-170-11111-2015-2015	2000/00/00
		70 t-CO2
	合 計 量	70 t-CO2

- 非化石電源二酸化炭素削減相当量に関する情報を記入します。
- 温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）及び調整後温室効果ガス排出量の調整においては、**非化石電源二酸化炭素削減相当量（「非化石証書の量」×「全国平均係数」×「補正率」）**を、「電気事業者から小売供給された電気の使用に伴って発生する CO2排出量」を上限に控除して算定します。

### 6-6 非化石電源二酸化炭素削減相当量

事業者	種別	非化石証書の量	全国平均係数	補正率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
〇〇株式会社	FIT証書	100000 kWh	0.000423 t-CO2/kWh	1.01	42 t-CO2

この値は、以下から控除されます。

- ・特定第13表 1 「他人から供給された電気及び熱の使用に伴って発生する二酸化炭素」
- ・特定第13表 3 「事業者の調整後温室効果ガス排出量」

- 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料の製造に使用し、温室効果ガス算定排出量（基礎排出量）から控除する場合、二酸化炭素の量に関する情報を記入します。
- 当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意している量が記載の対象となります。

6-7 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	10 t-CO2
---------------------------------	----------

- **回収した二酸化炭素に係る情報及び回収した二酸化炭素の使用用途**に関する情報を記入します。
- 二酸化炭素の回収者、回収年月日、回収地点、二酸化炭素の発生由来、燃料の製造者、製造地点、燃料種類を記入します。

6-8 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別	燃料の使用に伴うエネルギー起源CO2	
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	10 <sup>4</sup> t-CO2
	当該二酸化炭素を回収した者	A社
	当該二酸化炭素を回収した年月日	2000/00/00
	当該二酸化炭素を回収した地点	〒100-xxxx 東京都千代田区霞が関X-X-X
	当該二酸化炭素の発生由来	排出源となった排出活動を記載します。(セメント製造等)
回収した二酸化炭素の用途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	10 <sup>4</sup> t-CO2
	当該燃料の製造者	●●ガス株式会社
	当該二酸化炭素を引き取った年月日	2000/00/00
	当該燃料の製造地点	〒100-xxxx 東京都千代田区霞が関X-X-X
	当該燃料の種類	合成メタンなど

- 権利利益の保護に係る請求および情報の提供の有無 について記入します。

## 7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無について、1. 有を選択する場合は選りなおしてください。

権利利益の保護に係る請求の有無  
(該当するものを選択すること)

1. 有

2. 無

その他の関連情報の提供の有無  
(該当するものを選択すること)

1. 有

2. 無

報告書入力（認定表）

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- 事業所が指定表を作成した後で、管理関係事業者、または認定管理統括事業者の事業者ユーザが認定表を作成します。

① 認定表を作成する事業者を選択します。

The screenshot displays the EECS system interface. At the top, the submission year is set to 2026. The left sidebar menu has the '定期報告書の入力' (Input of Regular Reports) option highlighted with a red box. The main content area is titled '省エネ法：定期報告書の入力' (Energy Conservation Law: Input of Regular Reports) and features a central graphic with three buttons: '特定表' (Specified Table), '認定表' (Certification Table), and '指定表' (Designated Table). The '認定表' button is highlighted with a red box. Below this graphic, there is a link to a manual for system operation.

② クリックします。

③ クリックします。

システム操作に関するマニュアル  
左部メニュー画面の「報告書作成から提出までの流れ」より、簡易フロー及び簡易マニュアルをご覧いただけます。

※最初に必ず「報告書データの更新」ボタンを押して情報を最新化してください。

- 原単位等について、入力したエネルギー使用量から自動的に計算し記入されています。報告書提出にあたり不足している情報を順番に入力してください。
- **自動入力情報が間違っている場合は、管理画面（事業所情報入力）もしくはエネルギー使用量の入力画面に戻り、修正してください。修正したら都度、「報告書データの更新」を押してください。**

The screenshot shows the '省エネ法：定期報告書(認定表)' page. At the top right, there are buttons for '添付資料アップロード', '削除', and '入力内容を保存' (highlighted with a red box). A blue button labeled '報告書データの更新' is also visible. A red box with a yellow warning triangle contains the following text:

ごために「入力内容を保存」を押す。

Below this, a list of instructions is provided:

- 第2表：月別の使用量（数値）は4月から翌3月まですべて報告してください。
- 第2表：「電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数」は、必須入力となります。DRを実施していない場合は「0日」で入力してください。
- 第5表：認定-第5表-1(温室効果ガス算定排出量)/事業者全体/温室効果ガス算定排出量（他人から供給された電気及び熱の使用に伴って発生する温室効果ガス算定排出量）
- 第5表：1番目：認定-第5表-1(温室効果ガス算定排出量)/事業分類明細/温室効果ガス算定排出量（他人から供給された電気及び熱の使用に伴って発生する温室効果ガス算定排出量）

The main form area shows '認定-第1表 事業者の名称等' with several input fields. A red box highlights the '認定管理統括事業者番号' and '又は管理関係事業者番号' fields, with the text: '検知されたエラーが表示される。赤色：報告書等の作成と提出を進めるうえで支障がある誤り。指摘箇所の入力値を修正する必要があります。' Another red box highlights the '事業者の名称' field, with the text: '検知されたエラーが表示される。赤色：報告書等の作成と提出を進めるうえで支障がある誤り。指摘箇所の入力値を修正する必要があります。' A third red box highlights the '法人番号' field, with the text: '検知されたエラーが表示される。赤色：報告書等の作成と提出を進めるうえで支障がある誤り。指摘箇所の入力値を修正する必要があります。' A fourth red box highlights the '郵便番号から住所を入力' button, with the text: '検知されたエラーが表示される。赤色：報告書等の作成と提出を進めるうえで支障がある誤り。指摘箇所の入力値を修正する必要があります。' A fifth red box highlights the '郵便番号から住所を入力' button, with the text: '検知されたエラーが表示される。赤色：報告書等の作成と提出を進めるうえで支障がある誤り。指摘箇所の入力値を修正する必要があります。'

※表ごとの入力方法の詳細については、操作マニュアル（省エネ法（工場等）編）をご参照ください。

## 添付資料の登録

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- 説明資料を添付するときは、「定期報告書の入力」等の画面で、「添付資料アップロード」のボタンを押下します。
- 添付資料アップロード画面ではファイルの種類・形式を設定後、「ファイルの選択」ボタンから添付するファイルを指定できます。「新規アップロード」ボタンをクリックすると添付が完了します。

The screenshot shows the '添付資料アップロード' (Attach File Upload) dialog box. The interface includes a sidebar with navigation options like 'ホーム', '報告書作成から提出までの流れ', and '定期報告書の入力'. The main content area has the following elements:

- ① クリックします。**: A red box highlights the '添付資料アップロード' button in the top right navigation bar.
- ② 選択します。**: A red box highlights the dropdown menu for 'ファイルの種類' (File Type), which currently shows '(選択なし)' (None selected).
- ③ クリックしてファイルを選択します。**: A red box highlights the 'ファイルの選択' (Select File) button, which is currently disabled and shows the message 'ファイルが選択されていません' (No file selected).
- ④ クリックします。**: A red box highlights the '新規アップロード' (New Upload) button, which is used to complete the upload process.

Below the dialog box, there are input fields for '法人番号' (Corporate Number), '銘柄コード' (Stock Code), and '\*代表者の役職名' (Representative's Position Name).

## 報告書ファイルの登録

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- 省エネ法（工場）の報告書作成支援ツールは廃止されましたが、民間事業者が提供するツールを使って作成した定期報告書（XMLファイル）をEEGSにアップロードして提出することも可能となっています。
- アップロードされた報告書は、EEGSの画面上で閲覧することは可能ですが、修正することはできません。ツールで修正を行い、再アップロードしてください。

### 定期報告書の提出

提出年度 2026年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

**報告書の提出**

外部連携・データ連携

報告書の提出

報告書（届出書等）のファイルアップロード

報告書（届出書等）の一覧

システム操作に関するマニユアル  
左部メニュー画面の「ヘルプ」より、簡易フロー及び簡易マニュアルをご覧いただけます。

①クリックします。

②クリックします。

- 報告書種別とファイル形式を設定し、「ファイルの選択」ボタンをクリックしてファイルをアップロードします。

## 報告書（届出書等）一覧画面

提出年度 2025年 \*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

報告書の提出

外部連携・データ出力

管理機能

ログアウト

・WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードのみでは提出は完了していません。報告書の提出は、「報告書（届出書等）一覧画面」より提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

・作成支援ツールは、ホーム画面の「制度毎の報告様式・制度マニュアル・作成支援ツール等へのリンク」より入手してください。一方、画面で入力をされますとアップロードでの入力は不可となります。

特定事業者番号／特定連鎖化事業者番号／認定管理統括事業者番号 0293932

特定荷主番号／認定管理統括荷主番号 021113

特定輸送事業者指定番号／認定管理統括輸送事業者指定番号

特定排出者コード／特定漏えい者コード 285002989

2025年度  
※該当年度以外の報告書(届出書等)は本システムからは提出できません。提出したいときは窓口へご相談ください。

\*報告書種別 省エネ法定定期報告書（工場等）

\*ファイル形式 XML

\*ファイル選択 ファイルの選択 ファイルが選択されていません

\*報告書を作成したツール その他 自社システムからの出力

次へ

クリックして、ファイルを選択します

選択すると表示されます。

- アップロードが完了すると、報告書基本情報画面が表示されます。
- さらにアップロードするファイルが他にもある場合は、画面の下側に移動し、アップロードする「様式」及び「ファイル形式」を選択した上で、「ファイルの選択」ボタンからファイルを追加します。
  - 事業所単位のファイルの場合は、該当する「事業所」を選択した上で、ファイルを追加する必要があります。
- ここではファイルをEEGSに登録するだけで、提出したことになりません。この後、報告書一覧画面から、報告書をEEGSで作成した場合と同様に、入力チェック (☞23) 「提出」 (☞24・25) の操作を実施してください

## 報告書基本情報画面

①「アップロード様式」で、提出する報告書の様式を選択します。

②「事業所選択」で、提出する様式に係る事業所を選択します。  
新しく事業所を追加する場合は、「《事業所を追加する》」を選択し、確認のダイアログで「OK」ボタンをクリックすると、事業所情報詳細登録画面へ遷移するので、追加する事業所の情報を入力し、「入力内容を保存」ボタンをクリックしてください。

③「ファイル追加」欄で「ファイル形式」を選択し、「ファイルの選択」ボタンを押下してアップロードするファイルを追加します。

## 中長期計画書の作成

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- 初期登録時には事業者情報で登録されている内容が、自動的に反映されます。報告書提出にあたり不足している情報を入力します。
- 前年度にEEGSで中長期計画書の入力を行っていた場合、前年度データを反映し、それをベースに中長期計画書を作成することができます。

## 中長期計画書の入力



「事業所を選択」のまま、「工場等」を選択後、事業者ユーザーとして初期登録を行う。

「計画書データの更新」ボタンをクリックすることにより、事業者基本情報、事業者ユーザーが入力した内容が報告書に反映される。

提出年度 2025年 経済産業省 事業所を選択

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

省エネ法：中長期計画書の入力

工場等

システム操作に関するマニュアル

左部メニュー画面の「報告書作成から提出までの流れ」より、

事業所を選択

添付資料アップロード 入力内容を保存

計画書データの更新

表紙：提出日は必ず入力して下さい。

- I 特定事業者番号、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等：計画書（合理化）の計画期間/開始年度は必ず入力して下さい。
- II 特定事業者番号、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等：計画書（合理化）の計画期間/終了年度は必ず入力して下さい。
- III 特定事業者番号、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等：計画書（非化石転換）の計画期間/開始年度は必ず入力して下さい。
- IV 特定事業者番号、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等：計画書（非化石転換）の計画期間/終了年度は必ず入力して下さい。
- II エネルギー使用量：エネルギー使用量は必ず入力して下さい。
- IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画：1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標/1-1. 非化石電気の使用状況/指標の範囲全体のエネルギー使用量（原油換算k）は必ず入力して下さい。
- IV 非化石エネルギーへの転換に関する計画：1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標/1-1. 非化石電気の使用状況/目標値は必ず入力して下さい。
- 前年度の「III 3-1. エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果」に比べると件数が少なくなっています。削除した計画がある場合は「III 5. 前年度計画書との比較」へ入力してください。

中長期計画書の入力

表紙

\*は必須項目です。

提出先 ※提出先の選択を

\*提出日 ※

\*郵便番号 郵便番号から住所を入力

\*住所

\*法人名

法人名（英語表記）

\*法人番号

銘柄コード

前年度データ反映 ファイル取込

「前年度データ反映」ボタンをクリックすると前年度の入力内容が自動反映される。

● 事業所ユーザーが入力を行えるのは「計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」と「前年度計画書との比較」、「非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果」と「前年度計画書との比較」の明細のみです。

事業所ユーザーとして入力する時は事業所を選択し、「工場等」を押下

・中長期計画書の事業者ユーザー入力エリアにエラーまたは警告があります。管理者・事業者権限をお持ちの場合は、ホーム画面に戻り、ヘッダーの事業所プルダウンを事業所未選択の状態（「事業所を選択」を選択した状態）にして中長期計画書の作成を行ってください。事業所ユーザーの方は対応不要です。このメッセージは無視してください。

事業所ユーザーとして入力時に当該メッセージが表示された場合

- ・P.216の手順で操作を行い、事業者ユーザーとして対応を行ってください。
- ・事業所ユーザー権限のみの場合は、対応不要です。

※本頁以降は、P.216の手順で事業者ユーザとして入力する場合の説明となります。

22

## 中長期計画書 表紙

EEGSで自動入力  
※一部手入力

- 提出宛先、提出年月日、住所、法人名、法人番号、銘柄コード、代表者氏名等を記入します。

「事業者基本情報入力」画面で登録した情報が自動入力されます（👉6 事業者情報の入力）

様式第8（第35条関係）

※受理年月日

※処理年月日

### 中 長 期 計 画 書

〇〇経済産業局長 殿

提出先はEEGSの電子申請先を選択してPDFやエクセルでダウンロードすると初めて表示されるため、入力画面では確認できない。  
提出先については、[記入要領](#)より確認。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エ  
第27条第1項及び第2項又は第39条第

提出先

※提出先の選択を行う画面にて登録してください。

\*提出日

2000/00/00 ※日付の形式(yyyymmdd)で入力してください。

\*郵便番号

000-0000 [郵便番号から住所を入力](#)

\*住所

東京都0000

\*法人名

株式会社0000

法人名（英語表記）

0000

\*法人番号

.XXXXXXXXXXXX

銘柄コード

XXXX

\*代表者の役職名

代表取締役社長

\*代表者の氏名

経済 太郎

- 特定事業者番号、事業者名称、主たる事業、エネルギー管理関係者の氏名等を記入します。
- **提出免除を希望する場合は希望欄にチェック**します。

手入力

## I 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号  
又は認定管理統括事業者番号

XXXXXXX

\*事業者の名称

株式会社〇〇

\*主たる事務所の所在地

〇〇〇-〇〇〇〇 郵便番号から住所を入力

東京都〇〇〇〇

\*細分類番号

XXXX 産業分類から細分類番号を取得

\*主たる事業

セメント製造業

省エネ取組の優良事業者については、エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書（様式第8のⅢ）の提出頻度が軽減される(直近過去2年度以上連続S評価の事業者で希望者のみ)。

中長期計画書の提出免除の希望

中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を

希望する

提出頻度の軽減の条件については、中長期計画の提出頻度の軽減についてをご確認ください。

非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書（様式第8のⅣ）については、直近に提出した者から計画の内容に変更がない限りは、5年を上限として提出が免除される。

\*計画書(合理化)の計画期間

2024 年度 ~ 2028 年度

\*計画書(非化石転換)の計画期間

2024 年度 ~ 2030 年度  計画内容に変更なし

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
定期報告書の評価	S	S	S	S	S	S
計画書(合理化)	提出	提出 (免除申請)	免除	免除	提出 (免除申請)	免除
計画書(非化石転換)	提出	計画内容に変更がない限り提出不要 (5年が上限)			提出	

● 今年度の定期報告書（前年度の使用実績）のエネルギー使用量の合計値klを記入

EEGSTで自動入力

### 1. エネルギー使用量

**II エネルギー使用量**

---

**1. エネルギー使用量**

\*エネルギー使用量（原油換算kl）

1000000

 kl
 

定期報告書データ反映

**半角数字、小数点以外は入力しないで下さい。  
（全角数字、「,」（カンマ）、空白等の入力により  
エラーになるケースが多発しております）**

「定期報告書データ反映」ボタンをクリックすると、定期報告書より「1. エネルギー使用量」、「2. ベンチマーク指標の見込み」、「1-1. 非化石電気の使用状況」を取得し画面へ反映されます。

- **ベンチマーク対象事業者のみ**が記入します。
- ベンチマーク対象事業の名称、区分、状況、エネルギー使用量を記入します。なお、**算定方法は旧省エネ法の熱量換算係数等を使用して**行います。
- 今後5年度間のベンチマーク指標の見込みと2030年度を目標年度とした業界の目標値を記入します。

手入力

## 1. ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算kl)	行追加
3	セメント製造業	4000 MJ/t	800000 kl	削除

## 2. ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み (単位)					目標年度
	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	3	3920 MJ/t	3840 MJ/t	3820 MJ/t	3790 MJ/t	3750 MJ/t

- エネルギー使用の合理化計画の内容、中長期計画作成指針、該当する工場名、着手完了時期、期待効果等を記入します。

手入力

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	着手時期	完了時期	エネルギー使用合理化期待効果 (原油換算kl/年)	ベンチマーク対象	新規追加	行追加
空気圧搾機の更新	(3)セメント製造業 作成指針を選択	〇〇工場	2026年4月	2028年5月	12000 kl	2	<input type="radio"/>	削除
照明設備の高効率化	作成指針を選択	〇〇工場	2026年4月	2028年5月	500 kl		<input type="radio"/>	削除
各熱利用設備の断熱強化	作成指針を選択	△△工場	2026年4月	2028年5月	700 kl		<input type="radio"/>	削除

### 3-2. 合計

年度	エネルギー使用合理化期待効果 (原油換算kl/年)
2030	42000 kl

ベンチマーク指標対象範囲の期待効果			
ベンチマーク対象	年度	エネルギー使用合理化期待効果 (原油換算kl/年)	行追加
3	2030	38000 kl	削除

### 3-3. 原単位削減期待効果

年度	原単位削減期待効果
2030	4.2 %

ベンチマーク指標対象範囲の期待効果			
ベンチマーク対象	年度	エネルギー使用合理化期待効果 (原油換算kl/年)	行追加
3	2030	3.8 %	削除

「内容」、「中長期計画作成指針」、「合計の年度」、「合理化期待効果」、「新規追加」等の未記入が発生していますので注意してください。

- 合理化及び電気需要の最適化に関し、実施した省エネ活動、省エネ体制整備などを記入します。
- 「5. 前年度計画書との比較」欄では、前年度の中長期計画書に記載した項目のうち、今年度の中長期計画書の内容からは削除した項目を記入してください。

手入力

#### 4. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報

1 従来からの「省エネ推進責任者会議」を改組し、エネルギー管理統括者(取締役(環境・CSR 担当))を委員長、エネルギー管理企画推進者(エネルギー環境技術部 次長)を副委員長とし、本社各部、支社、全工場から1名の部長を委員とする「省エネ委員会」を立ち上げた。

主たるミッションは、省エネルギーの推進とCO2排出量の削減に関して全社の組織を見渡した中長期基本計画(5年間)の作成と、そのローリングプランとしての年度計画の作成及び毎四半期ごとの年度計画の達成状況のチェックである。

本中長期計画書は、この「省エネ委員会」において承認されたものである。

2 また、来年より、全社的に固定エネルギー削減計画をスタートしており、この一環として3年間で順次、高効率照明等の導入、事務用機器・業務用機器の更新に当たり基準エネルギー消費効率以降のものを採用することを決定した。

#### 5. 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由	行追加
ボイラー設備の更新	〇〇工場	実施済み	削除


- **全ての事業者が非化石電気の使用状況における目標を記入します。**
  - 目標値の設定に当たっては、系統電気の非化石証書の使用状況を加味した足元の非化石電気の使用量（※）を踏まえて、事業者で検討した非化石電気への転換の目標値を設定してください。（重み付け非化石については、1.2倍の値で計算してください。）
- ※非化石電気の使用状況を算出する際の計算方法については、特定第4表3-1をご覧ください。

手入力

## 1. 非化石エネルギーへの転換に関する目標

### 1-1 非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	目標	
		2030年度	
使用電気全体に占める非化石電気の比率	100000 kl	40	%

 2030年度の目標値は特定第4表3-1の目標値と必ず同じ値を記入する。

- 定量目標を国が定めた5業種8分野の事業者のみ目標を記入します。

手入力

## 1-2 定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲全体のエネルギー使用量 (原油換算kl)	定量目標の目安		目標		行追加
				2030年度	2030年度	2030年度	2030年度	
2	セメント製造業	焼成工程における非化石燃料の使用割合	800000	28%	30%			削除

## ● 定量目標の目安となる水準

区分	事業	指標	目安となる水準
1A	高炉による製鉄業(※1)	水素、廃プラスチック又はバイオマスの導入等の非化石エネルギーへの転換に向けた取組による、2030年度における2013年度比石炭の使用量に係る原単位(石炭の使用量を粗鋼の生産量で除して得た値をいう。)削減割合	2%以上
1B	電炉による製鉄業(※2)	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上
2	セメント製造業(※3)	2030年度における焼成工程(原料を高温で焼成し中間製品であるクリンカーを製造する工程)における化石燃料及び非化石燃料の使用量に占める非化石燃料の使用量の割合	28%以上
3A	洋紙製造業(※4)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
3B	板紙製造業(※5)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4A	石油化学系基礎製品製造業(※6)	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
4B	ソーダ工業	①主燃料を石炭とするボイラーを有する者 2030年度における2013年度比石炭の使用量の削減割合 ②主燃料を石炭とするボイラーを有しない者 2030年度における外部調達する電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	①30%以上 ②59%以上
5	自動車製造業	2030年度における外部調達する電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合	59%以上

- IV 1-1、1-2以外に、任意に設定した指標に関して、目標値を設定します。なお、**本表の記入は任意**です。
- 事業者全体の**非化石比率の向上に特に有効となる指標**を記入します。

手入力

## 1-3 その他の指標の状況

指標	指標の範囲全体の エネルギー使用量 (原油換算kl)	目標		行追加
		2030 ▼ 年度		
事業者全体の全エネルギー使用量 に占める非化石エネルギー比率	1000000	20	%	削除

## 任意指標の例

- ・事業者全体のエネルギー使用に占める非化石エネルギー割合
- ・外部調達電気における非化石エネルギー割合
- ・〇〇製造工程における非化石エネルギー使用割合
- ・給湯用の熱エネルギー使用に占める非化石エネルギー割合

- 目標の達成に向けた非化石エネルギー転換計画を記入します。
- 計画内容、該当する工場等、着手完了時期、期待効果、定量目標の目安設定業種等を記入します。

手入力

## 2. 非化石エネルギーへの転換に関する計画内容及び期待効果

内容	該当する工場等	着手時期	完了時期	非化石エネルギー 転換期待効果	目安設定 業種	新規 追加	行追加
焼成工程における 廃棄物などの利用拡大	〇〇工場	2025 年 4 月	2027 年 6 月	100000 kl	2		削除
非化石比率の高い 電力メニューへの転換	△△工場	2026 年 4 月	2026 年 7 月	4500 kl		○	削除
自家発電に投入する バイオマス燃料の割合増加	△△工場	2027 年 4 月	2028 年 7 月	2000 kl		○	削除

- その他の非化石エネルギー転換に関する事項及び参考情報を記入します。
- 「前年度計画書との比較」では、前年度の中長期計画書に記載した項目のうち、今年度の中長期計画書の内容からは削除した項目を記入します。

手入力

### 3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

通常の燃料としての利用が困難である廃棄物などの非化石燃料の使用を目指し、2025年4月より利用技術の研究開発及び実証実験を進める。  
また、製造工程において発生する二酸化炭素を活用した合成メタンの使用を目指し、2026年10月より研究開発及び実証実験を開始する予定。

\*太陽光発電設備を設置する権限のある屋根を持っているか  持っている  持っていない

【屋根設置太陽光発電設備に関する目標】

記入した目標は、中長期計画書を出力する際に「3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報」の末尾へ追記されます。

条件を満たす全ての屋根について、2030年度までに屋根設置太陽光発電設備を設置する

### 4. 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由	行追加
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	削除
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	削除
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	削除

提出

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

● 報告書を提出するには、必ず入力チェックを行う必要があります。

## 定期報告書の提出

提出年度 2026年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

**報告書の提出**

外部連携・データ連携

報告書の提出

報告書（届出書等）のファイルアップロード

**報告書（届出書等）の一覧**

システム操作に関するマニュアル

左部メニュー画面の「報告書作成から提出までの流れ」より、簡易フローで操作を進めます。

①クリックします。

②クリックします。

次ページへ

- 報告書を提出するには、必ず入力チェックを行う必要があります。

## 報告書（届出書等）一覧画面

報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了していません。  
報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2026	温対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データあり	2025/02/20 17:31 (2025/02/20 17:29)	
2026	温対法報告書（様式第2）	一時保存データなし		
2026	省エネ法定定期報告書（工場等）	一時保存データあり	2025/02/20 17:35 (2025/02/20 17:33)	
2026	省エネ法特定事業者（特定連鎖化事業者）指定取消申出書	一時保存データなし		
2026	省エネ法指定工場等指定取消申出書	一時保存データなし		
2026	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）選任・解任届出書	一時保存データなし		
2026	省エネ法エネルギー管理者（管理員）選任・解任届出書	一時保存データなし		

「✓」マークをクリックします。

入力チェックの結果、問題がない場合は「報告書の内容は、問題ありませんでした。」とメッセージダイアログが表示されます。これで報告書を提出することができます。

- 入力チェックに問題があった場合、報告書画面に遷移しメッセージが表示されています。
- メッセージに従って修正し再度入力チェックを行ってください。

### 【エラーメッセージが表示されている場合】

エラーメッセージが表示されている場合、提出することはできません。  
メッセージに従って修正し入力内容を保存後、再度入力チェックを行ってください。

#### 省エネ法：定期報告書(特定表)

事業者情報やエネルギー使用量の入力値等の修正が行われた場合は、右の報告書データの更新ボタンを押してください。⇒⇒

報告書データの更新

外部ファイルを取り込み

- 第11表：エネルギー管理指定工場等番号：XXXXXXXが記載された指定表が登録されていません。特定第11表で指定している場合は、指定表を入力してください。

### 【警告メッセージのみが表示されている場合】

警告メッセージの内容を確認し、必要があれば修正し入力内容を保存後、再度入力チェックを行ってください。  
修正が不要な場合は、次ページ以降の手順にそって提出してください。

#### 省エネ法：定期報告書(特定表)

事業者情報やエネルギー使用量の入力値等の修正が行われた場合は、右の報告書データの更新ボタンを押してください。⇒⇒

報告書データの更新

外部ファイルを取り込み

- 第6表：ベンチマーク指標の見込みが最後に提出された中長期計画書の記載値と異なっています。記載値が正しいかご確認ください。[2A(A指標)：特定表 中長期 XXXX][2A(B指標)：特定表 中長期 XXXX][2B：特定表 中長期 XXXX]

- 入力チェックの結果、問題が無ければ「提出」ボタン（紙飛行機マーク）が表示されます。
- 「提出」ボタンをクリックして、提出先を登録してください。

## 報告書（届出書等）一覧画面

提出年度 2025年 \*\*\*\*\* 事業所1 \*\*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の提出

外部連携・データ出力

管理機能

ログアウト

報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了していません。  
報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

「提出」ボタン（紙飛行機マーク）をクリックします。

提出年度	報告書	ステータス	(登録日時)	
2025	温対法報告書（様式第2）	一時保存データなし		
2025	省エネ法定期報告書（工場等）	一時保存データあり	2025/02/20 17:55 (2025/02/20 17:52)	
2025	省エネ法特定事業者（特定連鎖化事業者）指定取消申出書	一時保存データなし		
2025	省エネ法指定工場等指定取消申出書	一時保存データなし		
2025	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）選任・解任届出 <span>OK</span>	一時保存データなし		
2025	省エネ法エネルギー管理者（管理員）選任・解任届出書	一時保存データなし		
2025	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）兼任承認申請書	一時保存データなし		
2025	省エネ法エネルギー管理者（管理員）兼任承認申請書	一時保存データなし		
2025	省エネ法中長期計画書（工場等）	一時保存データなし		
2025	省エネ法貨物輸送届出書	一時保存データなし		
2025	省エネ法輸送能力届出書	一時保存データなし		
2025	省エネ法輸送能力届出書（航空）	一時保存データなし		
2025	省エネ法認定管理統括事業者に係る認定申請書	一時保存データなし		
2025	省エネ法連携省エネルギー計画認定申請書	一時保存データなし		

次ページへ

- 提出先選択画面が表示されます。各項目のプルダウンから提出先を設定します。
- 複数の提出先を登録する場合は、「追加」ボタンをクリックします。
- 主たる事業を所管する省庁について、「主」にチェックを付けてください。主たる事業が複数省庁による共管の場合は、複数選択可能です。
- 省エネ法（工場等）の場合、提出先として経済産業省が初期表示されています。

## 提出先選択画面

提出先選択

提出ボタンを押すと、以下の提出先に報告書（届出書等）が提出されます。社内決裁等が終了していることを確認してから、提出ボタンを押下してください。

**基本情報**

提出年度: 2025年度  
 報告書: 省エネ法定定期報告書（工場等）  
 特定事業者番号／特定連鎖事業者番号／認定管理統括事業者番号  
 特定荷主番号／認定管理統括荷主番号  
 特定輸送事業者指定番号／認定管理統括輸送事業者指定番号  
 特定排出者コード／特定漏えい者コード  
 事業者名  
 報告書形式: Web入力

**提出先選択**

提出先	省庁名	局	担当課・室	説明	削除
<input type="checkbox"/>	経済産業省	(選択なし)	(選択なし)	報告書から抽出	削除

【必須】主たる事業を所管する省庁の左端「(主)」にチェックを入れて下さい。  
 (主たる事業が複数省庁による共管の場合は複数選択可。)  
 自動設定された提出先は、過年度の報告書又は細分類番号から推奨している提出先です。必要に応じて修正して下さい。

※省エネ法定定期報告書（様式第9）及び温対法報告書においては報告書に記載した主たる事業の所管省庁と、(主)のチェックが一致する【報告書の該当箇所】  
 ・省エネ法定定期報告書（様式第9）：特定-第12表1  
 特定事業者全体欄にある「当該事業を所管する大臣」欄  
 ・温対法報告書様式第1：表紙  
 「特定排出者の主たる事業を所管する大臣」欄

経済産業省以外の事業所管省庁についてはこちらを参照

報告書を提出する

複数の提出先を登録する場合は、「行追加」ボタンをクリックします

提出先の登録は「省庁名」「局」「担当課・室」を設定し、「(主)」(主たる事業の所管省庁)を1件以上選択します。事業の所管省庁は記入要領を参照してください。

提出先選択時、同じ省庁で提出先を複数登録することはできません。同じ省庁の別部局、別課室での確認をご希望の場合は、提出前に提出先省庁へご連絡とご確認をお願いします。

- 報告書を提出するには、提出先選択画面から「報告書を提出する」ボタンをクリックします。
- 報告書の提出が完了すると、「受領書をダウンロードする」というボタンが表示されますので、そこを押下すると受領書をダウンロードすることができます。社内で報告書を提出したことを証明する書類としてご利用ください。
- なお、省エネ法（工場）定期報告書を提出した後に、エネルギー使用量や活動量を修正して温対法報告書を提出した場合、調整後排出量が変わっている可能性があります。調整後排出量に変更がある場合は、省エネ法（工場）定期報告書を提出し直してください。

## 提出先選択画面

The screenshot shows the EECS interface. On the left is a navigation menu with options like 'ホーム', '報告書作成から提出までの流れ', 'エネルギー使用量の入力', etc. The main area is titled '提出先選択' (Submission Destination Selection). It contains a '基本情報' (Basic Information) section with fields for '提出年度' (2025年度), '報告書' (省エネ法定期報告書 (工場等)), and '提出先' (Economic Industry). Below this is a table of submission destinations with a '報告書を提出する' button highlighted in a red box. A yellow callout bubble points to this button with the text 'クリックします。' (Click).

On the right, the '報告書を提出する' (Submit Report) screen is shown. It displays '2026年度 省エネ法定期報告書 (工場等)' and a list of six checkmarks for confirmation. A red box highlights this list, and a yellow callout bubble points to it with the text '全てのチェック項目にチェックを入れた後、「報告書を提出する」ボタンをクリックします。' (After checking all check items, click the 'Submit Report' button).

クリックします。

全てのチェック項目にチェックを入れた後、「報告書を提出する」ボタンをクリックします。

● 定期報告書の入力および提出の状況は、提出ファイル一覧の「ステータス」で確認できます。

報告書（届出書等）一覧画面

提出年度 2026年 \*\*\*\*\*
事業所を選択 \*\*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

報告書の提出

外部連携・データ出力

管理機能

ログアウト

### 報告書（届出書等）一覧画面








作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了しておりません。報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2026	温対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データあり	2025/02/20 17:31 (2025/02/20 17:29)	
2026	温対法報告書（様式第2）	一時保存データなし		
2026	省エネ法定期報告書（工場等）	一時保存データあり	2025/02/20 17:35 (2025/02/20 17:33)	
2026	省エネ法特定事業者（特定連鎖化事業者）： <span style="color: #00a0c0;">OK</span> 肖申出書	一時保存データなし		
2026	省エネ法指定工場等指定取消申出書	一時保存データなし		
2026	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）選任・解任届出書	一時保存データなし		
2026	省エネ法エネルギー管理者（管理員）選任・解任届出書	一時保存データなし		
2026	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）兼任承認申請書	一時保存データなし		
2026	省エネ法エネルギー管理者（管理員）兼任承認申請書	一時保存データなし		
2026	省エネ法中長期計画書（工場等）	一時保存データなし		
2026	省エネ法貨物輸送量届出書	一時保存データなし		
2026	省エネ法輸送能力届出書	一時保存データなし		

- EEGSの報告書一覧画面で表示するアイコンについて説明します。

	編集・詳細	表示されている行の内容の編集を行います。 表示されている行の詳細画面に遷移します。
	削除	表示されている行の削除、報告書が不要の場合の削除を行います。
	PDF出力	受領書等のPDF出力を行います。
	提出	報告書の提出を行います。
	入力チェック	報告書の入力チェックを行います。
	取り下げ依頼	報告書の取り下げ依頼を行います。
	取り下げ依頼解除	報告書の取り下げ依頼の解除を行います。

- EEGSに登録した報告書をファイル出力（ダウンロード）できます。  
（提出前でも、登録済であれば出力が可能です）
- 工場の場合、登録済の特定表・指定表・認定表全て出力できます。事業所毎の指定表出力はできません。

## 定期報告書の提出

提出年度 2026年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

**報告書の提出**

外部連携・データ連携

報告書の提出

報告書（届出書等）のファイルアップロード

**報告書（届出書等）の一覧**

クリックします。

システム操作に関するマニュアル

左部メニュー画面の「報告書作成から提出までの流れ」より、簡易フローマニュアルをご覧ください。

次ページへ

クリックします。

- 報告書（届出書等）一覧画面から出力したい提出ファイルを選択し、表示します。

## 報告書（届出書等）一覧画面

提出年度 2026年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

ホーム

報告書作成から提出までの流れ

エネルギー使用量の入力

その他：報告書情報の入力

定期報告書の入力

中長期計画書の入力

報告書の入力

GHGプロトコル向け排出量

報告書の提出

外部連携・データ出力

管理機能

ログアウト

報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了しておりません。報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2026	温対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データあり	2025/02/20 17:31 (2025/02/20 17:29)	    
2026	温対法報告書（様式第2）	一時保存データなし		  
2026	省エネ法定期報告書（工場等）	一時保存データあり	2025/02/20 17:35 (2025/02/20 17:33)	   
2026	省エネ法特定事業者（特定連鎖化事業者）指定取消申出書	一時保存データなし		  
2026	省エネ法指定工場等指定取消申出書	一時保存データなし		  
2026	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）選任・解任届出書	一時保存データなし		  
2026	省エネ法エネルギー管理者（管理員）選任・解任届出書	一時保存データなし		  
2026	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）兼任承認申請書	一時保存データなし		  
2026	省エネ法エネルギー管理者（管理員）兼任承認申請書	一時保存データなし		  
2026	省エネ法中長期計画書（工場等）	一時保存データなし		  
2026	省エネ法貨物輸送量届出書	一時保存データなし		  
2026	省エネ法輸送能力届出書	一時保存データなし		  

次ページへ

- 「報告書本体」欄の「本体一括ダウンロード形式選択」で、出力するファイルの形式を選択します。
- 「作成済みファイル一覧」ボタンをクリックすると、ダウンロードファイルの一覧画面に遷移します。状況が「作成済」になったらファイル名をクリックし、ダウンロードしてください。

## 報告書基本情報画面

※画面遷移後下までスクロールしてください

②ファイルのダウンロード状況を確認する場合は、「作成済みファイル一覧」をクリックします。

①ファイル形式を選択します。

①で「PDF」を選んだ場合は、続けて「PDF出力」をクリックします。

ファイル名をクリックします。

ID	作成日	報告書名	状況	ダウンロードファイル名
516852	2025/02/20 18:12:03	省エネ法定定期報告書 (工機等)	作成中	
516851	2025/02/20 18:06:15	省エネ法定定期報告書 (工機等)	作成済	20250220180615_受領書.pdf
516850	2025/02/20 18:05:37	省エネ法定定期報告書 (工機等)	作成済	20250220180537_受領書.pdf
516849	2025/02/20 18:04:32	省エネ法定定期報告書 (工機等)	作成済	20250220180432_受領書.pdf

取り下げ・差戻しからの再提出

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- 報告書の取り下げを行う場合には、まず、報告書を提出した省庁に電話等で連絡し、許可をとってください。
- その上で、報告書（届出書等）の一覧画面から、取り下げを行う報告書の「矢印」をクリックします。すると、取り下げ依頼を行う報告書の確認画面が表示されるので、「取り下げ依頼」ボタンをクリックしてください。
- 取り下げ依頼を行い、省庁が承認すると、報告書のステータスが「**取り下げ済**」に変わります。「**取り下げ済**」になってから、報告書の修正を行い再提出してください。
- なお、**取り下げを行うと提出日が更新されるのでご注意ください。**

## 報告書（届出書等）一覧画面

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2025	温対法報告書(様式第2)	一時保存データなし		[Icons]
2025	省工不法定期報告書(工場等)	提出済・確認前	2025/02/20 18:04 (2025/02/20 18:04)	[Icons] <b>提出先</b>
2025	省工不法特定事業者(特定連鎖化事業者)指定取消申出書	一時保存データなし		[Icons]
2025	省工不法指定工場等指定取消申出書	一時保存データなし		[Icons]
2025	省工不法エネルギー管理統括者(管理企画推進者)選任・解任届出書	一時保存データなし		[Icons]
2025	省工不法エネルギー管理者(管理員)選任・解任届出書	一時保存データなし		[Icons]
2025	省工不法エネルギー管理統括者(管理企画推進者)兼任承認申請書	一時保存データなし		[Icons]
2025	省工不法エネルギー管理...			
2025	省工不法中長期計画書(工...			
2025	省工不法貨物輸送届出書			
2025	省工不法輸送能力届出書			
2025	省工不法輸送能力届出書(...			
2025	省工不法認定管理統括事業...			
2025	省工不法連携省エネルギー計画認定申請書	一時保存データなし		

ステータス内容により、次の取り下げ依頼画面での操作が異なります。

- 提出済み・確認前 : 省庁ユーザが定期報告書の内容を確認する前のため、取り下げ依頼事由の入力は不要です。
- 提出済み・確認済 : 省庁ユーザがすでに定期報告書の内容を確認済みであるため、取り下げ依頼事由の入力が必要です。

- 取り下げた／差戻された報告書を修正・保存した上で、報告書（届出書等）一覧画面に遷移します。
- ファイルアップロードにより登録した報告書はEEGS上で修正できないので、ファイル上で修正した上で再度ファイルをアップロードしてください。
- まず、「入力チェック」ボタン(チェックマーク)をクリックして、入力チェックを行います。。  
そこでエラーメッセージが表示されなければ、「提出」ボタン(横矢印マーク)をクリックして、報告書を再提出します。

報告書（届出書等）一覧画面

報告書（届出書等）一覧画面

作成済みの報告書を検索する

提出ファイル一覧

作成済みファイル一覧

WEB入力、または、作成支援ツールによるXMLファイル等のアップロードでは提出は完了していません。  
報告書の提出は、提出先の選択を行い提出処理の実行をお願いいたします。

提出年度	報告書	ステータス	最終更新日時 (登録日時)	操作
2026	温対法報告書（様式第1、様式第2）	一時保存データなし		[操作アイコン]
2026	温対法報告書（様式第2）	一時保存データなし		[操作アイコン]
2026	省エネ法定定期報告書（工場等）	差戻し済	2026/02/26 14:36 (2025/12/09 14:21)	[✓] [▶] [操作アイコン] [提出先]
2026	省エネ法特定事業者（特定連鎖化事業者）指定取消届書	一時保存データなし		[操作アイコン]
2026	省エネ法指定工場等指定取消届書	一時		[操作アイコン]
2026	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）選任・解任届出書	一時		[操作アイコン]
2026	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）選任・解任届出書	一時		[操作アイコン]
2026	省エネ法エネルギー管理者（管理員）選任・解任届出書	一時保存データなし		[操作アイコン]
2026	省エネ法エネルギー管理統括者（管理企画推進者）兼任承認申請書	一時保存データなし		[操作アイコン]
2026	省エネ法エネルギー管理者（管理員）兼任承認申請書	一時保存データなし		[操作アイコン]
2026	省エネ法中長期計画書（工場等）	一時保存データなし		[操作アイコン]
2026	省エネ法貨物輸送量届出書	一時保存データなし		[操作アイコン]
2026	省エネ法輸送能力届出書	一時保存データなし		[操作アイコン]

①「✓」マークをクリックして、入力チェックを行います。

②「提出」マークをクリックして、再提出します。

その他

---

※詳細なマニュアルは[こちら](#)

- 省エネ法定期報告情報（工場）の開示制度への参加表明及び必要な情報の登録を行う場合、ホーム画面の「管理機能」メニューから、「省エネ法（工場等）開示制度情報入力」ボタンをクリックします。
- 遷移先画面の上部には対象年度が表示されます。年度を変更したい場合は、メニューの「ホーム」をクリックし、ヘッダー部分で年度を切り替えてください。

The first screenshot shows the main dashboard with a red box around the '省エネ法（工場等）開示制度情報入力' button. A callout box says 'クリックします。' (Click).

The second screenshot shows the '開示制度情報入力 - 省エネ法（工場）' page. A red box highlights the 'ホーム' button in the left sidebar. A callout box says '対象年度を切り替える場合は「ホーム」をクリックします。' (When changing the target year, click 'Home').

The third screenshot shows the '提出年度' dropdown menu with '2025年' selected. A red box highlights the dropdown. A callout box says '対象年度を切り替える場合は「提出年度」プルダウンより年度を切り替えてください。' (When changing the target year, change the year from the 'Submission Year' dropdown).

- 一度開示制度への参加を表明すると次年度以降も参加表明済みの状態となり、EEGSの画面からは参加を取り下げることが出来ません。
- 参加表明・選択開示項目の受付期間内であれば、選択開示項目の編集は可能です。

## 開示制度情報入力画面

参加表明

登録状況：参加表明されていません

「参加する」を選択して登録を行うと、以降共通開示項目については開示取り下げができません。よくご確認の上登録してください。  
※「開示宣言の登録」ボタンを押下するまでは登録されません。

省エネ法定期報告情報の開示制度に参加しますか。

参加する

①新たに開示制度への参加を表明する場合、チェックを入れます。

報告書/計画書の該当表	共通開示項目の概要	開示内容
表紙		事業者名 事業者名 (英語)

---

選択開示項目

登録状況：登録されていません

定期報告書の該当表	選択開示項目の概要	開示内容	開示への同意
特定第2表1-1	事業者の基本状況	非化石エネルギー総使用量 (GJ、kJ)	<input checked="" type="radio"/> 開示する <input type="radio"/> 開示しない
特定第13表6の1	温対法関連情報	温室効果ガス排出量の算定に用いた認証排出削減相当量 (最大4項目)	<input type="radio"/> 開示する <input checked="" type="radio"/> 開示しない
特定第3表2-1		主たる事業における電気需要最適化評価原単位	<input checked="" type="radio"/> 開示する <input type="radio"/> 開示しない
特定第2表1-3	電気の需要の最適化に関する情報	DR	<input checked="" type="radio"/> 開示する <input type="radio"/> 開示しない
		事業者全体の電気需要最適化評価原単位対前年度比 (%)	<input type="radio"/> 開示する <input checked="" type="radio"/> 開示しない
特定第4表2		5年度間平均電気需要最適化評価原単位変化 (%)	<input type="radio"/> 開示する <input checked="" type="radio"/> 開示しない

②「開示する」または「開示しない」を選択します。

③クリックします。

開示宣言の登録

- 続いて、自由記述欄の登録を行います。各項目の登録は任意です。自由記述欄に登録した情報は当年度のみ有効であり、年度を跨いで引き継がれることはありません。必要に応じて年度ごとに入力を行ってください。
- 「取組概要の登録」ボタンをクリックすると、入力した内容が登録されます。なお、これ以降も「自由記述欄」の受付期間内であれば編集が可能です。

提出年度 2025年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

自由記述欄 登録状況：登録されていません

前年度データ反映

取組の概要①：業界の事情等を考慮した取組について（定量指標）

※取組の概要①の対象業種は https://www.enecho.meti.g

提出年度 2025年 \*\*\*\*\* 事業所を選択 \*\*\*\*\*

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項（最大232文字：1行につき58文字×最大4行）  
※最大文字数は取組の概要①の対象業種では少なくなります。

取組の概要②：カーボンニュートラルに向けて

1. 自由記述欄（カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について）  
（最大1798文字：1行につき58文字×最大31行）

2. 関連リンク（最大3行）

タイトル（最大20文字）

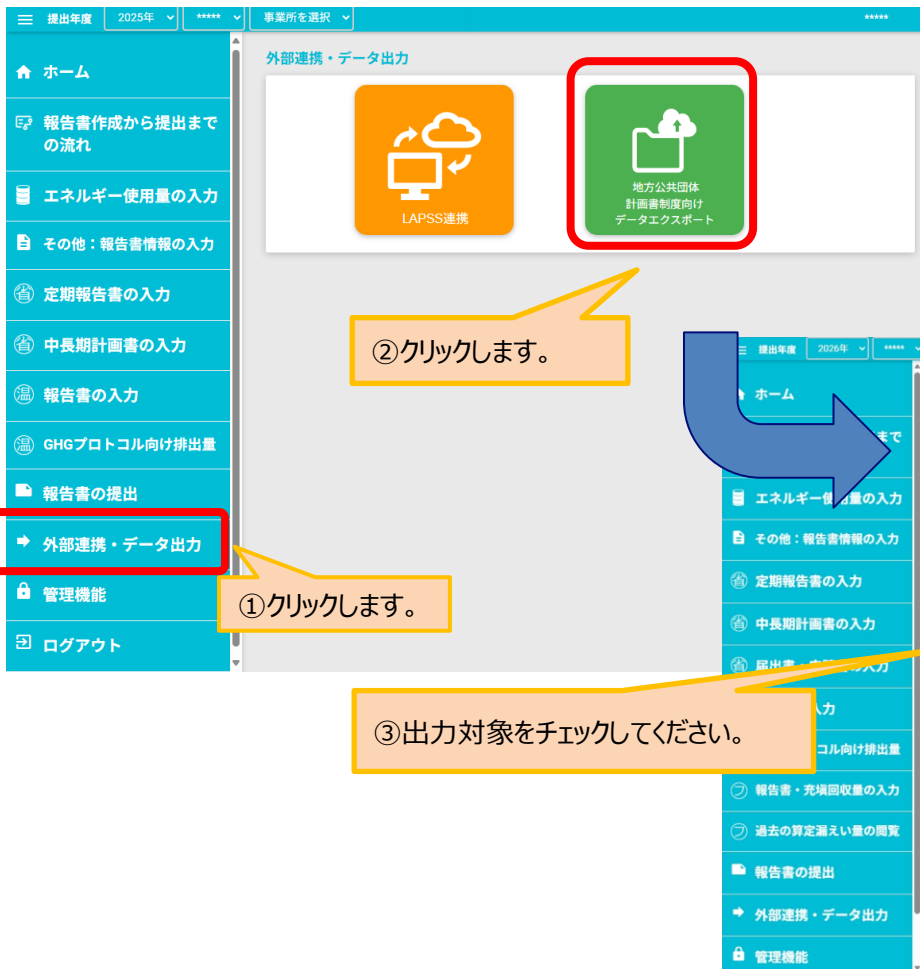
行追加

取組概要の登録

「前年度データ反映」をクリックすると、前年度に登録した内容が反映されます。

自由記述欄の入力が完了したら、「取組概要の登録」をクリックします。

- 地方公共団体計画書制度の報告に必要な情報をCSV形式で出力する場合、ホーム画面の「外部連携・データ出力」メニューから、「地方公共団体計画書制度向けデータエクスポート」をクリックします。
- 遷移先の画面で報告対象年度を選択し、出力したい事業所の「選択」にチェックを入れ、「エクスポート」ボタンをクリックすると必要な情報を掲載したファイルが出力されます。



「エクスポート」ボタンをクリックすると、下記 2 種類のCSVファイルが圧縮されたZIPファイルが出力されます。

- 地方公共団体計画書制度向けデータエクスポート\_報告情報.csv
- 地方公共団体計画書制度向けデータエクスポート\_活動量情報.csv

# 公開FAQのよくある質問

- よくある質問の回答は資源エネルギー庁のホームページに掲載しています。

## 省エネ法にかかるQ & A 【工場・事業場編】

キーワード検索 (Ctrl+F) する場合には、「すべて開く」をおすとWEB画面上で検索が行いやすくなるので便利です。

すべて開く すべて閉じる

1. 改正省エネ法(2023年4月1日施行) について »
2. 特定事業者の指定について »
3. 特定連鎖化事業者の指定について »
4. エネルギー管理者統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任について »
5. テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方について »
6. エネルギー使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書等について »
7. 工場判断基準について »
8. 電気需要最適化原単位（月別・時間帯別係数）について »
9. DR日数の報告について »
10. 電気事業者に係る措置について »
11. 連携省エネルギー計画について »
12. 認定管理統括事業者の認定について »

省エネポータルサイト：

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/faq/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/faq/)

## Ⅲ. 省エネ法の解説

250

• 省エネ法の基本方針（実務者の義務など）	251
• 判断基準と管理標準	252
• 原単位の管理	258
• 定期報告情報の開示制度	261
• 省エネ政策	262

# 省エネ法の解説（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針）

- 省エネ法の基本方針告示では、主に省エネ推進体制の整備、省エネ設備の導入・更新・改善、設備の運転・保守点検の管理標準の設定等が実施事項として求められています。

第一 エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

一 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者が講ずべき措置

（一）工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者は、次の各項目の実施を通じ設置している工場等におけるエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位の改善を図るものとする。

- ①工場等に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組等を把握すること。
- ②工場等に係るエネルギーの使用の合理化の取組を示す方針を定め、当該取組の推進体制を整備すること。
- ③エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を中心として、工場等全体の総合的なエネルギー管理を実施すること。
- ④エネルギーを消費する設備の設置に当たっては、エネルギー消費効率が悪く、かつ、効率的な使用が可能となるものを導入すること。
- ⑤エネルギー消費効率の向上及び効率的な使用の観点から、既設の設備の更新及び改善並びに当該既設設備に係るエネルギーの使用の制御等の用に供する付加設備の導入を図ること。
- ⑥エネルギーを消費する設備の運転並びに保守及び点検その他の項目に関し、管理標準を設定し、これに準拠した管理を行うこと。
- ⑦エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者によるエネルギー管理者及びエネルギー管理員の適確かつ十分な活用その他工場等全体における総合的なエネルギー管理体制の充実を図ること。
- ⑧工場等内で利用することが困難な余剰エネルギーを工場等外で有効利用する方策について検討し、これが可能な場合にはその実現を図ること。
- ⑨他の工場等を設置している者と連携して工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進することができる場合には、共同で、その連携して行うエネルギー使用の合理化のための措置に取り組むこと。

# 省エネ法の解説（事業者が遵守すべき判断基準）

- 判断基準とは、全ての事業者がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を告示として公表されているものです。
- 各事業者はこの判断基準に基づき、エネルギー消費設備ごとの管理標準の策定や非化石転換に関する目標の設定等を行うことで、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に努めなければなりません。判断基準は基準部分、目標部分、調和規定で構成されています

I 基準部分	<b>I-1 全ての事業者が取り組むべき事項：</b> <b>特定事業者等が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下の（1）～（7）までの7項目を規定</b> (1) 取組方針（目標、取組事項）の策定 (2) 管理体制の整備 (3) 非化石転換に必要な資金・人材の確保 (4) 取組方針の遵守状況を確認・評価・改善指示 (5) 取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的な精査・変更 (6) 取組方針や管理体制等の文書管理による状況把握 (7) 非化石エネルギーへの転換に資する取組に関する情報の開示
	<b>I-2 工場等において取り組むべき事項：</b> <b>(1) 事務所：燃料・熱・電気等に関して取り組むべき基本的実施事項</b> 1-1 燃料に関する事項：非化石燃料の使用に対応した設備の選定、非化石燃料の使用割合向上 1-2 熱に関する事項：非化石熱の使用に対応した設備の選定、非化石熱の使用割合向上、非化石比率の高い熱の調達、熱証書等の活用 1-3 電気に関する事項：非化石電気の使用に対応した設備の選定、非化石比率の高い電気の調達、電力証書等の活用 1-4 その他に関する事項：非化石エネルギーへの転換に資する技術開発及び実証実験  <b>(2) 工場等：燃料・熱・電気等に関して取り組むべき基本的実施事項</b> 1-1 燃料に関する事項：非化石燃料の使用に対応した設備の選定、非化石燃料の使用割合向上 1-2 熱に関する事項：非化石熱の使用に対応した設備の選定、非化石熱の使用割合向上、非化石比率の高い熱の調達、熱証書等の活用 1-3 電気に関する事項：非化石電気の使用に対応した設備の選定、非化石比率の高い電気の調達、電力証書等の活用 1-4 その他に関する事項：非化石エネルギーへの転換に資する技術開発及び実証実験
II 目標部分	<b>●特定事業者等が中長期的に努力し、計画的に取り組むべき事項について規定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 他人から供給された電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合に関する目標の設定</li><li>● 国が目安となる水準を定める指標に関する目標の設定</li><li>● その他業態特性や固有の事情等を考慮した指標に関する目標の設定 (備考)<ol style="list-style-type: none"><li>1 非化石エネルギー量の算出方法（詳細は本書P.12参照）</li><li>2 活用できる証書等の種別等（詳細は本書P.60参照）</li></ol></li></ul>
III 調和規定	非化石エネルギーへの転換に関する措置が、エネルギーの使用の合理化に関する措置の効果を著しく妨げることのないように留意すべき点について規定

# 省エネ法の解説（事業者が遵守すべき判断基準）

- 非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断基準では、すべての事業者が取り組むべき7項目が規定されています。

## （3）工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準

I 基準部分	<b>I-1 全ての事業者が取り組むべき事項：</b> 特定事業者等が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下の（1）～（7）までの7項目を規定 （1）取組方針（目標、取組事項）の策定 （2）管理体制の整備 （3）非化石転換に必要な資金・人材の確保 （4）取組方針の遵守状況を確認・評価・改善指示 （5）取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的な精査・変更 （6）取組方針や管理体制等の文書管理による状況把握 （7）非化石エネルギーへの転換に資する取組に関する情報の開示
	<b>I-2 工場等において取り組むべき事項：</b> <b>（1）事務所：燃料・熱・電気等に関して取り組むべき基本的実施事項</b> 1-1 燃料に関する事項：非化石燃料の使用に対応した設備の選定、非化石燃料の使用割合向上 1-2 熱に関する事項：非化石熱の使用に対応した設備の選定、非化石熱の使用割合向上、非化石比率の高い熱の調達、熱証書等の活用 1-3 電気に関する事項：非化石電気の使用に対応した設備の選定、非化石比率の高い電気の調達、電力証書等の活用 1-4 その他に関する事項：非化石エネルギーへの転換に資する技術開発及び実証実験
	<b>（2）工場等：燃料・熱・電気等に関して取り組むべき基本的実施事項</b> 1-1 燃料に関する事項：非化石燃料の使用に対応した設備の選定、非化石燃料の使用割合向上 1-2 熱に関する事項：非化石熱の使用に対応した設備の選定、非化石熱の使用割合向上、非化石比率の高い熱の調達、熱証書等の活用 1-3 電気に関する事項：非化石電気の使用に対応した設備の選定、非化石比率の高い電気の調達、電力証書等の活用 1-4 その他に関する事項：非化石エネルギーへの転換に資する技術開発及び実証実験
II 目標部分	<b>●特定事業者等が中長期的に努力し、計画的に取り組むべき事項について規定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●他人から供給された電気及び自家発電による電気の使用量に占める非化石エネルギーの割合に関する目標の設定</li><li>●国が目安となる水準を定める指標に関する目標の設定</li><li>●その他業態特性や固有の事情等を考慮した指標に関する目標の設定（備考）<ol style="list-style-type: none"><li>1 非化石エネルギー量の算出方法（詳細は本書P.12参照）</li><li>2 活用できる証書等の種別等（詳細は本書P.60参照）</li></ol></li></ul>
III 調和規定	非化石エネルギーへの転換に関する措置が、エネルギーの使用の合理化に関する措置の効果を著しく妨げることのないように留意すべき点について規定

詳細は省エネポータルサイト（本書P.63参照）『省エネ法の概要』の中の『省エネ法関連法令』を参照

# 省エネ法の解説（判断基準の遵守状況）

- 特定第9表での報告は、「判断基準の遵守状況」を項目ごとにチェックする様式になっています。

## I エネルギーの使用の合理化の基準

### I-1 全ての事業者が取り組むべき事項

#### (1) 取組方針の策定

\*設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針(中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。)を定めること。

- 策定している
- 策定していない

\*取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。

- 全て含めている
- 大半含めている
- 一部含めている
- 含めていない

#### (2) 管理体制の整備

\*設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。

- 実施している
- 大半で実施している
- 一部実施している
- 実施していない (整備完了予定年 )

#### (3) 責任者等の配置等

\* (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。

- 配置済み
- 一部配置している
- 配置していない

# 省エネ法の解説（判断基準の遵守状況）

- 判断基準告示の別表には設備の管理標準を設定する際の基準値や目標値が定められています。下記はボイラー設備に関する基準廃ガス温度の例です。

## ④ ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置

ア.（省略）。

イ. ボイラー設備からの廃ガス温度が別表第2(A)に掲げる廃ガス温度を超過する場合には、廃熱利用の措置を講じること。また、蒸気ドレンの廃熱が有効利用できる場合は、回収利用の措置を講じること。

### (1) ボイラーに関する基準廃ガス温度

区分		基準廃ガス温度（単位：℃）				
		固体燃料		液体燃料	気体燃料	
		固定床	流動床		高炉ガスその他の副生ガス	
電気事業用（注1）		—	—	145	110	200
一般用 ボイラー （注 2）	蒸発量が毎時30トン以上のも の	200	200	200	170	200
	蒸発量が毎時10トン以上30ト ン未満のもの	250	200	200	170	—
	蒸発量が毎時5トン以上10ト ン未満のもの	—	—	220	200	—
	蒸発量が毎時5トン未満のも の	—	—	250	220	—
小型貫流ボイラー（注3）		—	—	250	220	—

# 省エネ法の解説（管理標準の設定例）

- 管理標準では、運転の管理、計測および記録、保守および点検に関して管理基準を設定することが求められています。蒸気ボイラー設備の例では、管理値には空気比、燃料の供給圧力、蒸気ヘッド圧力等が定量的に設定されています。

管理標準番号		設備名					
E-動力-2		蒸気ボイラー（3t/h×3台、都市ガス）					
承認		照査		作成		改訂年月日	
						制定年月日	
判断基準番号		内容			管理値等		備考
①管理又は基準							
(1)①ア		空気比（負荷率50～100%の時）			1.2～1.3		ボイラー運転要領書
(1)①イ		別表第1(A)(1)区分による基準空気比を遵守			上記は別表に合致		省エネ検討書参照
(1)①ウ		複数のボイラーの燃焼負荷を調整			5t/h未満は2台運転		省エネ検討書参照
(1)①エ		燃料供給圧力（都市ガス13A）			0.2～0.3MPa		設計図書参照
(2-1)①ア		給水予熱器への蒸気供給圧力			0.5～0.6MPa		設計図書参照
(2-1)①キ		ボイラーの水質管理（JISB8223）			pH5.8～9.0、硬度60以下		湯水時の水質変化注意
(2-1)①コ		蒸気ヘッド圧力			0.5～0.6MPa		加熱成形機の必要条件
②計測及び記録							
(1)②		燃料量、給水量、蒸気圧力、排ガス温度			1回／日		ボイラー運転日誌
		空気比（存酸素濃度の計測記録）			1回／年		ボイラー定期点検記録
(2-1)②		蒸気の温度、圧力及び流量			1回／日		ボイラー運転日誌
③保守及び点検							
(1)③		燃焼装置の清掃及び点検			1回／年		設備保全基準による 定期点検で実施
(2-1)③		伝熱面の清掃及び点検			1回／年		定期点検で実施
④新設に当たっての措置		新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断する。					
改訂履歴		改訂年月日	改訂内容				

# 省エネ法の解説（管理標準の設定例）

- 空気調和設備の管理標準の例では、管理値には区画や季節に応じた温度設定や運転開始・停止時刻などを設定しています。

管理標準番号		設備名					
E-動力-3		空気調和機設備(エアハン・ファンコイル×35台)					
承認	照査	作成	改訂年月日			備考	
			制定年月日				
判断基準番号	内容			管理値等	備考		
①管理又は基準							
(1)①ア	空調区画ごとに、ブラインド等により負荷を低減し、下記のとおり管理する 1.空調の運転時間 ・運転開始 ・運転停止 2.室内温度設定 ・外勤部門の空調区画 ・上記以外の空調区画 .....			☐ ☐ 15 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	空調区画は空調マニュアル参照 中間期は終日停止 体調等により調整可 体調等により調整可		
(1)①カ	同一区画の稼働台数の管理			☐ ☐ ☐ ☐ ☐ **☐ ☐ ☐ ☐ **☐ **☐	詳細は空調マニュアル参照		
②計測及び記録							
(1)②ア	室温測定、湿度測定			1回/日	環境測定記録		
(1)②イ	電気使用量、蒸気圧力			1回/日	空調計測記録		
③保守及び点検							
(1)③ア	断熱材、フィルター等の点検			1回/月	設備保全基準による 月例点検で実施		
	定期保守点検			1回/年	定期点検で実施		
(1)③イ	自動制御装置定期保守点検			1回/年	定期点検で実施		
④新設に当たっての措置							
(1)④ア～ウ	新設の場合、その時点での技術と投資効果内容により判断する。						
改訂履歴	改訂年月日			改訂内容			

## 省エネ法の解説（エネルギー消費原単位）

- 省エネ法では、非化石エネルギーも含めたエネルギー全体の使用の合理化を図る必要があります。
- エネルギーの使用の合理化に関する取組はエネルギー消費原単位により評価を行います。エネルギー消費原単位の算出に当たっては、非化石燃料の使用量に乘じる補正係数等を考慮する必要があります（下式参照）。

$$\text{エネルギー消費原単位} = (A' - B - B') / C$$

**A** = エネルギー使用量（燃料、熱、電気の使用量）

**A'** = Aのうち、非化石燃料の使用量に0.8を乗じた使用量

**B** = 販売した副生エネルギー量

**B'** = 購入した未利用熱量

**C** = エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（例：生産量、売上高、etc）

（注 「A」、「B」、「B'」は原油換算kIとして計算）

## 省エネ法の解説（電気需要最適化評価原単位）

- 電気需要最適化評価原単位の算出に当たっては、月別または時間帯別の電気需要最適化係数を用いて電気の使用量を補正する必要があります。
- 「電気需要最適化評価原単位」の定義は、以下の通りです。

$$\text{電気需要最適化評価原単位} = (A'' - B - B') / C$$

A = エネルギー使用量 (燃料、熱、電気の使用量)

A'' = Aのうち、非化石燃料の使用量に0.8を乗じ電気需要最適化係数を考慮した使用量

B = 販売した副生エネルギー量

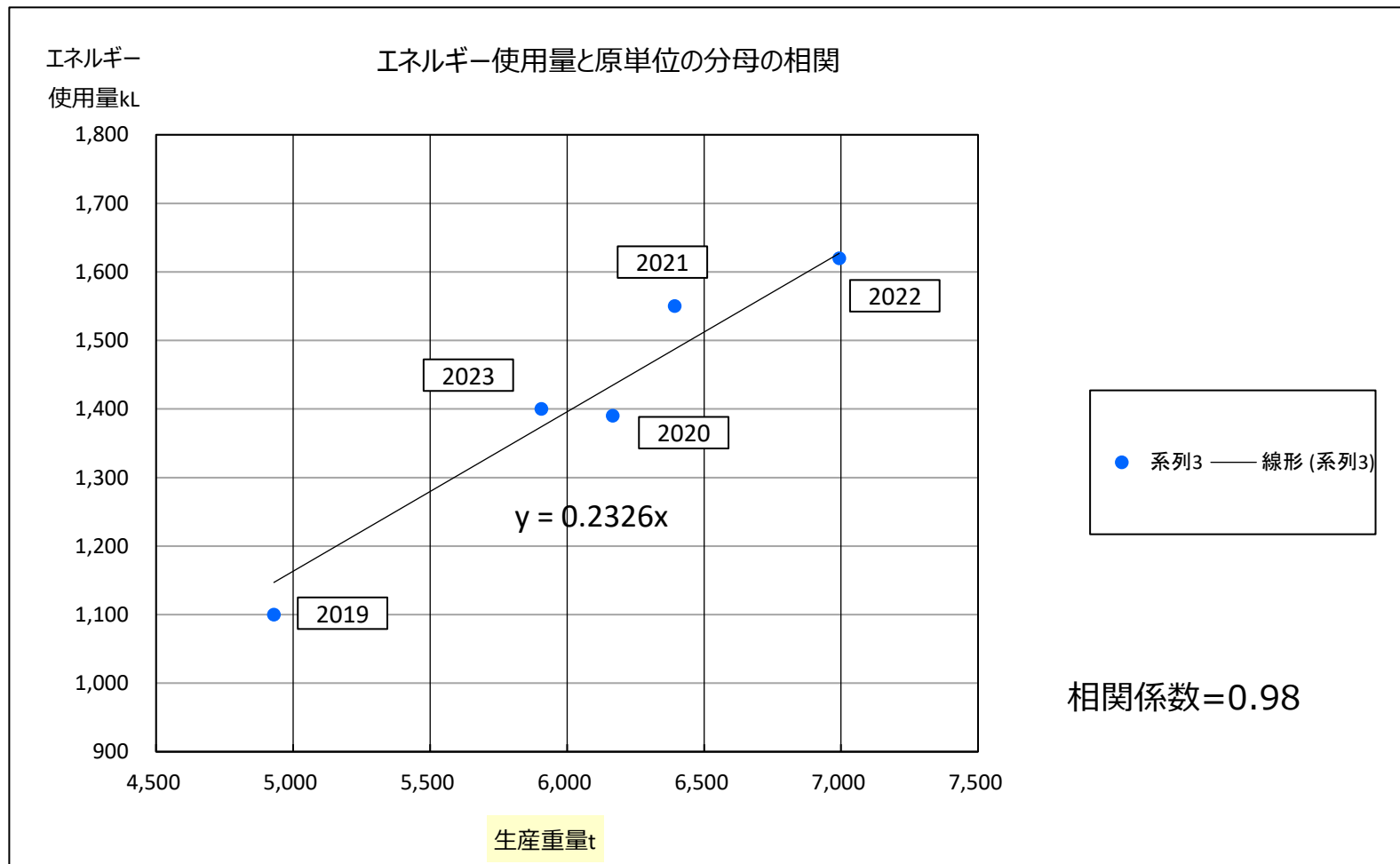
B' = 購入した未利用熱量

C = エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 (例：生産量、売上高、etc)

(注. 「A」、「B」、「B'」は原油換算kIとして計算)

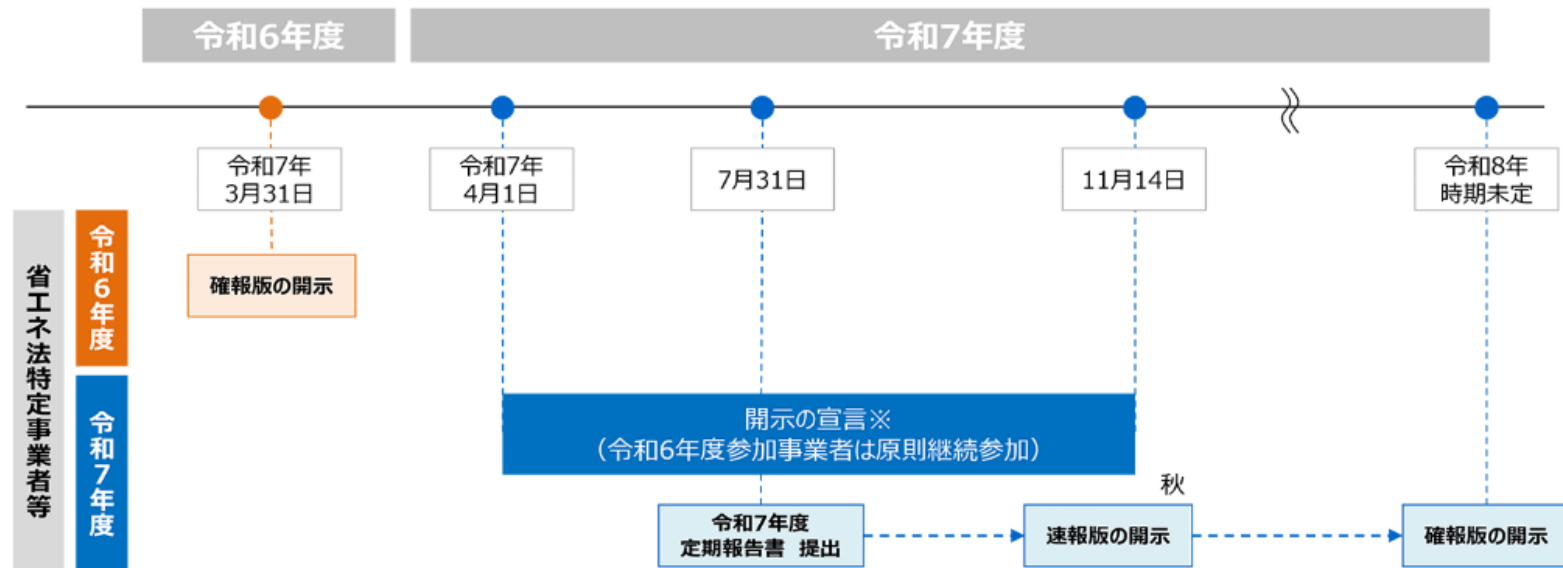
# 省エネ法の解説（エネルギー使用量と密接な関係を持つ値）

- 省エネ法では、原単位の分母にエネルギー使用量と密接な関係を持つ値を設定します。
- この例では、5年度間の生産重量  $t$  とエネルギー使用量  $kL$  の相関図を作成して、相関が高いことが判明。密接な関係を持つ値として生産重量を選定。



# 省エネ法 定期報告情報の開示制度

- 令和5年度に省エネ法に基づく定期報告情報を、事業者の同意に基づき開示する制度を創設。
- 令和6年度より、全ての省エネ法特定事業者等（エネルギー使用量1,500kl/年以上の大規模需要家）を対象に、本格運用を開始し1,695者が参加を宣言。
- 本年度も昨年度に引き続き、令和6年度補正省エネ補助金、FIT賦課金減免制度の申請には開示制度への参加が必要（※令和6年度に開示制度に参加している事業者は令和7年度も継続参加）。
- 開示制度の参加は、令和7年度からEEGSより参加宣言並びに自由記述欄の登録を受け付けます。EEGSによる開示宣言方法はこちら：[kaiji\\_eegs\\_sousa.pdf](http://kaiji_eegs_sousa.pdf)
- なお、昨年度の開示シートは以下を参照してください。  
[各事業者の開示シート](#) | [事業者向け省エネ関連情報](#) | [省エネポータルサイト](#)



※ 令和7年度より「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」にて参加宣言を受け付けます。

# 省エネ政策(事業者クラス分け評価制度 (SABC評価制度))

- 省エネ法の定期報告を提出するすべての事業者をSABCの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

<b>Sクラス</b> 省エネが優良な事業者 (目標達成事業者)	<b>Aクラス</b> 省エネの更なる努力が 期待される事業者 (目標未達成事業者)	<b>Bクラス</b> 省エネが停滞している事業者 (目標未達成事業者)	
<b>【水準】</b> ※1 ① <u>努力目標達成</u> または、 ※2 ② <u>ベンチマーク目標達成</u>	<b>【水準】</b> Bクラスよりは省エネ水準 は高いが、Sクラスの水準 には達しない事業者	<b>【水準】</b> ① <u>努力目標未達成かつ直                  近2年連続で原単位が対                  前度年比増加</u> または、 ② <u>5年度間平均原単位が                  5%超増加</u>	<b>Cクラス</b> 注意を要する事業者 (目標未達成事業者)
<b>【対応】</b> 優良事業者として、経産 省HPで事業者名や連 続達成年数を表示。	<b>【対応】</b> 省エネ支援策等に関する 情報をメールで発出し、 努力目標達成を推進。	<b>【対応】</b> <u>注意喚起文書を送付し、現                  地調査等を重点的に実施。</u>	<b>【水準】</b> Bクラスの事業者の中で 特に判断基準遵守状況 が不十分
<b>【対応】</b> 省エネ法第6条に基づく 指導を実施。			

<b>全事業者</b> ※4	<b>Sクラス</b>	<b>Aクラス</b>	<b>Bクラス</b>
11,872 (11,960)	52.7% (52.0%)	31.8% (33.9%)	15.5% (14.1%)

※1 努力目標：5年度間平均エネルギー消費原単位又は5年度間平均電気需用最適化評価原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

※3 定期報告書、中長期計画書の提出遅延を行った事業者は、Sクラス事業の公表・優遇措置の対象外として取り扱うことがあります。

※4 令和6年度に提出された令和5年度実績の工場・事業場におけるエネルギー使用状況等に関する定期報告書について、令和7年5月7日時点で評価を行った結果を示したものととなります。

( ) は令和5年度報告(令和4年度実績)の値。各クラスの割合は、クラス分けに必要な5年度間平均原単位変化が算出可能な事業者数を分母としています。262

# 省エネ政策（補助金制度）

- 省エネ設備への更新にあたって支援補助金制度があります。詳細は、資源エネルギー庁のホームページ等をご覧ください。



家庭でできる省エネ



事業者向け省エネ



政策関連情報



## 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

### 省エネルギー設備への更新支援

エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）の4つの類型での支援により、企業の投資を後押しします。

<b>(Ⅰ) 工場・事業場型</b> ※旧A B類型	<ul style="list-style-type: none"><li>工場・事業所全体で大幅な省エネを図る取り組みに対して補助</li><li>補助率：1/2（中小） 1/3（大） 等</li><li>補助上限額：15億円 等</li></ul>	<b>【平釜】</b>  <b>【立釜】</b> ※複数の釜を連結して排熱再利用  	<ul style="list-style-type: none"><li>従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連続型の立釜に更新。</li><li>釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業所全体の設備・設計を見直し、3年で37.1%の省エネを実現予定。</li></ul>
<b>(Ⅱ) 電化・脱炭素燃转型</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助</li><li>補助率：1/2</li><li>補助上限額：3億円 等</li></ul>	<b>【キユボラ式】</b> ※コークスを使用  <b>【誘導加熱式】</b> ※電気を使用 	
<b>(Ⅲ) 設備単位型</b> ※旧C類型	<ul style="list-style-type: none"><li>リストから選択する機器への更新を補助</li><li>補助率：1/3</li><li>補助上限額：1億円</li></ul>	<b>【業務用給湯器】</b>  <b>【高効率空調】</b>  <b>【産業用モータ】</b> 	
<b>(Ⅳ) EMS型</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>EMSの導入を補助</li><li>補助率：1/2（中小） 1/3（大）</li><li>補助上限額：1億円</li></ul>	<b>【見える化システムによるロス検出】</b>  <b>【AIによる省エネ最適運転】</b> 	

省エネポータルサイト：

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/support/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/support/index.html)

## **IV. お問い合わせ先**

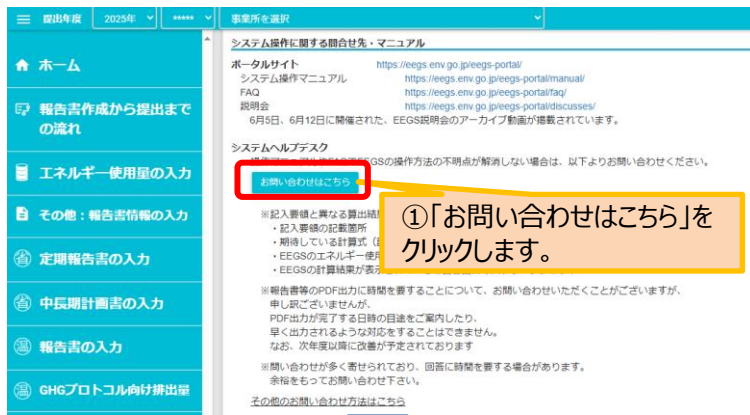
---

**264**

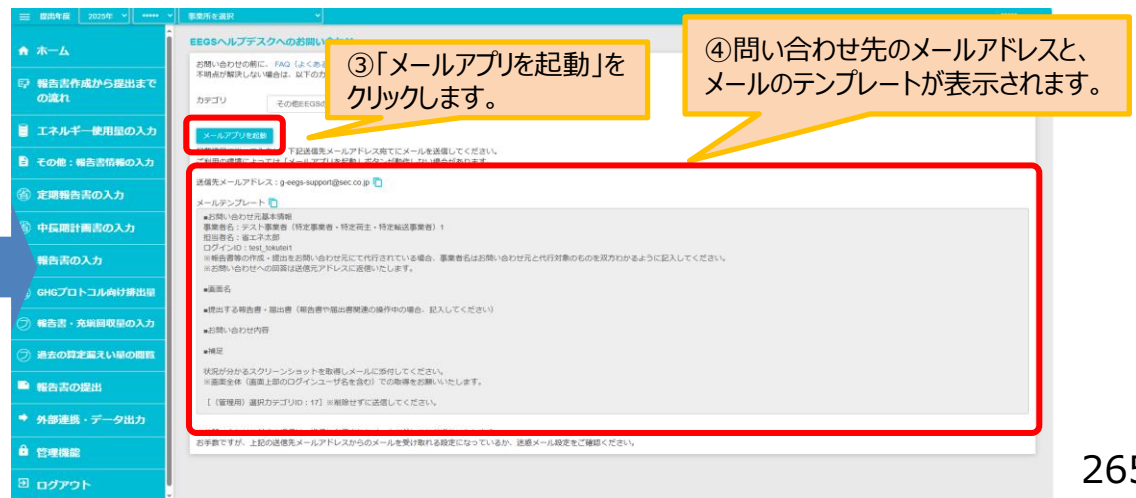
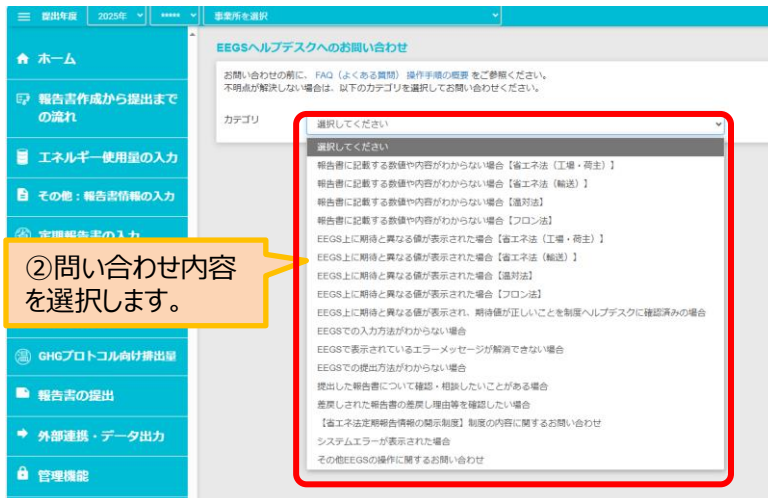
- EEGSお問い合わせ先 265
- 各種お問い合わせ先 266

# お問い合わせ先

- EEGSの操作マニュアルやFAQは、以下のEEGSポータルサイトに掲載しています。  
<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/>
- 操作マニュアルやFAQでもEEGSの操作方法の不明点が解消しない場合は、**EEGSログイン後の「お問い合わせはこちら」**からお問い合わせください。



- ホーム画面の「お問い合わせはこちら」ボタンをクリックし、問合せ内容のカテゴリを選択すると、問合せ先のURLやメールアドレス及びメールテンプレートが表示されます。
- 「メールアプリを起動」ボタンが表示される場合、それをクリックするとメールアプリが起動します。画面に表示されているメールテンプレートをコピーしてメール本文に貼り付け、必要な情報を記入の上、送信してください。



# 各種お問い合わせ先

- ご質問の内容に応じて、複数の窓口を用意しております。

## ○定期報告書・中長期計画書の書き方等のヘルプデスク

< フォームからのお問い合わせはこちら >

<https://tayori.com/f/sehd2025/>

※可能な限り電話ではなく、フォームからの問い合わせをお願いします。

< 電話でのお問い合わせはこちら >

ナビダイヤル：0570-000-787（通話料がかかります）

受付時間：9:20～17:20（土日、祝日、年末年始(12/30～1/3)を除く）

省エネ法ヘルプデスクのHPには、Q&Aが沢山掲載されています。

ご活用下さい。

<https://www.eccj.or.jp/helpdesk/>

## ○EEGSの操作ヘルプデスク

操作マニュアルやFAQでEEGSの操作方法の不明点が解消しない場合は、EEGSログイン後の、「お問い合わせはこちら」から、EEGSヘルプデスクへお問い合わせください。

<https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login>

操作マニュアル

<https://eegs.env.go.jp/eegs-portal/manual>

## ○温対法に関するヘルプデスク

<メールでのお問い合わせ>

**回答内容について正確を期すため、可能な限りメール**でのお問合せをお願いいたします。

e-mail：[gvc-helpdesk@nttdata-strategy.com](mailto:gvc-helpdesk@nttdata-strategy.com)

<電話でのお問い合わせ>

TEL：03-6261-4953 受付時間：平日9時半から18時まで（12時から13時は除く）

※土日・祝日・GW（4/29～5/6）・年末年始（12/27～1/4）を除く